令和８年度　第１回野田市環境審議会
会　議　次　第

《日 時》　令和８年 10 月８日（木）14:00～
《場 所》　野田市役所低層棟４階委員会室

議　　題

（１）野田市環境調査報告書について
（２）野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例の重点区域の指定について

そ　の　他

議案第１号

令和７年度

野 田 市 環 境 調 査 報 告 書

野田市環境部環境保全課

目　　次

Ⅰ　野田市の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1　位置 ・・・ 1

2　人口・世帯数及び面積 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Ⅱ　公害行政 ・・・ 3

1　公害行政のあゆみ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2　組織 ・・ ２９

3　事務分掌 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２９

4　環境審議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２９

5　公害防止に関する融資制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３１

6　公害防止協定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３１

Ⅲ　環境基本計画の進捗状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３２

1　自然との共生の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３３

2　環境への負荷の少ない社会の実現 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３４

3　資源の循環・効率化の進んだ社会の実現 ・・・・・・・・・・・・・・ ３７

4　地球環境保全への貢献 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３８

5　快適な都市環境の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３９

6　みんなが参加する取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４０

Ⅳ　地球温暖化対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４１

Ⅴ　大気汚染　・・・

２　畜犬登録　・・・

Ⅰ　野 田 市 の 概 要

1　位置

本市は、千葉県の北西部に位置し、東京から 30km 圏内にある。南は利根運河を境に柏市・流山市と接しており、東は利根川を隔てて茨城県に、西は江戸川を隔てて埼玉県に接している。このような河川に囲まれた地形から、豊富な水と緑豊かな自然環境の中で、野田地域では、水運を活かし古くから醤油醸造のまちとして発展し、また、関宿地域では、江戸時代に整備された利根川及び江戸川の水上交通により栄えたが、時代の変遷により水運の要所としての役割を終え、純農村地帯としての道を歩んできた。

地形的には、市のほぼ全域に台地が分布し、台地面は利根川と江戸川に注ぐ多くの河川や水路により谷や窪地が形成され、複雑な地形となっている。また、河川流域には氾濫低地が発達し、砂の堆積した自然堤防も形成されている。

市域の成り立ちとしては、明治 22 年の町村制により、1 町 5 村で形成されていた野田地域は、戦後復興が進む「昭和の大合併」の中で 1 町 3 村が昭和 25 年に合併し、市制を施行、昭和 32 年には残る 2 村と合併し、旧野田市となった。一方、明治 22 年の町村制により 1 町 2 村で形成されていた関宿地域は、昭和 30 年に合併し旧関宿町となった。更に平成 15 年 6 月 6 日には、自治体行政基盤の強化を図り、総合的行政能力向上のため、旧野田市と旧関宿町が合併し、現在の「野田市」が誕生している。

図 1-1　野田市の位置図



２　人口・世帯数及び面積

１．人　口　　１５３，３３６人　（令和７年４月１日現在）

２．世帯数　　７３，３３１世帯　（　　〃　　）

３．面　積　　１０３，５５ｋ㎡

表 1-1　野田都市計画区域の用途地域別面積

（令和７年４月１日現在）

区　分	野田都市計画区域	
	面積（ｋ㎡）	比率（%）
市街化区域	23.95	23.13
第一種低層住居専用地域	7.27	7.02
第二種低層住居専用地域	0.06	0.06
第一種中高層住居専用地域	4.33	4.11
第二種中高層住居専用地域	0.19	0.18
第一種住居地域	4.66	4.52
第二種住居地域	1.00	1.03
準住居地域	0.34	0.33
近隣商業地域	0.70	0.66
商業地域	0.32	0.27
準工業地域	1.23	1.23
工業地域	1.54	1.49
工業専用地域	2.31	2.23
市街化調整区域	79.59	76.87
合計	103.54※	100.00

※このデータは都市計画決定された数値であり、平成 26 年 10 月に国土地理院で計測方法を変更（高精度化）したことに伴い、公表されている都市計画区域面積（103.55Km²）

Ⅱ　環 境 行 政

1　公害行政のあゆみ

年月	市	年月	国及び県
		S33.12	「水質保全法」及び「工場排水規制法」の制定　(S34.4.1 施行)
		37. 6	「ばい煙規制法」制定(37.12.1 施行)
		38. 4	「千葉県公害防止条例」の制定　(38.10.1 施行)
		42. 8	「公害対策基本法」の制定　(42.8.3 施行)
		43. 6	「大気汚染防止法」「騒音規制法」の制定(ばい煙規制法廃止)　(43.8.1、43.12.1 施行)
S44.10	衛生課に公害係を新設		
		45. 3	「千葉県公害防止条例」の全面改正　(45.4.1 施行)
45. 9	総務部庶務課所属となる	9	「千葉県公害防止条例施行規則」(規制基準)の制定　(45.9.28 施行)
10	野田市公害防止対策委員会を設置		
11	㈱トピー精工によるカドミウム汚染問題発生		
12	総務部に公害課を新設	12	「水質汚濁防止法」等公害関係 14 法成立の公布　(45.5～6 施行)
46. 4	野田市公害防止対策委員会を廃止し野田市公害防止対策審議会を設置		
4	「野田市公害防止条例」の制定　(S46.6.30 施行)		
		46. 6	「悪臭防止法」の制定(47.5.31 施行)
5	野田市公害モニター制度発足	7	「千葉県公害防止条例」の全面改正　(47.4.20 施行)
10	「野田市公害施設資金融資条例」の制定、施行	7	環境庁発足
47. 7	五駄沼周辺水田耕作者に原因不明の集団皮膚炎発生	47. 6	「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」の一部改正(無過失責任を明文化)　(47.10.1 施行)
10	「野田市公害防止条例」の全面改正　(47.12.11 施行)		
10	「公害に起因する疾病患者に対する療養費の貸付に関する要綱」の制定、施行	12	「江戸川流域に係る公害防止計画」(47～50 年度)の策定
48.12	野田市営じん芥焼却場によるカドミウム汚染問題発生		
49. 6	民生部所属となる		
7	県条例に基づく地下水採取の規制地域の指定	49.12	「千葉臨海地域公害防止計画」(49～53 年度)の策定
9	騒音規制法に基づく規制地域の指定		

年月	市	年月	国及び県
50. 3	大気汚染測定所を設置		
8	醸造工場周辺黒スス病問題発生		
11	小張鍍金工業所によるシアン流出問題発生		
51.10	中里工業団地工場排水処理施設竣工	51. 6	「振動規制法」の制定(51.12.1 施行)
53. 1	振動規制法に基づく規制地域の指定		
		53. 6	「水質汚濁防止法」の一部改正(総量規制の導入)　(54.6.12 施行)
9	「野田市公害防止条例」の一部改正	7	二酸化窒素に係る環境基準の改定(0.02→0.04～0.06ppm)
		54. 4	二酸化窒素に係る千葉県環境目標値(0.04ppm)の設定
54.10	民生経済部所属となる		
		55. 3	「千葉臨海地域公害防止計画」(54～58 年度)の策定
		12	「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」の制定　(56.6.1 施行)
56. 4	「野田市公害防止施設資金融資条例」を廃止し、「野田市中小企業資金融資条例」の一部を改正		
10	環境経済部となり環境保全課を新設	58. 3	「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」の制定　(58.4.1 施行)
		59. 8	「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」の設定(環境庁通達)
		60. 3	「千葉臨海地域公害防止計画」(59～63 年度)の策定
60. 9	蕃昌地区の事業所の井戸から国の管理目標を超えるトリクロロエチレン検出		
		61. 3	「ふるさと千葉環境プラン」の策定
		3	「千葉県炭化水素対策指導要綱」の制定　(61.4.1 施行)
		62. 1	厚生省「合併浄化槽設置整備事業費国庫補助金交付要綱」の制定　(62.4.1 施行)
		4	「千葉県家庭用小型合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱」の制定(62.4.1 施行)
		9	「公害健康被害補償法」の一部改正　(63.3.1 施行)
63. 3	野田市公害モニター制度廃止		
3	「野田市公害防止条例施行規則」の一部改正	63.11	騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」の一部改正　(H 元.4.1 施行)

年月	市	年月	国及び県
		H元. 3	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に追加)
		6	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の一部改正
		6	「大気汚染防止法」の一部改正(アスベストを特定粉じんとして規制)(元.12.27 施行)
H元.12	「野田市公害防止条例施行規則」の一部改正(特定建設作業の規制基準改正)	9	「悪臭防止法施行令」の一部改正(2.4.1 施行)
		2. 3	「千葉地域公害防止計画」(元～3 年度)の策定
		3	「ふるさと千葉アメニティプラン」の策定
		5	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の制度(21 物質)
		6	「水質汚濁防止法」等の一部改正(生活排水対策等の追加)(2.9.22 施行)
		3. 1	東京湾の第三次「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針」の策定
		3	東京湾の第三次「化学的酸素要求量総量削減計画」の策定
		3	「化学的酸素要求量に係る総量削減計画(千葉県)」を内閣総理大臣が承認(3.3.25 通知)
3. 4	環境部所属となる		
		7	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の一部改正(9 物質追加)
		8	「土壌の汚染に係る環境基準」の告示
4. 1	悪臭防止法に基づく規制地域の指定	4. 2	「千葉県自動車交通公害防止計画」の策定
		4	「千葉県化学物質環境保全対策指導指針」の施行
		6	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車 NOx 削減法)の策定(4.12.1 施行)
		5. 3	「千葉地域公害防止計画」(4～8 年度)の策定

年月	市	年月	国及び県
		5. 3	「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正(健康項目 15 項目追加) (5.3.8 施行)
		6	「悪臭防止法施行令」の一部改正 (6.4.1 施行)
		8	「水質汚濁に係る環境基準(環境庁告示)」「水質汚濁防止法施行令」の一部改正(海域の窒素及び燐に係る環境基準及び排水基準の設定) (5.10.1 施行)
5.12	「野田市公害防止条例施行規則」の一部改正(騒音の大きさの計量単位の変更)	11	「環境基本法」の制定(「公害対策基本法」廃止) (5.11.19 施行)
6. 2	「野田市公害防止条例施行規則」の一部改正		
6	「野田市公害対策審議会条例」の一部改正		
8	野田市環境審議会を設置 (野田市公害防止対策審議会から改組)	6.12	「環境基本計画」の制定(環境庁) (6.12.16 閣議決定)
		7. 3	「千葉県環境基本条例」の制定 (「千葉県環境保全条例」廃止) (7.4.1 施行)
		3	「千葉県環境保全条例」の制定 (「千葉県公害防止条例」の廃止) (7.3.10 公布)
7. 6	「野田市の今後の環境保全施策の在り方について」野田市環境審議会に諮問	4	「悪臭防止法」の一部改正 (8.4.1 施行)
8. 2	「野田市の今後の環境保全施策の在り方について」野田市環境審議会より答申		
		8. 6	「水質汚濁防止法」の一部改正 (9.4.1 施行)
7	「野田市環境基本条例」の制定 (H8.7.31 施行)	7	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正(9.4.1 施行)
7	「野田市環境保全条例」の制定 (8.7.31 公布) (8.11.1 施行) (「野田市公害防止条例」の廃止)	7	「水質汚濁防止法施行規則」の一部改正 (9.4.1 公布)
		8	「千葉県環境基本計画」の策定
10	「野田市環境保全条例施行規則」 (8.11.1 施行) (「野田市公害防止条例施行規則」の廃止)		
		12	「騒音規制法施行令」の一部改正 (9.10.1 施行)

年月	市	年月	国及び県
		9. 8	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「施行令」及び「規則」の一部改正 (9.12.1 施行)
		8	「大気汚染防止法施行令」の一部改正 (9.12.1 施行)
		8	ダイオキシン類の指定物質抑制基準の設定 (9.12.1 施行)
		12	「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」の一部改正
			地球温暖化防止京都会議(COP3)
10. 1	「野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の制定 (10.1.1 施行)	12	
		10. 2	「千葉地域公害防止計画」(9～13 年度)の策定
1	「野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」の制定 (10.1.1 施行)	3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正(処理施設の設置許可手続き等) (10.6.17 施行)
			「千葉県環境影響評価条例」の制定
		6	(11.6.12 施行)
			「地球温暖化対策推進大綱」の策定
		6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正
		6	
			「千葉県ダイオキシン類対策取組方針」の策定 (11.10.8 公表)
		7	
			「小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及びばいじん排出抑制指導要綱」の制定 (10.12.1 施行)
		8	
			「騒音に係る環境基準」の改正
		9	(11.4.1 施行)
			「水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例」の一部改正
		10	
			「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正 (11.4.1 施行)
		10	
			「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定 (11.4.8 施行)
		10	
			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正
		11	(10.11.17 施行)
			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正
		11	(10.12.1 施行)
			「水質汚濁防止法に係る環境基準」の
		11. 2	一部改正 (11.2.22 施行)

年月	市	年月	国及び県
		11. 2	「地下水の水質汚濁に係る環境基準」の一部改正 (11.2.22 施行)
11. 3	「野田市環境基本計画」の策定	3	「悪臭防止法施行規則」等の一部改正 (11.9.13 施行)
		3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正 (11.3.3 施行)
		3	「騒音規制法」、「振動規制法」及び「悪臭防止法」に係る規制地域の拡大等を告示 (11.4.1 施行)
		3	「騒音に係る環境基準」の地域類型の指示を告示 (11.4.1 施行)
		7	「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定 (12.1.15 施行)
		7	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の制定
		7	「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」の一部改正 (12.1 適用)
		12	「千葉県自動車排出窒素酸化物総量抑制指導要綱」の制定 (12.4.1 施行)
		12. 5	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)の制定 (13.4.1 施行)
		5	「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」の制定 (14.5.30 施行)
		6	「循環型社会形成推進基本法」の制定 (12.6.2 施行)
		6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「同施行規則」の一部改正(廃棄物の焼却規制等)
			「千葉県地球温暖化防止計画」の策定
13. 3	「野田市環境保全条例」の一部改正	12	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」の一部改正
		13. 4	(13.4.20 施行)
		6	「排水基準を定める環境省令」の一部改正(ホウ素、フッ素、硝酸性窒素の追加) (13.7.1 施行)
		6	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(13.6.22 公布)(13.12.21 一部施行)

年月	市	年月	国及び県
		13. 6	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」 (13.6.27 公布)
		6	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の制定　(13.7.15 施行)
		6	「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策指針」の策定　(13.5.28 策定)
		6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令」の施行(13.10.22 施行)
		11	東京湾等の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」の策定
		12	「水質汚濁防止法施行令」及び「同施行規則」の一部改正(汚濁負荷量の総量削減の指定項目に窒素・りんの含有量を追加等)　(13.12.1 施行他)
		12	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針」の一部改正(10物質を追加して45項目とする)
		14. 2	「ちば環境再生計画」の策定
		3	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部改正(フッ素等を有害物質に追加)　(14.3.26 公布)
		3	「千葉県環境保全条例」の一部改正(自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための施策に変更) (14.3.26 公布)
		3	「千葉県廃棄物処理計画」(13～17 年度)
		3	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」の制定　(14.3.26 公布)
		3	「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の制定　(14.3.26 公布)
		5	「土壌汚染対策法」制定 (14.5.29 公布) (15.2.15 施行)

年月	市	年月	国及び県
		14. 7	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」の一部改正(水底の底質基準の追加)　(14.7.22 告示) (14.9.1 適用)
		7	「使用自動車の再資源化等に関する法律」の制定　(14.7.12 公布)
		7	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」の一部改正(水質基準対象施設 4 施設の追加)　(14.7.31 公布) (14.8.15 施行)
		7	東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の策定
		7	東京湾に係る「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「窒素含有量に係る総量規制基準」及び「りん含有量に係る総量規制基準」の告示 (14.10.1 施行)
		7	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」の制定 (15.4.1 施行) (15.10.1 一部施行)
		7	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正(自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための施策・措置の充実・強化)　(15.4.1 施行)
		7	「自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針」の告示 (15.4.1 施行)
		8	「底質の処理・処分等に関する指針」(14.8.30 環水管第 211 号環境省環境管理局水環境部長通知)
		8	「持続可能な開発に関する世界サミット」開催
		11	「千葉県資源循環型社会づくり計画」(14～22 年度)の策定
		15. 2	「土壌汚染対策法」の施行
		3	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」の一部改正(猶予期間を 12 年とする車両の拡大) (15.3.4 公布)

年月	市	年月	国及び県
		15. 4	「千葉県自動車交通公害防止計画」の策定
		5	「バイオマス立県ちば」推進方針の策定
15. 6	旧野田市と旧関宿町が合併し新「野田市」の誕生	6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正(不法投棄の未然防止、リサイクルの促進) (15.12.1 施行)
		7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の制定(15.10.1 施行)
		7	「千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の策定
		9	「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)」の設定 (15.9.30 施行)
		10	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例」の施行
		11	「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正(水生生物の保全に係る水質環境基準の設定) (15.11.5 公布・施行)
		12	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」の一部改正(①自動車リサイクル法の完全施行②BSE に係る死亡牛の適正処理③ダイオキシン類対策特別措置法施行令の改正) (①は 17.1.1 施行、②及び③は 16.1.1 施行)
		16. 3	「水質汚濁に係る健康の保護に関する環境基準等」の施行等(要監視項目の追加等) (16.3.31 施行)
		4	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」の一部改正 (16.4.1 施行)
		5	「大気汚染防止法」の一部改正 (16.5.26 公布)

年月	市	年月	国及び県
		16. 5	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布 (16.5.31 公布)
		9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の公布 (16.9.27 公布)
		10	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布 (16.10.27 公布)
		11	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の施行 (16.11.1 施行)
		17. 1	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」の公布 (17.1.6 公布)
		3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の公布 (17.3.7 公布)
		3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」の公布 (17.3.28 公布)
		3	「公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令」の公布 (17.3.31 公布)
		5	「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の公布 (17.5.25 公布)
		5	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正(大規模不法投棄への対応、無確認輸出の取締強化) (17.10.1 施行)
		6	「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(17.6.1 施行、VOC 排出規制に関する部分 18.4.1 施行) (17.6.10 公布)
		6	「大気汚染防止法施行令」の一部改正(VOC 物質と VOC 排出施設の設定) (17.6.1 施行)
		6	「大気汚染防止法施行令」の一部改正(報告、検査の対象) (18.4.1 施行)

年月	市	年月	国及び県
		17. 6	「大気汚染防止法施行規則」の一部改正(VOC 排出基準)　(18.4.1 施行)
		6	「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布　(17.6.17 公布)
		7	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の一部改正　(17.7.22 施行)
		8	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」の一部改正(水質基準対象施設 3 施設の追加)　(17.8.15 公布)　(17.9.1 施行)
		18. 2	「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」の公布　(18.2.10 公布)
		2	「石綿等による健康被害の救済に関する法律」の公布　(18.2.10 公布)
		2	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正(無害化処理認定制度)　(18.8.9 施行) (石綿含有廃棄物の処理基準)　(18.10.1 施行)
		3	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の一部改正 (18.4.1 施行)
		6	「千葉県地球温暖化防止計画」改定～ちばCO2CO2(こつこつ)ダイエット計画～
		19. 1	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」の一部改正(軽油の硫黄分の基準)　(19.4.1 施行)
		3	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正(電磁的記録により書面等を備え置く場合の方法に係る改正)　(19.3.30 施行)
19. 4	「野田市地球温暖化対策実行計画」の策定 期間　H19～23 年度 基準年度　30,144.4t 目標年度 (H23)　22,928.4t	5	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の一部改正(局地汚染対策及び流入者対策の見直し)　(20.1.1 施行)

年月	市	年月	国及び県
		19. 6	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」の一部改正(ホウ素、フッ素及び硝酸性化合物等の暫定排水基準の見直し)　(19.7.1 施行)
		7	「千葉県環境保全条例」の一部改正(揮発性有機化合物に係る規定の改正)(19.7.10 施行)
		7	「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」の制定　(19.9.1 施行)
		9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の一部改正(産業廃棄物の「木くず」の区分の変更)(20.4.1 施行)
		9	「千葉県環境学習基本方針」の全面改正　(19.9.13 施行)
		10	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正(畜産農業に係る暫定排水基準の適用期間の延長)(19.10.23 施行)
		10	「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」の制定　(20.4.1 施行)
		20. 2	「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための自主的取組の促進に関する指針」の制定
		3	「千葉県環境基本計画」策定
		3	「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」の廃止　(20.3.31 廃止)
		3	「千葉県炭化水素対策指導要綱」の廃止　(20.3.31 廃止)
		3	「千葉県計画段階環境影響評価実施要綱」の制定　(20.4.1 施行)
		3	「みんなで東京湾をきれいにする行動計画」の策定
		3	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正(会社法の創設、関係法令・技術指針の改正に伴う改正)(20.10.1 施行)

年月	市	年月	国及び県
		20. 3	「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」の一部改正(法対象事業に係る調査、予測及び評価の手法等との整合を図る)(20.10.1 施行)
		3	「生物多様性ちば県戦略」の策定 (20.3.26)
		6	「生物多様性基本法」の制定 (20.6.6 施行)
		7	「千葉県分別収集促進計画」(20～24 年度)の策定
		7	「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」の制定 (20.7.1 施行)
		9	「千葉県廃棄物処理計画」(～22 年度)の策定
		9	「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の策定
		11	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」の一部改正(第一種指定化学物質の種類の変更、届出対象業種に医療業を追加) (21.10.1 施行)
		12	湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量に係る規制基準の一部改正 (20.12.16 告示) (21.10.1 施行)
		21. 3	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正(空港整備法及び航空法の改正に伴う改正) (21.4.1 施行。一部 21.3.17 施行)
		4	「土壌汚染対策法」の一部改正 (21.4.24 公布) (22.4.1 全面施行)
		11	「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正(1.4-ジオキサン追加等) (21.11.30 施行)
		22	国連による「生物多様性年」

年月	市	年月	国及び県
		22. 3	「生物多様性国家戦略2010」の策定
		3	「千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資等規則」の廃止（千葉県中小企業振興資金に統合し環境保全資金を創設）
		3	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正（自然公園法及び自然環境保全法の改正に伴う改正） (22.4.1施行)
		5	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（排出事業者による廃棄物適正処理を確保するための対策強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、産業廃棄物処理業の優良化推進等） (23.4.1施行)
		5	「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」の一部改正（測定結果未記録等への罰則創設、事故時の措置範囲を拡大等） (22.8.10一部施行・23.4.1施行)
22.6	野田南部工業団地内の産業廃棄物処理施設を原因とする健康被害に対応するため、環境部職員が県職員の兼任をうけ、24時間体制で苦情に対応	6	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」の一部改正（ふっ素等暫定排水基準値の改正等） (22.7.1施行)
		9	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部改正（ふっ素等暫定排水基準の改正等）
		10	生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）開催「名古屋議定書」「愛知目標」を採択
		10	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（硝酸性窒素等の暫定排水基準適用期間の延長） (22.10.1施行)
		12	「千葉県立自然公園条例」、「千葉県自然環境保全条例」の一部改正 (23.4.1施行)
		23	国連による「国際森林年」
		2	「千葉県海岸漂着物対策地域計画」の作成
23. 3	「野田市環境基本計画」の改正	3	「大気汚染防止法施行規則」の一部改正（ばい煙測定結果の記録・保存等）　(23.4.1施行)

年月	市	年月	国及び県
		3	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正（指定物質の指定等） （23.4.1施行）
		3	「水質汚濁防止法施行規則」の一部改正（排出水等の測定方法等を規定） （23.4.1施行）
		3	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針の変更
		3	第8次「千葉県廃棄物処理計画」策定（計画期間23～27年度）
		3	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正（千葉県立自然公園条例、同施行規則、廃棄物処理法の改正に伴う改正） （23.4.1施行）
		3	「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の一部改正 （23.4.1施行）
		4	「環境影響評価法」の一部改正（方法書説明会の実施等、配慮手続きの新設） （24.4.1一部施行・25.4.1施行）
23. 6	夏の電力不足に対応するため、「野田市節電対策推進本部」及び「野田市節電対策市民連絡会」を設置	6	「水質汚濁防止法」の一部改正（有害物質貯蔵指定施設の届出義務、有害物質の使用・貯蔵等を伴う施設の構造等に関する基準遵守義務の創設等） （24.6.1施行）
		6	東京湾等の「化学的酸素要求量、質素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」の策定
		7	「千葉県バイオマス活用推進計画」の策定
		8	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法）の制定 （24.1.1施行）

年月	市	年月	国及び県
		8	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第２次一括法）に基づき、騒音、振動、悪臭に係る規制権限等が基礎自治体（市）に委譲される。 （24.4.1施行）
		8	「自然公園法の一部改正」（関係法令の制定に伴う所要の整備等） （23.8.30施行）
		9	「自然公園法施行規則」及び「自然環境保全条例施行規則」の一部改正（関係法令の制定に伴う千葉県自然環境保全条例の改正に伴う所要の整備等） （23.10.1施行）
23.10	「住宅用太陽光発電システム設置補助金」を開始	10	「水質汚濁に係る環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（カドミウムの基準値変更） （23.10.27施行）
		10	「排水基準を定める省令」の一部改正（1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの排水基準の変更） （23.11.1施行）
		10	「環境影響評価法施行令」及び「環境影響評価法施行規則」の一部改正（方法書説明会の実施等） （24.4.1施行）
		11	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正（有害物質貯蔵指定施設の定義等） （24.6.1施行）
		11	「環境影響評価法施行令」の一部改正（風力発電の追加） （24.10.1施行）
23.12	放射能汚染による市民の不安を低減するため、放射線量測定器の市民貸出を開始	12	「千葉県環境影響評価条例」の一部改正（方法書説明会の実施等） （23.7.1施行）
12	放射性物質汚染対処特措法に基づく「汚染状況重点調査地域」に指定される。		
		24. 2	東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の策定
		2	東京湾に係る「化学的酸素要求量に

年月	市	年月	国及び県
24. 1	「特定施設から排出される化学物質による健康被害者の団体に対する補助金の交付に関する条例」の制定 (24.1.16公布・施行)		係る総量規制基準」、「窒素含有量に係る総量規制基準」及び「りん含有量に係る総量規制基準」の告示 (24.5.1施行)
24. 3	「野田市放射性物質除染計画」の制定	3	「水質汚濁防止法施行規則」の一部改正（有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準等) (24.6.1施行)
3	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(二次一括法）により、騒音規制法に基づく地域の指定権限等が県から市に移譲される。	3	「千葉県排出水及び特定地下浸透水の汚染状態の測定の回数を定める条例」の制定 (24.10.1施行)
		3	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの排水基準の変更) (24.3.30施行)
		3	印旛沼及び手賀沼に係る第６期「湖沼水質保全計画」の策定
		3	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正（方法書説明会の実施等) (24.7.1施行)
		3	「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」の策定
		3	「千葉県自然環境保全条例施行規則」の一部改正（関係法令の制定・改正に伴う所要の整備等) (24.3.20施行)
		3	「千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱」の一部改正（改組に伴う所要の整備) (24.4.1施行)
		3	「千葉県立自然公園条例」及び「千葉県立自然公園施行規則」の一部改正（自然保護法における、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しによる改正に伴う所要の整備等) (24.3.23一部施行・24.4.1施行)
		3	「千葉県浄化槽取扱指導要綱」全面改正 (24.4.1施行)
24. 4	放射能に対する市民の不安を解消するため、「野田市放射性物質除染計画」に基づく住宅用地の放射線測定		

	を開始	24. 5	「水質汚濁防止法施行令」、「水質汚濁防止法施行規則」及び「排水基準を定める省令」等の改正（特定施設及び有害物質の追加等） （24.5.25施行）
24. 5	「野田市放射性物質除染計画」に基づく住宅用地の除染を開始	24. 7	「千葉県環境保全条例」の一部改正（排出水の自主測定結果の記録の保存義務と事故時の措置について改正） （24.10.1施行）
		24. 8	「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（水生生物の保全に係る水質環境基準にﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙを追加） （24.8.22公布・施行）
24. 8	第2次「野田市地球温暖化対策実行計画」の策定 期間　H24～28年度 基準年度（H23）　23,208.1t 目標年度（H28）　21,815.6t	8	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）の制定　（25.4.1施行）
		24. 9	「生物多様性国家戦略2012-2020」閣議決定
		9	「バイオマス事業化戦略」の決定
		9	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（排出水の汚染状態の測定に関する規定の改正） （24.10.1施行）
		24.10	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（1,4-ジオキサンの排水基準の追加）　（25.4.1施行）
24.10	放射能汚染による不安を低減するため、市民の飲食物持込み放射能測定を開始	24.11	「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」について一部改正（水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定（東京湾の一部）） （24.11.2公布・施行）
		24.12	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」の一部改正（処理期限の延長） （24.12.12施行）
		25. 3	「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（水生生物の保全に係る水質環境基準に「直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩（LAS）を追加」 （24.8.22公布・施行）
		3	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部改正（上乗せ対象の特定施設の追加） （25.4.1施行）
		3	「第2期千葉県自動車排出窒素酸化

			物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の策定
		3	「千葉県環境影響評価条例」の一部改正（法対象事業における計画段階環境配慮書の手続の新設に伴う改正）（25.4.1施行）、（法対象事業における環境保全措置等の公表等の手続きの具体化に伴う改正）（25.10.1改正）
		3	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令等の改正に伴う改正）（25.4.1施行）、（法対象事業における環境保全措置等の公表等の手続の具体化に伴う改正）（25.10.1施行）
		3	「千葉県自然環境保全条例施行規則」の一部改正（関係法令の改正に伴う所要の整備等）　（25.4.1施行）
		3	「千葉県自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る指導要綱」の一部改正(環境調査評価専門委員会の廃止等）　（25.4.1施行）
		3	「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」の作成
		3	「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」の一部改正（中間処理届出制から毎月の実績報告制に変更）　（25.4.1施行）
		3	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（事業者の低公害車導入義務、低公害車の定義等の見直し）（25.4.1施行）
		25.6	「大気汚染防止法」の一部改正（アスベスト飛散防止対策の強化）（26.6.1施行）
		25.7	「千葉県地質環境対策審議会」の設置　（25.7.9設置）
		26.6	「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」の一部改正（放射性物質の除外規定の削除）　（26.6.27適用）
		6	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正（風力発電の追加等）（26.7.1施行）

		6	「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」の一部改正（風力発電の追加等）　(26.7.1施行)
		8	土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（1,1-ジクロロエチレンの土壌溶出量、第二溶出量、地下水基準の変更）(26.8.1公布及び施行)
		10	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（同省令に基づく指定事務に係る一部の権限が都道府県等に移譲）(26.10.10公布・27.4.1施行)
		11	水質汚濁防止法施行規則の一部改正及び排水基準を定める省令の一部改正（カドミウムの排水基準の変更）　(26.11.4公布・26.12.1施行)
		11	「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（トリクロロエチレンの環境基準の変更）　(26.11.17公布及び施行)
		12	「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」の制定　(27.4.1施行)
		27.3	「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の一部改正（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更に伴う改正）
27.3	「野田市環境美化条例」の改正（「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」に名称変更）　(27.3.31公布・27.4.1施行)	5	「排水基準を定める省令」の一部改正（1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直し）　(27.5.1公布・27.5.25施行)
		6	「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の制定（一部の規定を除き、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生じる日から施行）
		7	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（災害廃棄物処理に係る規定の整備）　(27.7.17公布・27.8.6施行)

		9	「水質汚濁防止法施行規則」及び「排水基準を定める省令」の一部改正（トリクロロエチレンの地下水の浄化措置命令に関する浄化基準及び排水基準の変更） （27.9.18公布・27.10.21施行）
27.12		28.3	第9次「千葉県廃棄物処理計画」（28～32年度）
	「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」に規定する重点区域に梅郷駅東口・西口周辺を指定 （27.12.28告示・28.4.1施行）	3	水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（低層溶存酸素量の環境基準の設定）（28.3.30公布及び施行）
		5	「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の一部改正（国民運動の強化、国際協力を通じた温暖化対策、地方自治体の地域レベルの温暖化政策の推進 （28.5.27施行）
		5	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（カドミウム、トリクロロエチレンの排水基準の変更） （28.12.1施行）
		6	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」の一部改正（ほう素、ふっ素、硝酸化合物等の暫定排水基準の改正） （28.6.16公布・28.7.1施行）
		7	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」の一部改正（使用中の高濃度PCB仕様製品に関する処分期限の義務付け、都道府県等の報告徴収・立入検査権限の強化等） （28.7.29公布・28.8.1施行）
		7	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の改正（PCB廃棄物等の掘り起こし調査等に関する具体的手法の追加等）　（28.7.26改正）
		9	東京湾等の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」の策定
		9	「千葉県地球温暖化対策実行計画」策定（28～42年度）
		9	「再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」の策定　（28.9.15施行）
		10	「水質汚濁防止法に基づき排出基準

			を定める条例」の一部改正（ふっ素の暫定排水基準の改正） （28.10.25施行）
28.10	「野田市環境保全条例施行規則」の一部改正（規制基準の変更） （28.10.28公布）	10	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正(硝酸化合物等の排水基準の変更)　（28.11.1 施行）
		29.3	「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の一部改正
29.3	「野田市環境基本計画」の改訂	3	「千葉地域公害防止計画」(28～32 年度)の策定
		5	「土壌汚染対策法」一部改正（土壌汚染状況等調査の実施対象の追加、汚染土壌処理業の譲受等の規定等） （29.5.19 公布、30.4.1・H31.4.1 施行）
29.8	第3次「野田市地球温暖化対策実行計画」の策定 期間　H29～R3年度 基準年度（H28）　24,149.4t 目標年度（R3）　21,341.0t	6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（有害使用済機器の保管等に係る規制の創設） （29.6.16 公布、30.4.1 施行）
		6	東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」策定
30.6	「野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の制定　（30.10.1 施行）	6	東京湾に係る「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」・「窒素含有量に係る総量規制基準」「りん含有量に係る総量規制基準」告示 （29.9.1 施行）
6	「野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」の制定 （30.10.1 施行）	8	「水質汚濁防止法施行令」一部改正（水銀電解法によるかせ性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する塩水精製施設及び電解施設を同法の特定施設から削除）　（29.8.16 施行）
		8	「千葉県浄化槽取扱指導要綱」一部改正(7 条検査手数料の前納制の導入等)　（29.10.1 施行）
		30.3	「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」策定
		3	「千葉県災害廃棄物処理計画」策定
		4	国の「第五次環境基本計画」策定
		4	「排水基準を定める省令」一部改正（1,4-ジオキサンの暫定排水基準見直し） （30.6.13 公布・30.5.25 施行）
		6	「気候変動適応法」制定 （30.6.13 公布・30.12.1 施行）

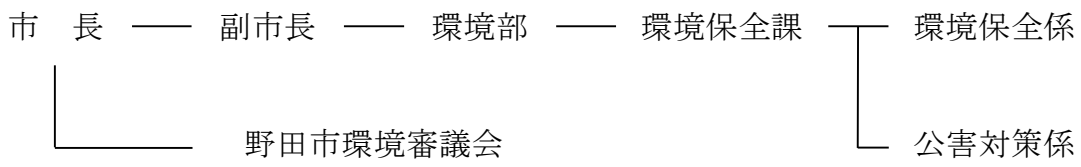
		6	「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」策定 ※平成24年に策定した基本方針を変更
		6	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」一部改正　　(30.6.22 施行)
		7	「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」一部改正（発電事業者のガス機関等に関する基準変更） (30.7.1 施行)
		8	「排水基準を定める省令」一部改正（海域の窒素・りんの暫定排水基準の見直し） (30.8.28 公布・30.10.1 施行)
		10	「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」の制定 (31.4.1施行)
		11	国が「気候変動適応計画」策定
		31.2	「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を「地域気候変動適応計画」に位置付け
31.3	「野田市太陽光発電設備設備の適正な設置等に関する条例」の制定 (31.4.1施行)	3	「第三次千葉県環境基本計画」の策定
		R1.5	「プラスチック資源循環戦略」策定
		5	「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定　　(R1.10.1施行)
R1.6	「野田市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」の一部改正 (1.7.1施行)	6	「浄化槽法」一部改正（2.4.1施行）（浄化槽の適正管理と単独処理浄化槽の転換促進を目的とした行政の役割強化）
	「野田市住宅用省エネルギー設備設置等補助金交付要綱」の一部改正 (1.7.1施行)	7	「環境影響評価法施行令」一部改正（太陽電池発電所の追加） (2.4.1施行)
		2.1	「特定悪臭物質の測定の方法」一部改正　　(2.2.1施行)
2.3	「野田市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱」の一部改正 (2.4.1施行)	4	「土壌環境基準」及び「土壌汚染対策法施行規則」一部改正（カドミウム及びトリクロロエチレンの土壌環境基準等の変更　　(3.4.1施行)
		6	「大気汚染防止法」一部改正（石綿含有成形板等の規制対象への追加

			等）　（3.4.1・4.4.1・5.10.1施行）
7	野田市が加盟している関東甲地域73市町村と民間事業者2社で構成されている「廃棄物と環境を考える協議会」が「ゼロカーボンシティ宣言」（2.7.28表明）	7	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正（災害廃棄物について、一般廃棄物処理施設設置に係る手続きの簡素化、PCB廃棄物ん特例対象への追加）　（2.7.16施行）
		9	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」一部改正（基準値の改正）（3.4.1施行）
		9	「廃棄物に関する新型コロナウィルス感染症対策ガイドライン」策定
		10	首相の所信表明演説で、2050年カーボンニュートラルの実現を宣言
		12	「水質汚濁防止法施行令」一部改正（住宅宿泊事業の用に供するちゅう房施設等を同法の特定施設から削除）（2.12.19施行）
		12	「千葉県環境影響評価条例施行細則」一部改正（太陽電池発電所の追加）　（3.4.1施行）
		12	「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」一部改正（太陽電池発電所の追加等）
		12	千葉県が県内の天然ガス採取企業9社と地盤沈下防止細目協定を改定締結
		12	「千葉県海岸漂着物対策地域計画」改定
3.3	「野田市環境基本計画改訂」	3.2	千葉県が2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言
3	「野田市土砂等の埋立てによる土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」の一部を改正（3.4.1施行）	3	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」改正
		3	「第10次千葉県廃棄物処理計画（千葉県食品ロス削減推進計画）」（R3～R7年度）策定
3	「野田市住宅用省エネルギー設備設置等補助金交付要綱」の一部を改正（3.4.1施行）	3	「千葉県環境学習等行動計画」（～12年度）策定
3	「野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」の一部改正	3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」一部改正　（3.3.5施行）

	(3.4.1施行)		
3	「野田市住宅用省エネルギー設備設置等補助金交付要綱」の一部改正 (3.6.24施行)		
		9	「大気汚染防止法施行令」一部改正 (ボイラーの規模要件を改正) (4.10.1施行)
		10	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」一部改正（第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の種類の変更)　(5.4.1 施行)
		12	東京湾における底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定 (3.12.28 施行)
		4.1	「第13次千葉県鳥獣保護管理事業計画」策定
4.3	「野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱」制定 (4.4.1施行)		東京湾等の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」策定
		4.3	「千葉県総合計画　～新しい千葉の時代を切り開く～」策定
		4.5	「宅地造成等規制法（盛土規制法)」一部改正　(R4.5.27公布)
		4.6	「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正　(R4.7.1施行)
4.10	「カーボンニュートラルシティ実現に向けた包括連携協定」締結	4.11	「千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則」一部改正（硝酸化合物等に暫定排水基準の変更 (R4.11.1施行)
		5.2	「水質汚濁防止法施行令」一部改正 (PFOS等の指定物質への追加) (R5.2.1施行)
5.3	「太陽光PPA事業の共同検証に関する基本合意書」の締結	3	「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定 「千葉県化学物質環境管理指針」廃止

			「千葉県カーボンニュートラル推進方針」　策定 「千葉県地球温暖化対策実行計画」改定 「千葉県地球温暖化対策実行計画事務事業編（改定第4次）」策定
4	第4次「野田市地球温暖化対策実行計画」の策定 期間　R4～12年度 基準年度（H25）23,871.1t 目標年度（R12）15,325.8t	6	「大気汚染防止法施行規則」一部改正 （資格者による石綿事前調査義務範囲拡大）（R8.1.1施行）
		10	「千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」制定 （R6.4.1施行）
		12	「千葉県立自然公園条例施行規則」一部改正（「千葉県立自然公園条例」一部改正に伴う所要の整備） （R6.4.1施行）
6.1	野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の一部改正 （R6.1.1施行）	6.1	「排水基準を定める省令」一部改正（六価クロム及び大腸菌群数の排水基準の見直し）（R6.1.25交付、R6.4.1施行 R7.4.1施行）
		3	「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正（六価クロムの排水基準の変更）　（R6.4.1 施行） 「千葉県立自然公園条例施行規則」一部改正（「千葉県立自然公園条例」一部改正に伴う所要の整備） （R6.4.1 施行） 「第3期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」策定　（R6.4.1 施行）
		6	「地球温暖化対策推進法」一部改正（二国間クレジット制度の実施体制強化、地域脱炭素化促進事業制度の拡充）（R6.6.19 交付、R7.4.1 施行）
		12	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」一部改正（大腸菌群数が大腸菌数に変更）（R7.4.1 施行） 「千葉県環境保全条例」一部改正（大腸菌群数が大腸菌数に変更） （R7.4.1施行） 「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」改正

２　組織



３　事務分掌

環境保全課

１　環境保全の計画に関すること。
２　環境保全の総合調整に関すること。
３　環境保全条例の施行に関すること。
４　埋立等の許可に関すること。
５　墓地に関すること。
６　畜犬登録に関すること。
７　あき地等の除草に関すること。
８　公衆便所の設置及び維持管理に関すること。
９　家ねずみ及び衛生害虫（森林及び農作物害虫を除く。）の駆除に関すること。
１０　地球温暖化対策に関すること。
１１　公害対策の企画調査及び調整に関すること。
１２　公害被害に関する調査及び調整に関すること。
１３　専用水道、簡易専用水道及び小規模水道に関すること。
１４　飲用井戸等衛生対策に関すること。
１５　環境審議会に関すること。

４　環境審議会

公害対策の基本的事項を調査審議する市長の諮問機関として、公害対策基本法に基づく野田市公害対策審議会を昭和 46 年 4 月に設置した。その後、環境基本法が制定され、公害対策基本法が廃止されたことに伴い、野田市公害対策審議会を改組し、野田市環境審議会を平成 6 年 8 月に設置した。本審議会は、学識経験者 3 名、自然保護団体を代表する者 1 名、一般社団法人野田市医師会を代表する者 1 名、野田市薬剤師会を代表する者 1 名、商工団体を代表する者 2 名、農業団体を代表する者 1 名、労働団体を代表する者 1 名、女性団体を代表する者 1 名、公募に応じた市民 2 名、その他市長が必要と認めた者 1 名の計 14 名で構成されている。

表 2-1　環境審議会委員

（令和 8 年 1 月 30 日現在）

区　　分	氏　　名	役　　職
学識経験者	横　田　匡　紀	委員長
	浅　野　幸　男	委　員
	近　藤　美　則	委　員
自然保護団体を代表する者	岩　槻　秀　明	委　員
一般社団法人野田市医師会を代表する者	門　倉　正　樹	委　員
野田市薬剤師会を代表する者	島　田　ゆかり	委　員
商工団体を代表する者	香　西　陽一郎	副委員長
	中　川　喜美子	委　員
農業団体を代表する者	矢　口　勇　二	委　員
労働団体を代表する者	中　村　将　浩	委　員
女性団体を代表する者	石　山　美代子	委　員
公募に応じた市民	上　西　唯　夫	委　員
	中　山　正　美	委　員
その他市長が必要と認めた者	井　上　　勉	委　員

（順不同・敬称略）



写真　環境審議会審議風景

5　公害防止に関する融資制度

本市では、市内に店舗・工場・事業所等を有する中小企業者で、1 年以上同一事業を営んでいる法人又は個人の市税完納者が公害防止対策を行うため資金が必要なとき、2,000 万円以内の融資を行っている。

表 2-2　融資の条件

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

制　度　名	融資限度額	期間 （据置）	利　　率	利子補給率
野田市中小企業資金融資制度 （公害防止施設資金）	2,000 万円	7 年 （なし）	1 年以内　2.0% 1～3 年以内　2.2% 3～5 年以内　2.3% 5～7 年以内　2.7%	年 3.0%以内

6　公害防止協定

本市では、市内に店舗・工場・事業所等を有する事業者と公害防止協定を締結している。協定を締結した工場等には、協定に基づき、公害防止対策上必要な限度において立入調査等にご協力いただいている。

表 2-3　公害防止協定締結事業所数

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

公害防止協定締結事業所数	225 社

Ⅲ　環境基本計画の進捗状況

野田市環境基本計画は、環境保全に関する長期的な目標と施策の方向性を明示し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、野田市環境基本条例第 8 条に基づき策定するもので、現計画は令和 3 年 3 月に前計画を見直し策定した。

本計画では、市の望ましい環境像を**「豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田」**とし、自然と人々が共存共栄する持続可能な社会を築き、市民の健康で豊かな生活を実現するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いでいくことを目指している。この環境像を実現するため、表 3-1 のとおり 6 つの基本方向と 20 の施策の方向を定めている。

施策の進捗状況は、各施策の方向に設定した環境指標により把握、評価し本報告書で公表する。

表 3-1　基本方向と施策の方向

環境像	基本方向	施策の方向
豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田		
	1　自然との共生の確保 【自然環境】	①　里山の保全と活用
		②　自然との触れ合いの確保
		③　生物の多様性の保全
	2　環境への負荷の少ない社会の実現 【生活環境】	④　大気環境の保全
		⑤　水質環境の保全
		⑥　騒音・振動・悪臭防止
		⑦　地質環境の保全
	3　資源の循環・効率化の進んだ社会の実現 【生活環境】	⑧　廃棄物の減量化の推進
		⑨　資源化の推進
		⑩　不法投棄の防止
		⑪　環境マナーの普及啓発
	4　地球環境保全への貢献 【地球環境】	⑫　地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策
		⑬　エネルギーの効率的利用の促進
	5　快適な都市環境の確保 【地域環境】	⑭　豊かな緑の確保
		⑮　触れ合える水辺づくり
		⑯　良好な景観の形成
		⑰　歴史的文化的遺産の保護・継承
	6　みんなが参加する取組 【環境保全】	⑱　環境教育・環境学習の推進
		⑲　環境情報の共有とネットワークづくり
		⑳　環境保全活動の拠点づくり、組織づくり

達成状況は、将来目標値と各年度の実績を比較し、3段階で評価する。評価は☆☆☆を目標達成、☆☆を改善（目標未達）・現状維持、☆を悪化等とし、現状維持が目標の場合は、現状維持を目標達成☆☆☆とする。なお、年度ごとに変動し、達成状況が変化する場合は、最終年度の達成状況と各年度の達成状況を勘案して評価する。

各表に記載している現在値等は、環境基本計画（令和3年3月策定）の基準として用いた平成30年度の実績値であり、将来目標値は計画の最終年度である令和12年度までに達成すべき数値となっている。また、他の計画等の変更により必要がある場合には、基準年度または目標値を変更する。

1　自然との共生の確保

本市の自然環境は、市域を囲む江戸川等の河川と里山を基盤として形成されている。こうした自然環境を保全するためには、自然環境の理解、生物の多様性の保全、豊かな生態系の維持が重要である。

本計画では「自然との共生の確保」に係る施策の方向を、「里山の保全と活用」、「自然との触れ合いの確保」、「生物の多様性の保全」とし、施策の方向に係る環境指標に市と自然保護活動団体と協働で実施する「自然観察会などのイベント開催数」、「自然保護活動団体との協働事業数」及び「冬期湛水事業による再生湿地数」を設定し評価する。

令和6年度の実績は、表3-2のとおりであった。自然観察会などのイベント開催数、自然保護活動団体との共同事業者数は目標を達成したが、冬期湛水事業による再生湿地数においては、令和5年度と同等の結果となり、現状維持で目標を達成出来なかったが、第2期生物多様性のだ戦略において、生き物の環境調査の結果、効果が少ない再生湿地（冬みず田んぼ）の取組を縮小することとし、他地域において湧水、水田、樹林地が一体となった谷津田環境におけるビオトープの整備を新たに取り組んでいくこととしていることから、事業を転換していく。

表3-2　自然環境に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目		基準年度（30年度）	令和6年度実績	将来目標値（令和12年度）	評価
① 里山の保全と活用	◎自然観察会などのイベント開催数	11回/年	15回/年	12回/年	☆☆☆
② 自然との触れ合いの確保	◎自然保護活動団体との協働事業数	4件	6件	5件	☆☆☆
③ 生物の多様性の保全	◎冬期湛水事業による再生湿地数	9か所 (40,587㎡)	6か所 (40,960㎡)	9か所	☆☆

※1　自然観察会などのイベント開催数は、自然観察・体験学習等の自然保護活動団体と協働で実施したイベントの開催数としている。

※2　自然保護活動団体との協働事業数は、里山や緑化拠点の除草等の維持管理、みどりや自然、環境をテーマにしたイベントの開催の委託等の協働事業数としている。

2　環境への負荷の少ない社会の実現

公害法規の整備から 50 年が経過し、甚大な被害を引き起こす公害の発生は認められていないが、依然として光化学オキシダントの発生や、地盤沈下及び地下水汚染等の地域的な公害、生活排水等による水質汚濁は続いているため、大気環境、水質環境及び地質環境の監視を継続するとともに、生活排水による水質汚濁等の対策として、公共下水道の整備推進及び切替え、公共下水道計画区域外においては単独処理浄化槽やくみ取式便槽の合併処理浄化槽への切替えを促進することが重要である。

本計画では「環境への負荷の少ない社会の実現」に係る施策の方向を「大気環境の保全」(本報告書Ⅴに調査結果の詳細を掲載)、「水質環境の保全」(同Ⅵの１)、「騒音・振動・悪臭防止」、「地質環境の保全」(同Ⅵの３及びⅨ)とし、「大気環境の保全」では硫黄酸化物や窒素酸化物、光化学オキシダントなどの環境基準項目、「水質環境の保全」では河川における BOD75%値、また、「地質環境の保全」では、地下水汚染の検出率や地盤沈下の発生状況を環境指標として評価する。

令和 6 年度の実績は、表 3-3 のとおりであった。

光化学オキシダントの野田、桐ヶ作において、超過日数及び超過時間数が、令和 5 年度と比べて増加する結果となり、環境基準を達成出来なかった。

河川における BOD75％値では、利根運河（運河橋）において環境基準を達成出来なかった。

表 3-3　環境への負荷の少ない社会の実現に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目			基準年度（30 年度）	令和 6 年度実績	将来目標値（令和 12 年度）	評価
④大気環境の保全	◎硫黄酸化物（野田）		達成（0.003ppm）	達成（0.002ppm）	環境基準達成（0.04ppm）	☆☆☆
	◎窒素酸化物（野田）		達成（0.034ppm）	達成（0.024ppm）	環境基準達成（0.06ppm）	☆☆☆
	◎窒素酸化物（桐ケ作）		達成（0.029ppm）	達成（0.019ppm）	環境基準達成（0.06ppm）	☆☆☆
	◎浮遊粒子状物質（野田）		達成（0.019mg/m^3）	達成（0.044ppm）	環境基準達成（0.10mg/m^3）	☆☆☆
	◎浮遊粒子状物質（桐ケ作）		達成（0.018mg/m^3）	R2 年度末で廃止※1	環境基準達成（0.10mg/m^3）	※1
	◎光化学オキシダント					
	野田	環境基準超過日数	77日	106 日	80日以下	☆
		環境基準超過時間数	416時間	564 時間	350時間以下	☆
	桐ケ作	環境基準超過日数	90日	103 日	90日以下	☆
		環境基準超過時間数	513時間	550 時間	420時間以下	☆
⑤水質環境の保全	◎河川におけるＢＯＤ７５％値					
	利根川		達成（1.3mg/l）	達成（1.6mg/l）	環境基準達成（2.0mg/l）	☆☆☆
	江戸川		達成（1.2mg/l）	達成（1.1mg/l）	環境基準達成（2.0mg/l）	☆☆☆
	利根運河　（運河橋）		未達成（5.1mg/l）	未達成（5.8mg/l）	環境基準達成（3.0mg/l）	☆
	◎公共下水道普及率		66.5%	72.86%	67.00%	☆☆☆
⑦地質環境の保全	◎地盤沈下の発生状況		0km^2	0km^2	0km^2	☆☆☆
	◎有機塩素系化合物（検出率）		0%	0%	0%	☆☆☆
	◎硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（環境基準超過率）		25.0%	0%	減少	☆☆☆

※1　令和 2 年度末で廃止（令和 3 年度より微小粒子状物質（PM2.5）の測定に切り替え）

表 3-4　下水道年度別整備状況

項　　目	単位	令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
行政人口	人	153,993	153,529	153,600	153,656	153,336
世帯数	世帯	70,022	70,482	71,379	72,456	73,331
行政区域面積	ha	10,355	10,355	10,355	10,355	10,355
事業認可面積(汚水)	ha	2,160	2,160	2,222	2,222	2,222
処理区域面積	ha	1,829.57	1,845.45	1,866,15	1,878.07	1,892.03
処理区域人口	人	106,708	108,192	109,481	111,080	111,721
処理区域世帯数	世帯	38,872	39,700	40,423	41,406	41,767
水洗化人口	人	99,475	100,792	102,389	104,303	105,461
水洗化世帯数	世帯	35,795	36,496	37,534	38,777	39,493
普及率	%	69.29	70.47	71.28	72.29	72.86
水洗化率	%	93.22	93.16	93.52	93.90	94.40

3　資源の循環・効率化の進んだ社会の実現

大量生産、大量廃棄型の経済社会活動を改め、リサイクルや資源の有効活用に係る取組が行われている。資源の有限性を踏まえ、生産・消費・廃棄の各段階において、徹底したごみの削減を行い、可能な限り再資源化・再利用化を行うことが重要である。また、清潔で快適な生活環境を確保するため、不法投棄を防止し、環境マナーの向上を図ることが求められている。

本計画では「資源の循環・効率化の進んだ社会の実現」に係る施策の方向を、「廃棄物の減量化の推進」、「資源化の推進」、「不法投棄の防止」、「環境マナーの普及啓発」とし、施策の方向に係る環境指標に「市民一人１日当たりのごみ排出量」、「ごみの資源化率」、「ごみの不法投棄指導件数」、「環境美化運動参加人数」を設定し評価する。

令和 6 年度実績は表 3-5 のとおりであった。

全ての項目において目標値に届かなかった。なお、環境美化運動参加人数に関して、令和 5 年度は、新型コロナウイルス収束したことに伴い、開催する団体が増加し、参加人数が増加しましたが、令和 6 年度は前年度比で 419 人減少する結果となり、目標を達成出来なかった。

表3-5　資源の循環・効率化の進んだ社会の実現に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目		基準年度 (30 年度)	令和 6 年度 実績	将来目標値 （令和 12 年度）	評価
⑧ 廃棄物の減量化の推進	◎市民一人１日当たりのごみ排出量	578.75ｇ／人・日	555.23ｇ／人・日	528.98ｇ／人・日	☆☆
⑨ 資源化の推進	◎ごみの資源化率	28.72%	20.99%	増加	☆
⑩ 不法投棄の防止	◎ごみの不法投棄指導件数	41件	45件	40件	☆
⑪ 環境マナーの普及啓発	◎環境美化運動参加人数	26,673人	19,846人	27,300人	☆

4　地球環境保全への貢献

地球環境問題は、世界共通の緊急課題である。持続可能な社会の構築に向け、地域における日常生活や事業活動においても、環境への負荷を低減する取組が求められている。

本計画では、「地球環境保全への貢献」に係る施策の方向を、「地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策」及び「エネルギーの効率的利用の促進」とし、施策の方向に係る環境指標に「エコアクション２１登録事業者数」、「市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減」、「公用車中の低燃費・低公害車保有台数」を設定し評価する。

令和 6 年度の実績は、表 3-6 のとおりであった。

エコアクション 21 登録事業者数は進展がなく現状維持となっている。また、野田市地球温暖化対策実行計画（第４次実行計画）の基準年度（平成 30 年度）及び将来目標値を環境指標とする市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減については、令和 6 年度は、総排出量が令和 5 年度の 20,979.1t から 20,624.2t と数値が改善されたが、目標を達成できなかった。

表 3-6　地球環境保全への貢献に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目		基準年度（30 年度）	令和 6 年度実績	目標値（令和 12 年度）	評価
⑫ 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策	◎エコアクション２１登録事業者数	7社	6社	10社	☆☆
	◎市の事業に伴う二酸化炭素排出量※1,2	23,871.1 t-CO2	20,624.2 t-CO2	15,325.8 t-CO2	☆☆
	①エネルギー起源 CO2	14,059.5 t-CO2	12,426.8 t-CO2	6,889.2 t-CO2	
	②非エネルギー起源 CO2、CH4、N20	9,807.2 t-CO2	8,643.8 t-CO2	8,434.2 t-CO2	
	③HFC 等ガス（フロン類）	4.4 t-CO2	4.4 t-CO2	2.4 t-CO2	
⑬ エネルギーの効率的利用の促進	◎公用車中の低燃費・低公害車保有台数	100 台	155 台	増加	☆☆☆

※1　この項目は、「野田市地球温暖化対策実行計画（第 4 次）」の「基準年度（平成 25 年度）における排出量及び削減目標」を環境指標とする。

※2　排出量は、ガスの種類ごとに温暖化の影響の強さが異なることから、全て二酸化炭素として排出した場合の量に換算している。

5　快適な都市環境の確保

本市は、河川等の水辺空間やそれを取り巻く緑に恵まれるとともに、美しい街並みや歴史文化遺産も存在するなど、市民の心を豊かにする資源が豊富にある。このような資源を保全し、活用していくことが、快適な都市空間を確保するために重要である。

本計画では「快適な都市環境の確保」に係る施策の方向を、「豊かな緑の確保」、「触れ合える水辺づくり」、「良好な景観の形成」、「歴史的文化的遺産の保護・継承」とし、施策の方向に係る環境指標に「苗木配布数」、「水辺広場の数」、「景観形成対象地区数」、「指定文化財の件数」を設定し評価する。

令和 6 年度の実績は、表 3-7 のとおりであった。

水辺広場、指定文化財の件数については、目標達成となっている。

苗木配布数については、1,530 本だった令和 5 年度と比べて減少する結果となり、目標を達成出来なかった。

表 3-7　快適な都市環境の確保に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目		基準年度（30 年度）	令和 6 年度実績	将来目標値（令和 12 年度）	評価
⑭ 豊かな緑の確保	◎苗木配布数（花苗、球根含む）	1,960	1,360	1,800	☆
⑮ 触れ合える水辺づくり	◎水辺広場の数	3か所	3か所	3か所	☆☆☆
⑯ 良好な景観の形成	◎景観形成対象地区数	0か所	0か所	※2	※2
⑰ 歴史的文化的遺産の保護・継承	◎指定文化財の件数 ※3	35件	39件	37件	☆☆☆

※1　水辺広場の数は、船形地区八間堀親水広場・小山地区小船橋水辺公園・木間ケ瀬地区関宿落堀観察用ビオトープの 3 か所となっている。

※2　現状では、地区計画等により建築物の色彩、意匠などの誘導を行うことで良好な景観の形成に努めているが、景観計画については、私的財産等の利害関係が発生するため、慎重に審議を進める必要があることから、計画に位置付けるものの将来目標値については検討している。

※3　措定文化財の件数は、史跡、有形、無形民俗等の国、県及び市指定の文化財の件数としている。内訳としては、国指定 4 件、県指定 9 件、市指定 26 件となっている。

6　みんなが参加する取組

良好な環境づくりを進めるには、市、事業者、市民、教育関係者、ＮＰＯ等の主体が、公平な役割分担の下で、環境への配慮を心掛けていくことが求められている。このためには、市民が環境保全のための知識を身に付けられるよう、環境学習の場や機会を様々な形で持ち、環境に配慮した行動の必要性を理解して実践していくことが必要である。また、こうした一人一人が結びつき、大きなネットワークとなっていくことが大切である。

本計画では「みんなが参加する取組」に係る施策の方向を、「環境教育・環境学習の推進」と「環境保全活動の拠点づくり・組織づくり」とし、施策の方向に係る環境指標に「こどもエコクラブの登録数」、「小中学校での環境教育実施校数」、「市民講座・イベント回数」、「環境活動団体数」を設定し評価する。

令和 6 年度の実績としては、表 3-8 のとおりであった。

こどもエコクラブの登録数、環境活動団体数は、令和 5 年度から現状維持となり、目標の達成には至らなかった。小中学校での環境教育実施校数においては目標達成となっている。

市民講座・イベント回数は、令和 5 年度から 5 件減少し、目標を達成出来なかった。

表 3-8　みんなが参加する取組の達成状況

環境指標の項目		基準年度（30 年度）	令和 6 年度実績	将来目標値（令和 12 年度）	評価
⑱ 環境教育・環境学習の推進	◎こどもエコクラブの登録数	1 クラブ	2 クラブ	5 クラブ	☆☆
	◎小中学校での環境教育実施校数※1	31 校	31 校	全校（31 校）	☆☆☆
⑳ 環境保全活動の拠点づくり・組織づくり	◎市民講座・イベント回数※2	38回	25回	現状維持	☆
	◎環境活動団体数※3	10団体	9団体	10団体	☆☆

※1　小中学校での環境教育実施については明確な基準がなかったため、27 年度から「農業体験」、「自然観察学習」を実施した学校数としている。

※2　市民講座・イベント回数は、環境・ふるさとの歴史等をテーマとした講座・イベントの実施回数としている。

※3　環境活動団体数は、環境に関する教育や学習、景観の保全、保護等の環境に関する活動を実施した団体数としている。

Ⅳ　地 球 温 暖 化 対 策

温室効果ガスの排出による地球温暖化は､地球的規模で環境に影響する問題として、国や地方自治体、事業者、国民などの主体により、温室効果ガスの排出量削減等の取組が行われている。

本市では、平成 9 年 12 月から市役所本庁舎の温室効果ガス排出削減の取組を開始し、平成 19 年 4 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「野田市地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定、その後、3 度の改訂を経て、現在は第 4 次温暖化対策実行計画により、市が管理する全施設で取組を実施している。

令和 6 年度の市の事業に伴う温室効果ガス排出量は、全体で 21,070.6,t-CO2 となり、基準年度（平成 30 年度 24,024.4t-CO2）比で約 14%減少する結果となっているが、目標値（21,341.0t-CO2）の達成は出来なかった。

削減項目別に見ると、主にガソリン、電気の使用に伴うエネルギー起源による排出量は、令和 6 年度で 12,426.8t-CO2 となっており、基準年度（16,100.6t-CO2）比で約 23%の削減となった。

また、自動車走行距離、一般廃棄物焼却などに伴う非エネルギー起源による令和 6 年度排出量は 8,639.4t-CO2 となっており、基準年度（9,807.2t-CO2）比で約 12%減少となった。HFC 封入カーエアコンの使用による HFC 等ガスの排出量は 4.4t-CO2 となり、基準年度（4.4t-CO2）と同量で目標値には程遠い結果となった

依然として目標値の達成には、排出量全体で 27%以上の削減が必要になることから、引き続き、冷暖房の温度設定など身近なところから取り組めるエネルギー使用量の削減や官民一体でゴミの減量、リサイクルの推進や公共施設整備における負荷の低減を図るため再生可能エネルギーの導入等、温室効果ガス削減に取り組むことが求められる。

表 4-1　温室効果ガスの種類別排出量（令和 6 年度）

	排出量※(t-CO_2)	割合(%)
エネルギー起源(CO_2)	12,426.8	60.25
非エネルギー起源(CO_2、CH_4、N_2O)	8,639.4	39.73
HFC 等ガス（フロン類）	4.4	0.02
総　　計	21,070.6	100.00

※排出量はガスの種類ごとに温暖化の影響の強さから二酸化炭素として排出した場合の量に換算している。

表 4-2　温室効果ガスの原因別排出量（令和 6 年度）

	排出量※(t-CO_2)	割合(%)
ガソリン	414.6	2.0
灯油	345.2	1.6
軽油	617.1	2.9
Ａ重油	959.3	4.6
液化石油ガス(LPG)	390.1	1.9
都市ガス	1,364.3	6.5
電気	8,336.1	39.6
自動車走行距離	16.1	0.1
廃プラスチックの焼却	8,197.4	38.9
一般廃棄物の焼却	387.0	1.8
し尿処理	43.3	0.2
総　　計	21,070.6	100.0

※排出量はガスの種類ごとに温暖化の影響の強さから二酸化炭素として排出した場合の量に換算している。

表 4-3　温室効果ガスの排出実績一覧（令和 6 年度）

排出要因	目標値（t-CO2）	実績値（t-CO2）
エネルギー起源 (CO_2)	6,889.2	12,426.8
非エネルギー起源 (CO_2、CH_4、N_2O)	8,434.2	8,639.4
HFC等ガス (フロン類)	2.4	4.4
合計	15,325.8	21,070.6

※1　要因別排出量の目標値は目安として設定しています。

※2　排出量はガスの種類ごとに温暖化の影響の強さから二酸化炭素として排出した場合の量に換算している。

V　大 気 汚 染

大気汚染は、主として工場・事業所等の固定発生源から排出されるばい煙や、自動車等の移動発生源からの排出ガス等によって引き起こされる。近年は自動車等の移動発生源から発生する窒素酸化物（NOx）や浮遊粒子状物質（SPM）などによる大気汚染が問題視されてきたが、自動車 NO_X・PM 法による規制等により、影響が低減されている。

大気汚染物質には、二酸化硫黄（SO_2）、二酸化窒素（NO_2）、光化学オキシダント（Ox）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）等がある。本市では、これらの汚染物質の濃度を把握するため、昭和 50 年 3 月に中央小学校裏校庭に大気汚染野田測定所を設置し、昭和 50 年度から測定を開始した。現在は本測定所を県に貸与し、平成 3 年 4 月に二川中学校敷地内に県が設置した桐ケ作測定所とあわせ、市内 2 箇所で県による測定が行われている。野田測定所の測定結果は表 5-2、図 5-1、-2 に、昭和 50 年度からの経年変化を図 5-5 に示す。桐ケ作測定所の測定結果は表 5-3、図 5-3、-4 に、平成 3 年度からの経年変化を図 5-6 に示す。



写真：大気汚染野田測定所 中央小学校

また、環境省では、自動車から排出される大気汚染物質による影響を測定するため、国道 16 号沿いの中央の杜に国設野田自動車交通環境測定所を設置し、平成 14 年 4 月から測定を行っている。

なお、これらの汚染物質に対し、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として、国が環境基準（表 5-1）を定めている。

表 5-1　大気汚染に係る環境基準

物　　質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄(SO_2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素(CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
二酸化窒素(NO_2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。
微小粒子状物質（PM2.5）	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。

※光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の化学反応により生成される酸化性物質をいう
※浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 マイクロメートル以下のものをいう
※微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5 マイクロメートル以下のものをいう
※環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所には適用されない

表 5-2　大気汚染野田測定所での大気汚染の年平均値経年変化一覧表

年度	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化窒素 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	光化学オキシダント (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m³)	微小粒子状物質 (μg/m³)
令和元年	0.001	0.003	0.012	0.033	0.017	10.0
令和 2 年	0.001	0.003	0.012	0.032	0.016	9.8
令和 3 年	0.001	0.003	0.011	0.034	0.015	9.0
令和 4 年	0.001	0.003	0.011	0.033	0.015	9.6
令和 5 年	0.001	0.002	0.011	0.035	0.016	9.3
令和 6 年	0.001	0.002	0.010	0.037	0.015	8.9

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-1　大気汚染野田測定所における大気質状況経年変化（年平均値）
（硫黄酸化物・窒素酸化物・光化学オキシダント）

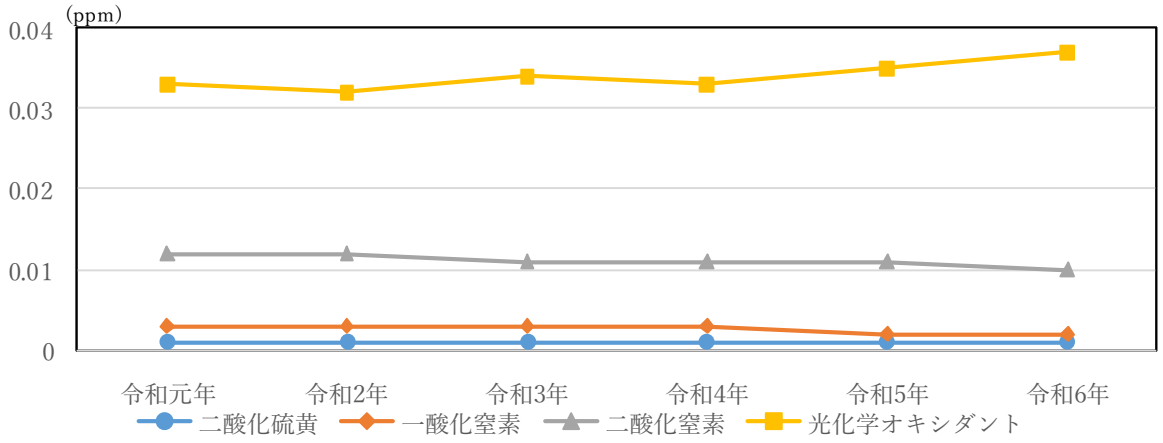


図 5-2　大気汚染野田測定所における大気質状況経年変化（年平均値）
（浮遊粒子状物質・微小粒子状物質（PM2.5））

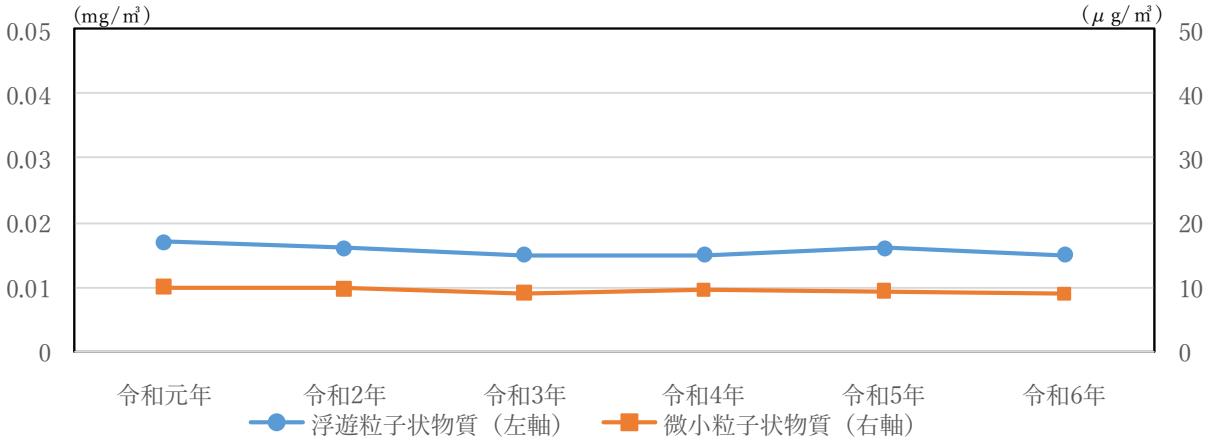


表 5-3　大気汚染桐ケ作測定所での大気汚染の年平均値経年変化一覧表

年度	一酸化窒素（ppm）	二酸化窒素（ppm）	光化学オキシダント（ppm）	浮遊粒子状物質（mg/m³）	微小粒子状物質（PM2.5）（μg/m³）
令和元年	0.002	0.010	0.035	0.017	9.3
令和２年	0.002	0.009	0.032	0.016	8.9
令和３年	0.002	0.009	0.034	－※1	8.2
令和４年	0.002	0.009	0.032	－※1	8.8
令和５年	0.002	0.009	0.034	－※1	8.6
令和６年	0.001	0.008	0.038	－※1	8.2

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

※1 平成２１年９月に微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が設定され、平成２２年３月に「大気の汚染の常時監視に関する事務処理基準」が改正されたことを受け、平成２３年に「大気環境常時測定局の配置方針について」を策定しました（千葉県環境審議会で諮問）。この方針に基づき、全体のバランスや局数の不足・余剰を考慮したうえで、SPM を廃止し PM2.5 を開始。

図 5-3　大気汚染桐ケ作測定所における大気質状況経年変化（年平均値）
（窒素酸化物・光化学オキシダント）

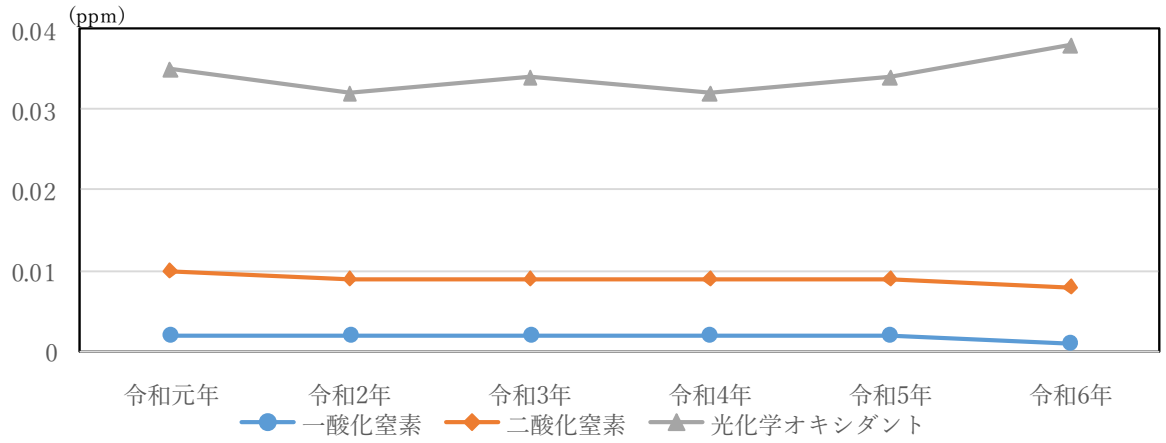


図 5-4　大気汚染桐ケ作測定所における大気質状況経年変化（年平均値）
（浮遊粒子状物質・微小粒子状物質（PM2.5））

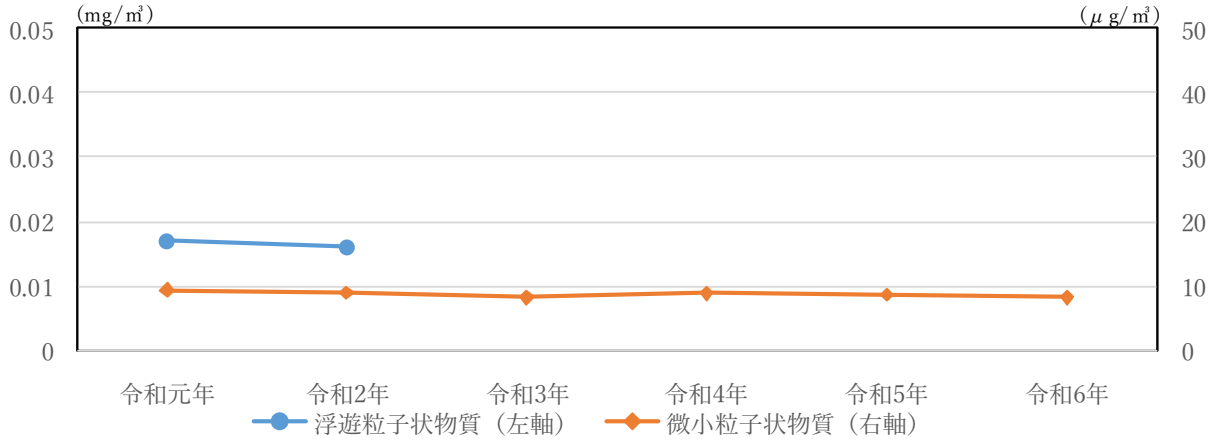


図 5-5　大気汚染野田測定所における昭和 50 年からの経年変化

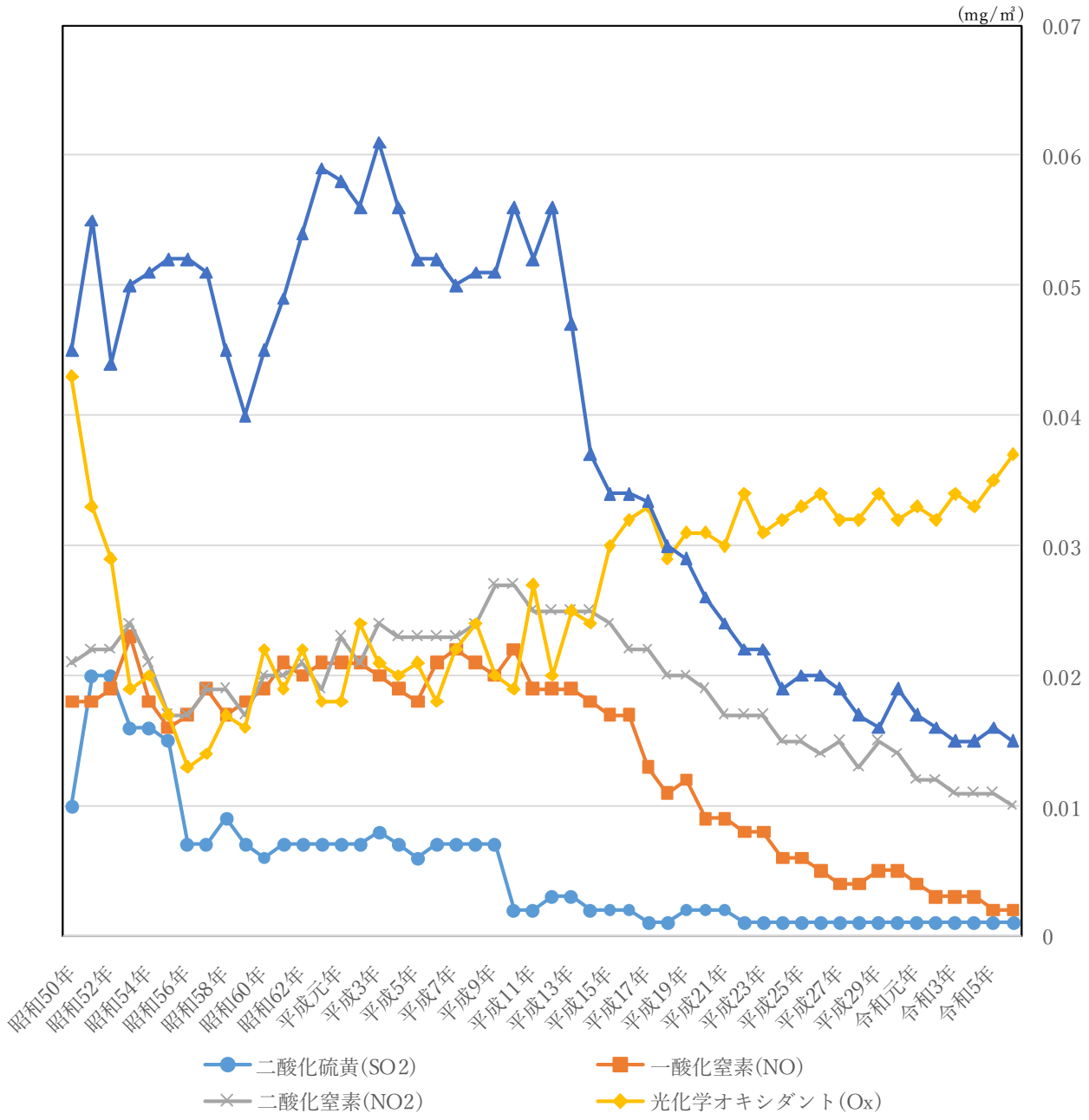
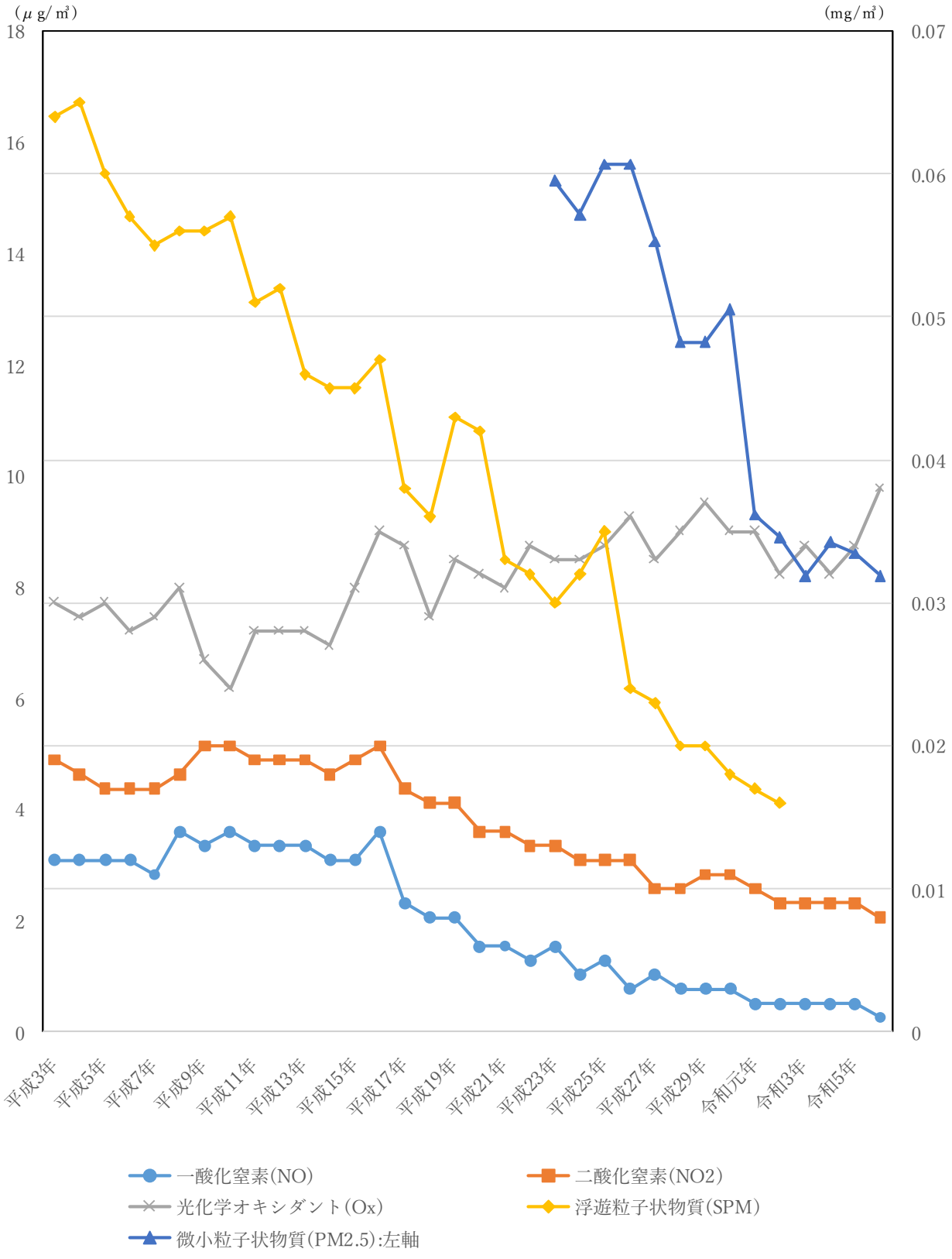


図 5-6　大気汚染桐ケ作大気測定所における平成 3 年からの経年変化



1　硫黄酸化物

大気中の硫黄酸化物は、主として工場等で使用される石炭・石油等の化石燃料の燃焼により排出され、呼吸器官を刺激して、ぜんそくや気管支炎などの原因となるほか、酸性雨の原因となり、植物にも影響を与えることが知られている。

令和 6 年度の二酸化硫黄（SO_2）の測定結果は、長期的・短期的評価ともに環境基準（表 5-1）を達成した（表 5-5）。過去 3 年間の経月変化（表 5-4、図 5-7）をみると、硫黄酸化物の濃度に季節的変動はほとんどなく、低濃度で安定したレベルを保持している。

表 5-4　大気汚染野田測定所における二酸化硫黄の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：ppm

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
令和 4 年	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
令和 5 年	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
令和 6 年	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-7　大気汚染野田測定所における二酸化硫黄の月別測定結果（過去 3 年間）

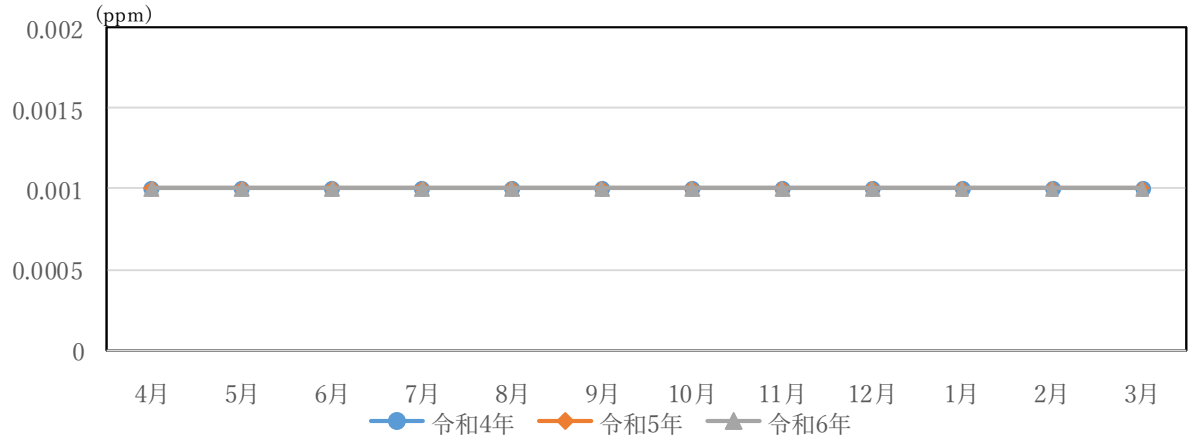


表 5-5　二酸化硫黄の環境基準との適合状況（令和 6 年度）

（野田測定所のデータ）

有効測定日数			360 日
測定時間			8,612 時間
短期的評価	1 時間値が 0.10ppm を超えた時間数とその割合	時間	0 時間
		%	0.00%
	日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合	日	0 日
		%	0.00%
長期的評価	日平均値の 2%除外値		0.005ppm
	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無		無
	環境基準の適否		適

※二酸化硫黄の環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

※環境基準適合の評価方法

・短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

・長期的評価：1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下で、かつ、1 日平均値 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続していないこと。

※2%除外値とは、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高いほうから数えて 2%の範囲内にある測定値を除外した後の最高値をいう

2　窒素酸化物

窒素酸化物は、物の燃焼に伴って大気中の窒素が酸化されて発生するものや、燃料中の窒素が酸化されて発生するものなどがあり、これらの生成物として一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO_2）等がある。これらは呼吸器系に影響を与え、光化学スモッグの主要原因物質となる。

令和 6 年度の二酸化窒素（NO_2）の測定結果は、全測定所において長期的・短期的評価ともに環境基準（表 5-1）を達成した（表 5-14）。また、県の環境目標値に対しても全測定所で達成となっている。なお、一酸化窒素の環境基準は定められていない。

窒素酸化物の測定結果は、野田測定所における過去 5 年分の経年変化を表 5-2、図 5-1 に、過去 3 年分の経月変化を表 5-10、-11、図 5-8、-9 に示し、昭和 50 年度からの経年変化を図 5-5 に示す。桐ケ作測定所における過去 5 年分の経年変化を表 5-3、図 5-3 に、経月変化を表 5-12、-13、図 5-10、-11 に、昭和 50 年からの経年変化を図 5-5 に示す。

測定値の季節的変動は、一酸化窒素、二酸化窒素ともに冬季に測定値が高くなる傾向が見られる。これは、気温の低下により燃焼機器が使われ始めること、また、地表面付近の気温が下がることで、上空との温度差が少なくなり、大気の対流が起こりにくくなるため、地表面近くに汚染物質が留まることが原因であるという研究報告があり、本市においても同様のことが原因となっていると想定される。また、経年変化は、一酸化窒素、二酸化窒素ともに横ばいとなっている。

表 5-10　大気汚染野田測定所における一酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：ppm

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
令和 4 年	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.003	0.004	0.004	0.003	0.002	0.002
令和 5 年	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.004	0.005	0.005	0.003	0.001	0.002
令和 6 年	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.003	0.005	0.004	0.001	0.002	0.002

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-8　大気汚染野田測定所における一酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

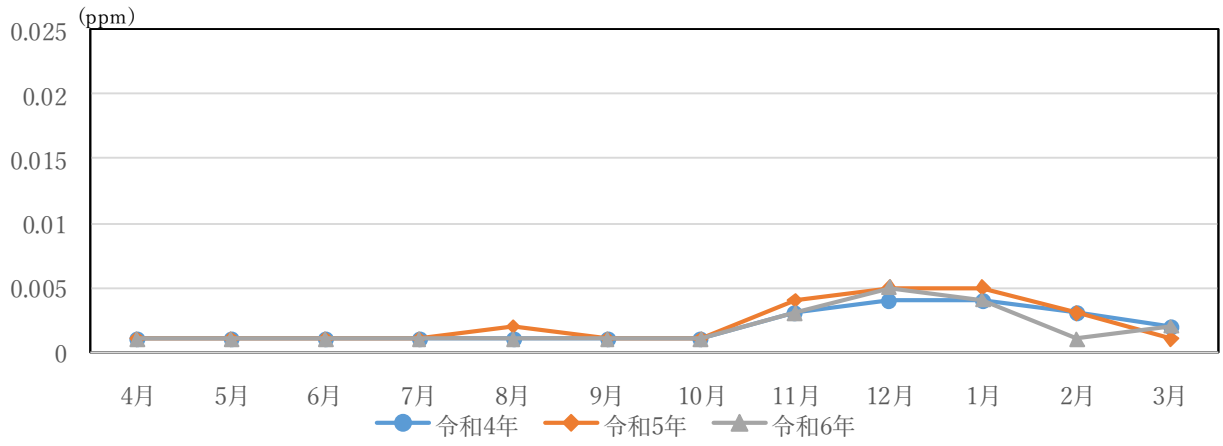


表 5-11　大気汚染野田測定所における二酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：ppm

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
令和 4 年	0. 010	0. 009	0. 009	0. 009	0. 007	0. 007	0. 011	0. 015	0. 017	0. 015	0. 013	0. 011	0. 011
令和 5 年	0. 009	0. 009	0. 009	0. 009	0. 007	0. 008	0. 010	0. 015	0. 017	0. 014	0. 012	0. 010	0. 011
令和 6 年	0. 009	0. 008	00. 08	0. 008	0. 006	0. 007	0. 009	0. 012	0. 015	0. 014	0. 010	0. 011	0. 010

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-9　大気汚染野田測定所における二酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

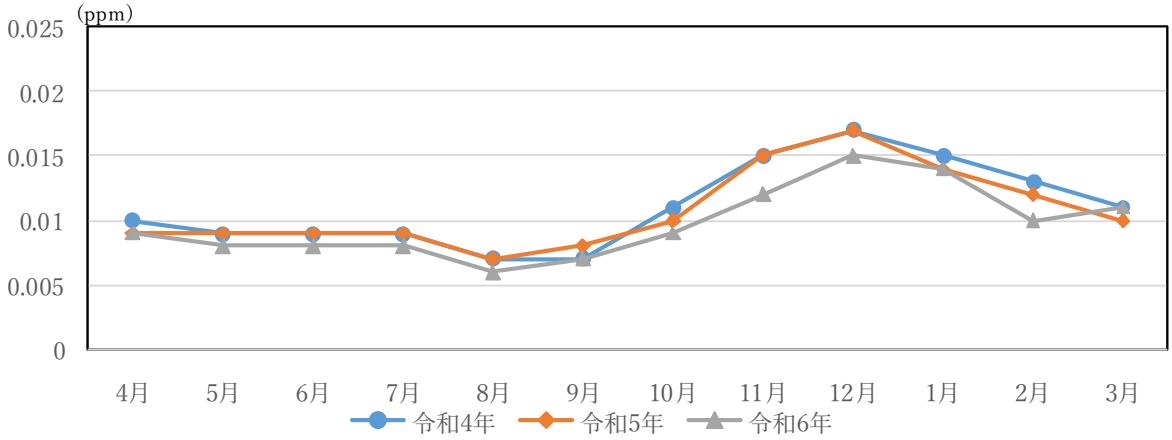


表 5-12　大気汚染桐ケ作測定所における一酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：ppm

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
令和 4 年	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0. 003	0. 004	0. 004	0. 003	0. 002	0. 002
令和 5 年	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0. 002	0. 001	0. 001	0. 004	0. 004	0. 005	0. 003	0. 001	0. 002
令和 6 年	0. 001	0. 001	0	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0. 002	0. 003	0. 002	0. 001	0. 001	0. 001

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。
※1 令和 3 年 6 月は、機械メンテナンスのため、欠測。

図 5-10　大気汚染桐ケ作測定所における一酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

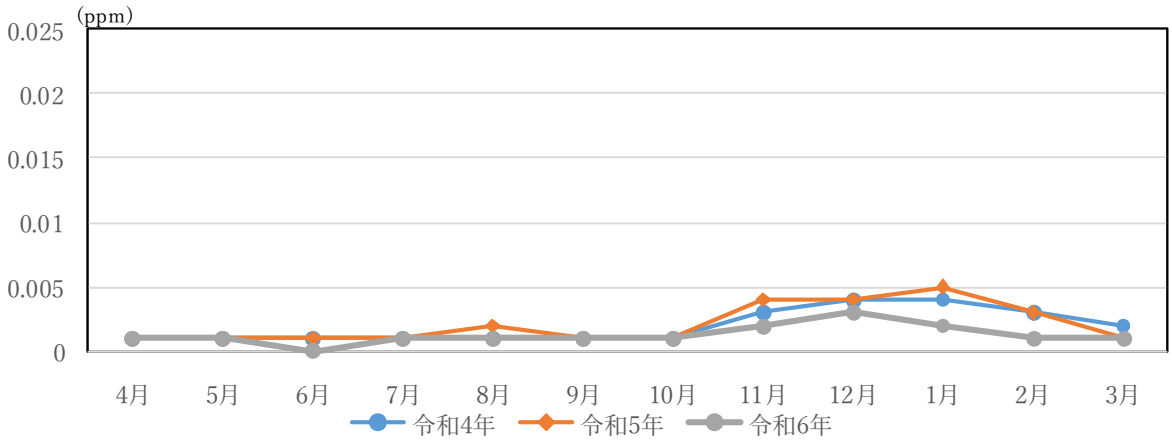


表 5-13　大気汚染桐ケ作測定所における二酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：ppm

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
令和 4 年	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.008	0.011	0.013	0.012	0.011	0.010	0.009
令和 5 年	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006	0.008	0.012	0.014	0.012	0.010	0.009	0.009
令和 6 年	0.007	0.007	0.007	0.007	0.005	0.006	0.007	0.009	0.011	0.011	0.008	0.009	0.008

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-11　大気汚染桐ケ作測定所における二酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

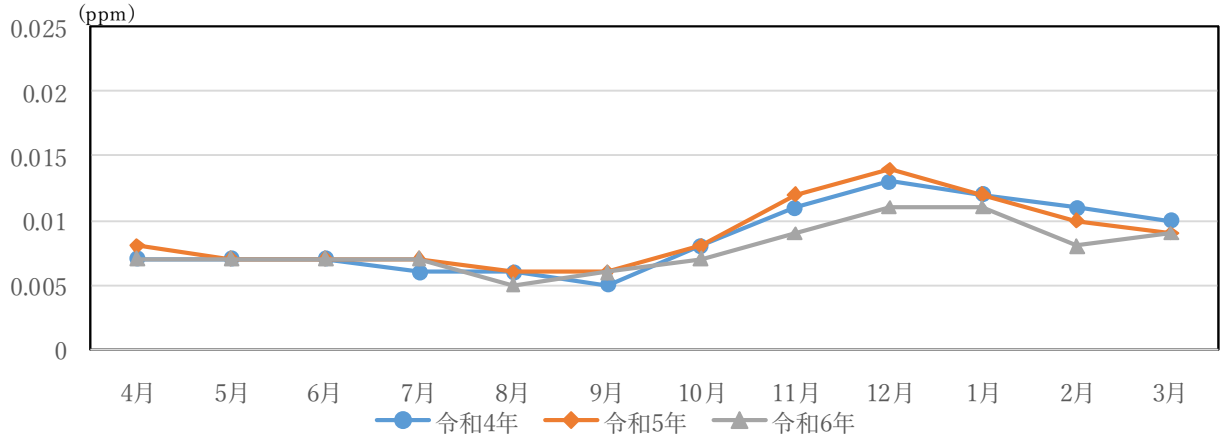


表 5-14　二酸化窒素の環境基準との適合状況（令和 6 年度）

測定所名	野田測定所	桐ケ作測定所	国設野田自動車交通環境測定所
有効測定日数	363 日	362 日	363 日
測定時間	8,677 時間	8,659 時間	8,671 時間
1 日平均値の年間 98%値(ppm)	0.023ppm	0.023ppm	0.035ppm
環境基準(0.04～0.06)との適否	適	適	適
県環境目標値(0.04)との適否	適	適	適

※二酸化窒素の環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること

※評価方法：1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であること

※98%値とは 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低いほうから数えて 98%目にあたる値

※千葉県環境目標値：日平均値の 98%値が 0.04ppm

3　光化学オキシダント

光化学オキシダント（Ox）は、窒素酸化物や炭化水素等の 1 次汚染物質が、太陽光線（紫外線）により化学反応を起こして生成される 2 次汚染物質で、光化学スモッグの原因となる。

令和 6 年度の光化学オキシダントの測定結果は、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数及び時間が野田測定所で 2 日、3 時間、桐ケ作測定所で 2 日、2 時間に達しており、環境基準（表 5-1）を達成していない（表 5-17）。

光化学オキシダントの野田測定所における経年変化を表 5-2、図 5-1 に、過去 3 年分の経月変化を表 5-15、図 5-12 に示し、桐ケ作測定所における経年変化を表 5-3、図 5-3 に経月変化を表 5-16、図 5-13 に示す。

月別の測定値から、季節変動があり窒素酸化物の変化とは逆に 4 月～8 月に濃度が上昇し、11 月～12 月を中心に濃度の低下がみられる。これは、日照時間との関係が推測される。一方、経年変化では、過去 3 年間はおおむね同水準で推移している。

光化学オキシダント濃度が高くなると、「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づいて、光化学スモッグ注意報や警報が発令される。緊急時等の発令及び解除については、防災無線、メール配信サービス等により迅速に市民への情報提供をおこなっている。

なお、昭和 48 年以後、本市において光化学スモッグによる被害は確認されていない（表 5-18）。

表 5-15　大気汚染野田測定所における光化学オキシダントの月別測定結果（過去 3 年間）

単位：ppm

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
令和 4 年	0.044	0.046	0.042	0.034	0.035	0.029	0.028	0.024	0.020	0.024	0.034	0.038	0.033
令和 5 年	0.046	0.046	0.045	0.045	0.023	0.031	0.034	0.027	0.023	0.026	0.032	0.040	0.035
令和 6 年	0.047	0.048	0.048	0.049	0.033	0.035	0.029	0.026	0.025	0.029	0.038	0.042	0.037

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-12　大気汚染野田測定所における光化学オキシダントの月別測定結果（過去 3 年間）

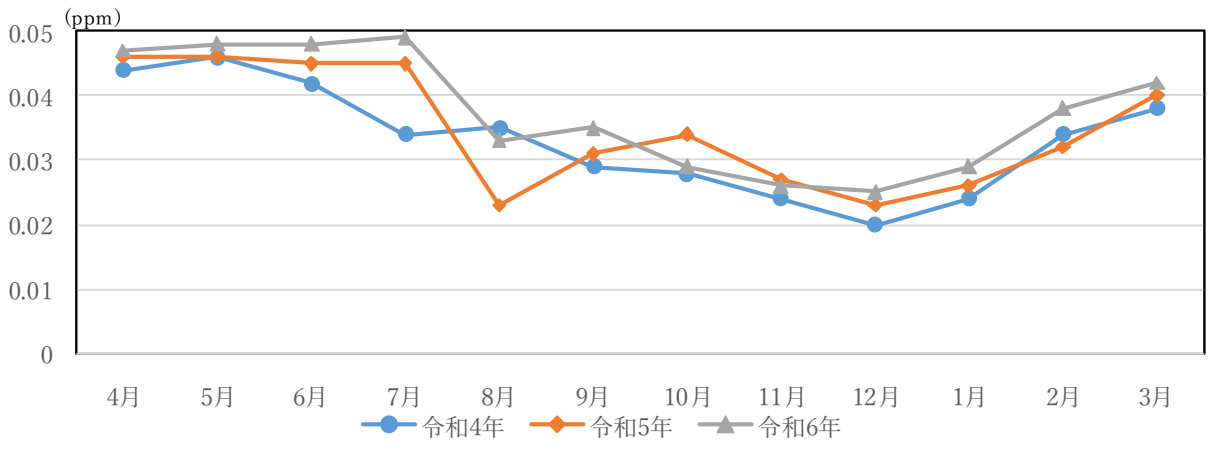


表 5-16　大気汚染桐ケ作測定所における光化学オキシダントの月別測定結果（過去 3 年間）

単位：ppm

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
令和 4 年	0.042	0.044	0.042	0.035	0.034	0.029	0.029	0.024	0.020	0.024	0.032	0.036	0.032
令和 5 年	0.044	0.045	0.045	0.046	0.025	0.031	0.033	0.026	0.021	0.023	0.029	0.038	0.034
令和 6 年	0.046	0.048	0.049	0.047	0.032	0.035	0.029	0.028	0.027	0.03	0.039	0.043	0.038

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-13　大気汚染桐ケ作測定所における光化学オキシダントの月別測定結果（過去 3 年間）

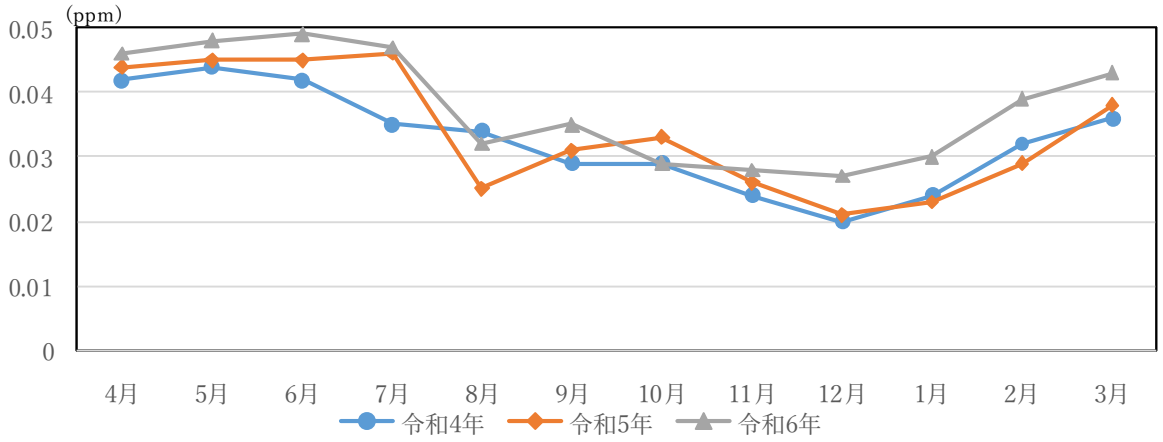


表 5-17　光化学オキシダントの環境基準との適合状況（令和 6 年度）

項　　目		野田測定所	桐ケ作測定所
測定日数（昼間）		365 日	365 日
測定時間（時間）		5,469 時間	5,469 時間
昼間※の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数・時間数	日	2 日	2 日
	時間	3 時間	2 時間
環境基準との適否		否	否

※　昼間とは 5 時から 20 時までの間を示す

表 5-18　光化学オキシダント年度別測定結果及び光化学スモッグ発令・被害状況

年度	光化学オキシダント 年平均値（野田測定所） (ppm)	注意報発令状況 野田地域（東葛地域※） （日）	健康被害状況 野田地域(東葛地域※) （人）
昭和 60 年	0.022	7	1
昭和 61 年	0.019	6	0
昭和 62 年	0.022	10	62
昭和 63 年	0.018	1	0
平成元年	0.018	2	0
平成 2 年	0.024	9	2
平成 3 年	0.021	7	0
平成 4 年	0.020	6	0
平成 5 年	0.021	1	0
平成 6 年	0.018	5	0
平成 7 年	0.022	6	0
平成 8 年	0.024	2	0
平成 9 年	0.020	0	0
平成 10 年	0.019	3	0
平成 11 年	0.027	0	0
平成 12 年	0.020	11	0
平成 13 年	0.025	9	0
平成 14 年	0.024	8	0
平成 15 年	0.030	6	0
平成 16 年	0.032	17	0
平成 17 年	0.033	25	0
平成 18 年	0.029	5	0
平成 19 年	0.030	9	0
平成 20 年	0.031	3	0
平成 21 年	0.029	1	0
平成 22 年	0.034	9	0
平成 23 年	0.031	3	0
平成 24 年	0.032	4	0
平成 25 年	0.033	6	0
平成 26 年	0.034	7	0
平成 27 年	0.033	8	0
平成 28 年	0.032	0	0
平成 29 年	0.034	5	0

平成 30 年	0.032	1	0
令和元年	0.033	2	0
令和 2 年	0.032	1	0
令和 3 年	0.034	1	0
令和 4 年	0.033	2	0
令和 5 年	0.034	1	0
令和 6 年	0.037	1	0

※平成 24 年度から野田市は東葛飾地域から独立し野田地域となったため、平成 24 年以前は東葛地域の件数及び健康被害状況となっている。平成24年からは野田地域のみに発令された件数及び健康被害状況を記載している。

表 5-19　光化学スモッグ注意報等の発令基準

予　　報	気象条件並びに各種汚染物質濃度を検討し、オキシダントによる大気汚染の状況が悪化するおそれがあると判断されるとき、判断した当日の午前 11 時までに発令する。
注　意　報	オキシダントによる大気汚染の状況が悪化し、測定局におけるオキシダント濃度が 0.12ppm 以上である状態になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
警　　報	注意報が発令されている状況がさらに悪化し、測定局におけるオキシダント濃度が 0.24ppm 以上になり、かつ、気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
重大緊急報	警報が発令されている状況がさらに悪化し、測定局におけるオキシダント濃度が 0.40ppm 以上になり、かつ、気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
前 日 予 報	千葉県光化学スモッグ等予測システムによる前日予測の結果から、翌日のオキシダント濃度が 0.12ppm 以上の地域が広域となることが予測されるとき、前日予測日の午後 4 時までに発令する。

※　予報・注意報・警報・重大緊急報の発令基準は「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」に定めるところによる

※　前日予報の発令基準は「千葉県光化学スモッグ前日予報制度運用要領」に定めるところによる



～コラム『環境リーフレット』～

環境関連法令や条例などの取り決めは、近年、世の中の動きが早く、頻繁に新しく作られたり、改正されたりしています。このため、市の窓口の手続きや環境に関する取り決めが、時に難解に感じられることも多いようです。環境保全課では、こういった行き違いをなくし、広く一般の人にも環境に関する取り決めを知っていただくため、手作りのリーフレットを作成し、窓口で配布しております。

４　浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質（SPM）は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10μm（マイクロ・メートル）以下のものをいい、工場・自動車・火山活動等により大気中に放出されたススや粉じん等の物質で構成されている。気道や肺胞などに付着して、呼吸器疾患の増加など人間の健康に悪影響を及ぼすと考えられている。

令和 6 年度の測定結果は、全測定所で環境基準（表 5-1）を達成した（表 5-22）。

浮遊粒子状物質の野田測定所における月別測定値を表 5-20、図 5-14 に示し、桐ケ作測定所における月別測定値を表 5-21、図 5-15 に示す。また、野田測定所の経年変化を図 5-16 に示す。

月別の測定値から、季節的変動は顕著ではないが、7 月～8 月に高い値を示すことが多い。浮遊粒子状物質には、発生源から直接粒子として排出される「一次粒子」と、ガス状の窒素酸化物や硫黄酸化物、揮発有機化合物等の気体として排出され、大気中で化学反応などにより粒子化した「二次生成粒子」があり、特に 8 月は日中の紫外線を受けた光化学反応による「二次生成粒子」が多くなるとの研究報告もあるため、経年的には各年度の日照時間に左右されていることが考えられる。また、年平均値の経年変化（図 5-16）は 18 年以降減少傾向を示していたが、ここ数年は停滞している。

表 5-20　大気汚染野田測定所における浮遊粒子状物質の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：mg/m³

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
令和 4 年	0.016	0.013	0.018	0.017	0.017	0.014	0.014	0.016	0.011	0.014	0.013	0.017	0.015
令和 5 年	0.018	0.017	0.017	0.021	0.021	0.016	0.013	0.016	0.015	0.011	0.010	0.012	0.016
令和 6 年	0.019	0.014	0.014	0.027	0.023	0.019	0.014	0.012	0.01	0.01	0.009	0.014	0.015

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-14　大気汚染野田測定所における浮遊粒子状物質の月別測定結果（過去 3 年間）

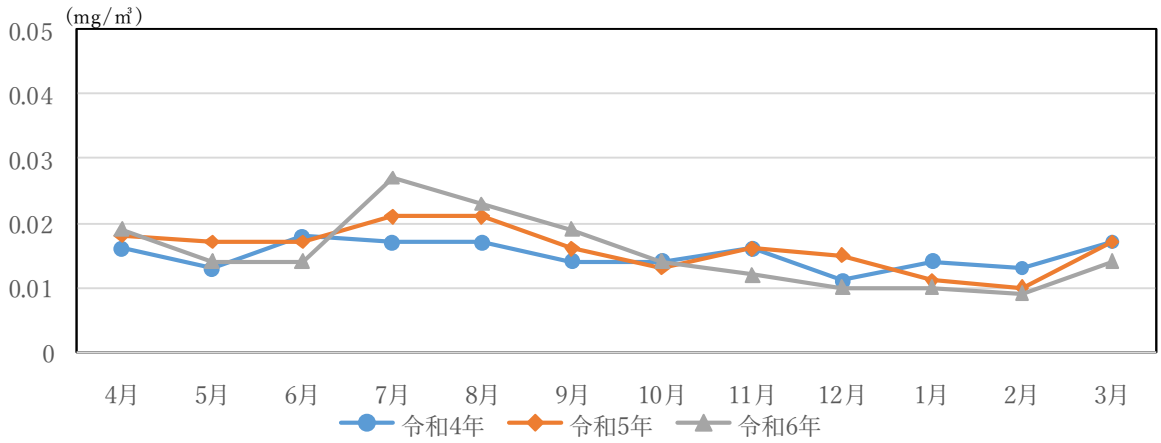


表 5-21　大気汚染桐ケ作測定所における浮遊粒子状物質の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：mg/m³

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
令和 4 年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和 5 年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和 6 年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

※令和 3～6 年度については機械メンテナンスにより欠測

図 5-15　大気汚染桐ケ作測定所における浮遊粒子状物質の月別測定結果（過去 3 年間）

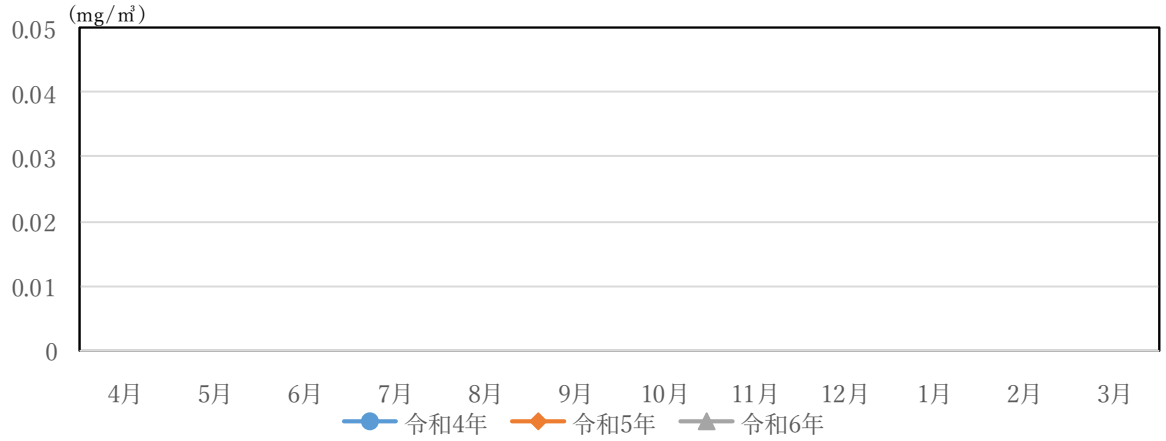


図 5-16　大気汚染野田測定所における大気質状況経年変化（年平均値）
（浮遊粒子状物質：SPM）

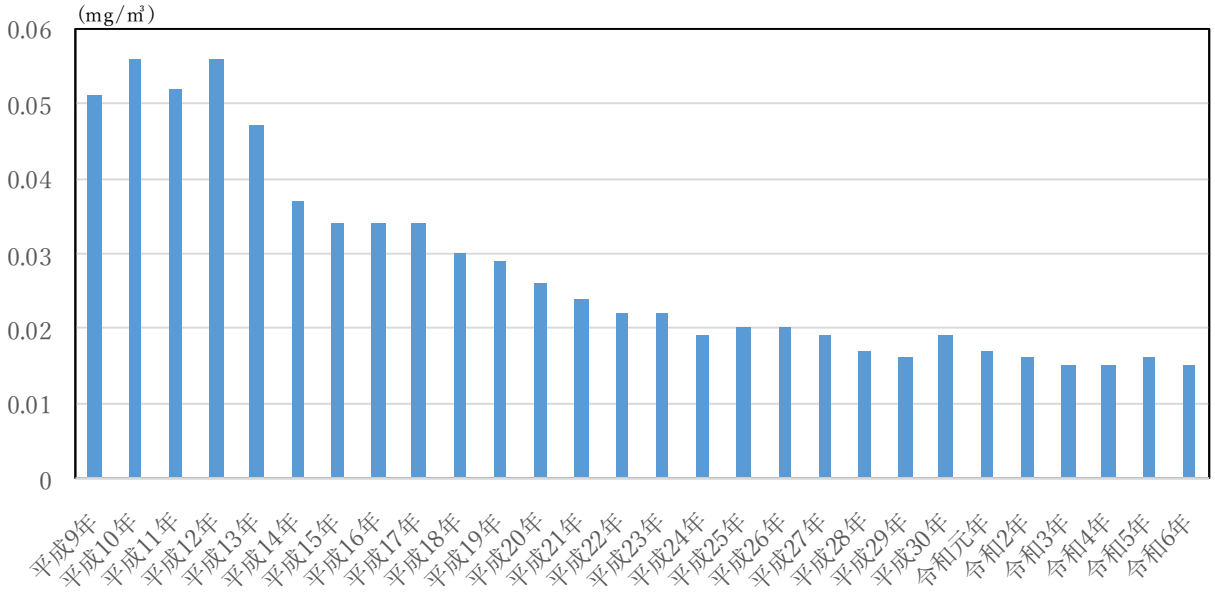


表 5-22　浮遊粒子状物質の環境基準との適合状況（令和 6 年度）

測定所名		野田測定所	桐ケ作測定所	国設野田自動車交通環境測定所
有効測定日数		362 日	0 日※	362 日
測定時間		8,697 時間	0 時間※	8,703 時間
短期的評価	1 時間値が 0.20mg/㎥を超えた時間数とその割合	0 時間	―※	0 時間
		0.00%	―※	0.00%
	日平均値が 0.10mg/㎥を超えた日数とその割合	0 時間	―※	0 時間
		0.00%	―※	0.00%
長期的評価	日平均値の 2%除外値	0.044mg/㎥	―※	0.041mg/㎥
	日平均値が0.10mg/㎥を超えた日が2日以上連続したことの有無	無	―※	無
	環境基準の適否	適	―※	適

※浮遊粒子状物質(SPM)環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/㎥以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/㎥以下であること。

※環境基準適合の評価方法

・短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/㎥以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/㎥以下であること

・長期的評価：1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/㎥以下で、かつ、1 日平均値 0.10mg/㎥を超えた日が 2 日以上連続していない測定局。

※2%除外値とは、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高いほうから数えて 2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値をいう

5　微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）は、大気汚染物質の１つで、様々な成分からなる直径 2.5 μｍ以下の小さな粒子である。既に環境基準を定め、対策を進めてきた浮遊粒子状物質に比べて肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響も懸念されている。

本市における測定は、県が平成 24 年 2 月から桐ケ作測定所で開始し、平成 30 年 3 月から野田測定所でも測定を行っている。令和 6 年度の測定結果は両測定所で環境基準（表 5-1）を達成した（表 5-25）。

微小粒子状物質の野田測定所における月別測定結果は表 5-23、図 5-17 に示し、桐ケ作測定所における月別測定結果は月別測定結果を表 5-24、図 5-18 に示す。

月別の測定値から顕著な季節変動は見られず、横ばいの変動となっている。

表 5-23　大気汚染野田測定所における微小粒子状物質（PM2.5）の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：μg/m³

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
令和 4 年	10.3	8.4	9.8	7.5	8.3	8.0	9.0	11.6	9.3	11.1	11.2	10.9	9.6
令和 5 年	11.6	9.7	9.3	9.5	7.2	7.1	8.2	11.7	11.9	9.2	7.5	8.7	9.3
令和 6 年	12.1	8.1	8.1	11.6	6.8	7.4	8.8	10.3	9.7	9.6	7.2	12	9.3

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-17　大気汚染野田測定所における微小粒子状物質（PM2.5）の月別測定結果（過去 3 年間）

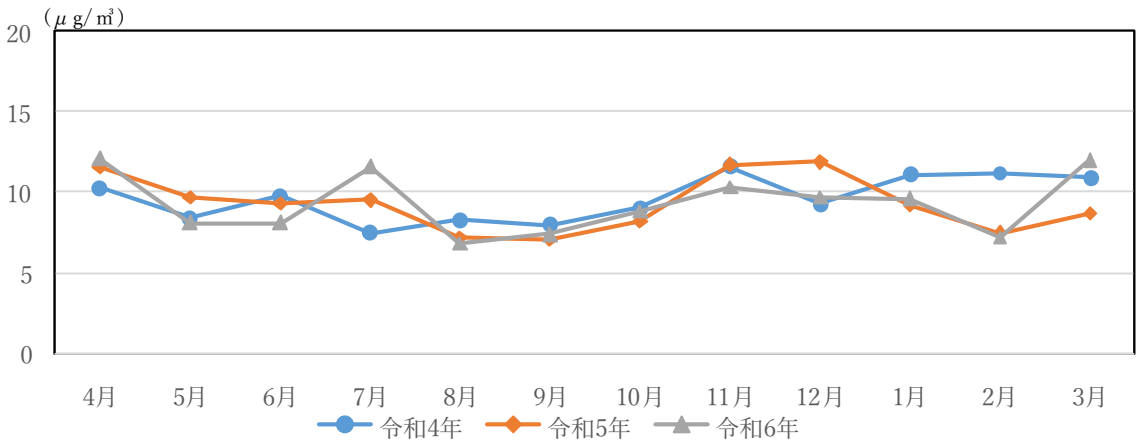


表 5-24　大気汚染桐ケ作測定所における微小粒子状物質（PM2.5）の
月別測定結果（過去 3 年間）

単位：μg/m³

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
令和 4 年	8.9	8.0	9.7	8.0	8.3	6.6	9.3	10.2	7.5	9.6	9.6	10.2	8.8
令和 5 年	10.7	9.4	9.4	9.6	5.8	6.7	7.7	10.2	10.7	7.7	7.3	7.4	8.6
令和 6 年	10.5	7.6	7.9	11.3	7.2	7.2	7.9	8.1	7.5	7.3	6.4	9.3	8.2

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-18　大気汚染桐ケ作測定所における微小粒子状物質（PM2.5）の
月別測定結果（過去 3 年間）

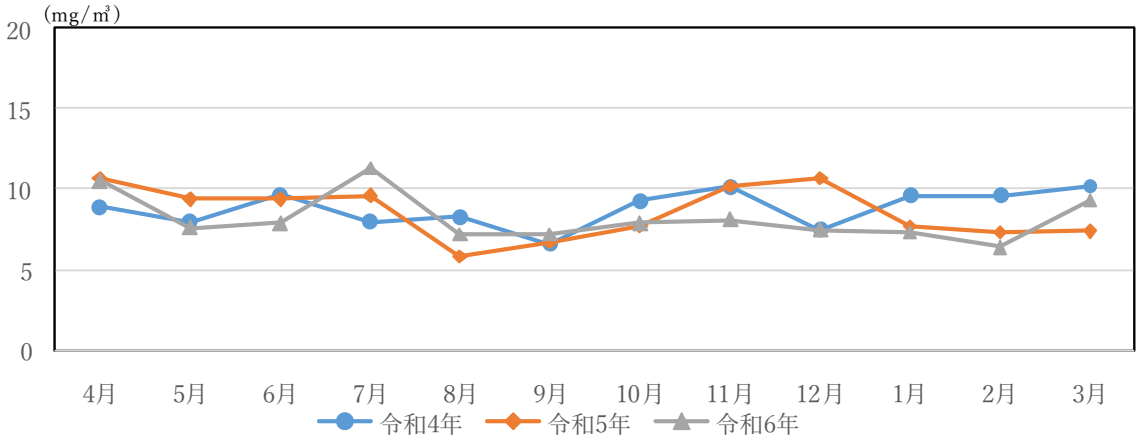


表 5-25　微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準との適合状況（令和 6 年度）

測定所名		野田測定所	桐ケ作測定所
有効測定日数		362 日	362 日
測定時間		8,693 時間	8,695 時間
短期基準	1 日平均値の年間 98%値	22.3μg/m³	20.4μg/m³
長期基準	1 年平均値	8.9μg/m³	8.2μg/m³
	環境基準の適否	適	適

※微小粒子状物質(PM2.5)環境基準：1 年平均値が 15μg/m³以下であること（長期基準）。かつ、1 日平均値が 35μg/m³以下であること（短期基準）
※評価方法：1 年平均値が 15.0μg/m³以下であり、かつ 1 日平均値の年間 98%値が 35.0μg/m³以下であること
※1 日平均値の年間 98%値とは 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低いほうから数えて 98%目にあたる値

６　二ツ塚地区における大気汚染問題



二ツ塚地区では、平成 19 年 4 月に稼動を開始した民間産業廃棄物処理施設（焼却施設）周辺で、煙や臭気に関する苦情が相次ぎ、平成 19 年 7 月には当該施設で排出基準（700ppm）を超過する塩化水素（3,200ppm）が測定されるなど、大気汚染が問題となり、平成 21 年 9 月に市が実施した健康被害に係るアンケート調査では、健康被害を訴える声が多くあったことから、県、市が立入調査や周辺環境調査を継続的に実施してきた。

平成 22 年 6 月には、通報に対し迅速に立入りするため、市職員が県職員の併任を受け、24 時間体制での苦情対応を開始し、令和 5 年度末までに 244 回の市職員による立入りを行っている。

このような健康被害の声が後を絶たない状況であったにも関わらず、県が平成 23 年 12 月に、当該施設の産業廃棄物処分業の許可更新を行ったため、平成 24 年 3 月に被害者が組織する地域住民団体（被害者の会）では、公害紛争処理法に基づく総務省公害等調整委員会に対し、健康被害の原因に関する裁定申請を行った。市では当該団体を支援するため、原因裁定申請に要する費用に対し補助金の交付を行った。

なお、公害等調整委員会では、最終書面の中で周辺住民の健康被害と有限会社柏廃材処理センター周辺で確認される化学物質の毒性のメカニズムは、破砕選別棟の処理によって発生したＶＯＣ（揮発性有機化合物）が、周辺地域の住民に健康被害をもたらしたものであると結論づけ、書面を提出したが、平成 27 年 8 月 28 日付けで出された裁定は、本申請内容をいずれも棄却するものであった。しかし、「有限会社柏廃材処理センターから排出される化学物質と被害者の会の方の健康被害との因果関係は認められないが、施設から排出される化学物質が、付近住民の苦情の一因となっていることは、否定するものではない。」とし、公害等調整委員会から有限会社柏廃材処理センターに対して、３つの改善項目を指摘し、付近住民の苦情が少しでも減少するように努めるよう要望した。具体的な改善項目は、①破砕選別棟の負圧機能を高めるための施設の改善、②煙突からの排ガスの下降対策としての煙突の改善、③運用面の改善となっている。

被害者の会、弁護団、市の 3 者は、裁定書の内容を受け、千葉県に対し健康被害の発生源が当該施設による物質であることを特定するために、破砕選別棟及び煙突等、敷地内での調査を実施するよう要望書を提出した。

さらに被害者の会は、平成 28 年 7 月 20 日付で有限会社柏廃材処理センターに対し施設の改善について、千葉県に対し有限会社柏廃材処理センターへの指導の強化や敷地内調査を求め、千葉県公害審査会に対して調停申請を行った。

平成 29 年 6 月 20 日に開催された第 2 回調停審査会において有限会社柏廃材処理センターは、「煙突を高くするような改善は、千葉県からの求めはなく、技術上も不要な対応であるため、改善は必要ない」と主張し、調停が打ち切られる結果となった。また、平成 29 年 9 月 12 日に開催された第 3 回調停審査会では、千葉県の有限会社柏廃材処理センターに対する行政指導について、特に問題は無く、周辺及び敷地内の調査は必要ない旨の見解が示された。被害者の会及び弁護団は、「問題がないとする根拠や県の見解を示すべき」と意見を申し入れたが、示された調停案は、「有限会社柏廃材処理センターを個別案件として指導するのでなく、あくまで、千葉県全体の廃棄

物行政として必要に応じて、調査を実施する」といった内容であったため、弁護団と被害者の会の協議により、示された調停案は、到底受け入れられるものではないと判断し、調停を打ち切る結果となった。

なお、平成 29 年 1 月 30 日に柏廃材センターから煙突の高さなどを変更する変更許可申請が千葉県へ提出され、諸手続きを経て令和 3 年 3 月 31 日に許可され、工事が着手された。工事の概要としては、既存煙突の頭頂部に長さ 3 メートルのキャップを設置し、煙突先端部分の口径を 0.9 メートルから 0.8 メートルへ変更し、煙の吐出速度を上げるものであった。令和 2 年 5 月 8 日の県による使用前検査において問題がないことが確認された後、稼働をしている。

被害者の会は、柏廃材処理センターにて煙突を高くするなどの改善が実施され、稼働開始当初と比較して相応の改善が図られていることから、最終目的である稼働停止を実現することは困難であることも考慮し、令和 3 年 6 月 30 日をもって解散した。

市としては「被害者の会」は解散されたが、当面は健康被害の状況が悪化した場合に備え、24 時間体制による立入や VOC モニターによる監視を継続している。

表 5-26　二ツ塚地区における大気汚染に係る苦情・通報・相談件数

年　　度	苦情・通報・相談件数（件）	立入件数（件）
平成 19 年度	26	―
平成 20 年度	22	―
平成 21 年度	59	―
平成 22 年度	92	35
平成 23 年度	67	43
平成 24 年度	45	29
平成 25 年度	45	33
平成 26 年度	20	20
平成 27 年度	22	22
平成 28 年度	33	24
平成 29 年度	23	15
平成 30 年度	13	10
令和元年度	27	9
令和 2 年度	29	0
令和 3 年度	7	2
令和 4 年度	6	1
令和 5 年度	1	1
令和 6 年度	0	0
合計	533	244

Ⅵ　水 質 汚 濁



写真：魚のへい死

近年における河川、排水路の水質は、公共下水道の普及により年々浄化の傾向にあるものの、未だ家庭からの生活雑排水などが農業用水路を経て河川に流入しており、一部においてかなりの汚濁度を示している。この要因として、人口増加に伴う汚濁負荷量の増加や地下水の湧出量の低下、あるいは土地勾配不足のための排水不良などが考えられる。

本市は、市内の幹線排水路である五駄沼排水路、座生川、南部排水路、江川排水路、関宿落堀、八間堀等を通じて、周囲の江戸川、利根川及び利根運河に排水を行っており、公共用水域の水質改善のため、公共下水道の普及、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替え促進を図るなどの浄化に向けた施策を行うとともに、公共用水路の水質汚濁状況を把握するため、定期的な排水路の水質調査（図 6-1）を行っている。また、国土交通省では、江戸川、利根川、利根運河の水質調査を実施している。

公共用水域の環境基準は、人の健康の保護に関する基準と、生活環境の保全に関する基準が定められている。生活環境の保全に関する基準は表 6-1 のとおりである。

表 6-1　河川の生活環境に係る環境基準

河川名	江戸川	利根川	利根運河
類型	A※1	A※1	B※1
範囲	栗山取水口より上流	江戸川分岐点から下流	全域
水素イオン濃度(pH)	6.5 以上～8.5 以下	6.5 以上～8.5 以下	6.5 以上～8.5 以下
溶存酸素量(DO)	7.5mg/l 以上	7.5mg/l 以上	5mg/l 以上
生物化学的酸素要求量(BOD)	2mg/l 以下	2mg/l 以下	3mg/l 以下
浮遊物質量(SS)	25mg/l 以下	25mg/l 以下	25mg/l 以下
大腸菌群数※2	1,000MPN/100ml 以下	1,000MPN/100ml 以下	5,000MPN/100ml 以下
大腸菌数※2	300CFU/100ml 以下	300CFU/100ml 以下	1,000CFU/100ml 以下

※1 類型：河川においては水域の利用目的・水質の汚濁状況などを考慮して、AA・A・B・C・D・E と 6 つの類型に分けられている。その類型に対応して PH、DO、BOD、SS、大腸菌群の生活環境の保全に関する基準が設けられており、最も厳しい基準が AA となっている。

※2 令和 4 年 4 月 1 日から生活環境の保全に関する環境基準のうち「大腸菌群数」について、新たな衛生微生物指標として、「大腸菌数」へ見直される。

図 6-1　水質調査地点図


桐ケ作関宿揚水堰合流地点
新岸橋
新堤橋
五駄１
阿部
五駄２
船形
座生
浅間下
江川
立山
梅郷第二
梅郷第一
山崎
■　市実施の排水路調査地点
（年 6 回実施箇所）
▲　市実施の排水路調査地点
（年 2 回実施箇所）

1　河川の水質状況

国土交通省において江戸川、利根川、利根運河の水質調査を実施している。

（1）江戸川（野田橋）

江戸川は利根川と分離し、千葉県と埼玉県・東京都の境を流下する人工河川である。流末は東京湾に注いでおり、本市の上水道源、農業用水源として重要な役割を果たしている。

過去 10 年間の観測データを表 6-2 に示す。BOD（図 6-3）は過去 20 年間、pH、DO、SS（図 6-2、-4、-5）は過去 10 年間の汚染指標の経年変化を示す。

水質の状況としては、ここ 10 年間においては、ほぼ横ばいの数値を示しており、流域での下水道の整備、合併浄化槽の導入等の効果が出ているものと考えられる。

表 6-2　江戸川（野田橋）における水質調査結果（年平均値）

年度	環境基準	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R01 年	R02 年	R03 年	R04 年	R05 年	R06 年
pH(最小)	6.5 以上	7.3	7.4	7.4	7.5	7.4	7.5	7.3	7.4	7.5	7.4
pH(最大)	8.5 以下	7.7	7.8	8.3	8.0	7.9	7.9	7.7	8.0	7.9	7.8
DO(mg/l)	7.5 以上	10.0	9.5	10.0	9.3	9.1	9.6	9.6	9.0	10.0	9.2
BOD(mg/l)	2 以下	0.8	0.8	1.0	0.9	0.8	1.5	1.1	1.0	1.1	1.2
BOD75%(mg/l)	2 以下	0.9	0.9	1.0	0.9	1.0	2.2	1.2	1.1	1.2	1.4
SS(mg/l)	25 以下	18.0	22.0	17.0	14.0	15.3	13.0	14.5	16.0	13.0	15.0
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000 以下	27,000	20,000	12,000	8,900	6,200	8,600	4,370	－	－	－
大腸菌数※1 (CFU/100ml)	300 以下	－	－	－	－	－	－	－	307.3	35.0	62.8

※国土交通省実施。千葉県ホームページ「公共用水域水質測定結果データベース」より引用。
※大腸菌群数を除き毎月調査。大腸菌群数は 5 月、8 月、11 月、2 月に調査。
※1 令和 4 年より大腸菌数を測定。

（2）利根川（芽吹大橋）

利根川は、本市の農業用水源として重要な役割を果たしている。

過去 10 年間の観測データを表 6-3 に示す。BOD（図 6-3）は過去 20 年間、pH、DO、SS（図 6-2、-4、-5）は過去 10 年間の汚染指標の経年変化を示す。

水質の状況としては、ここ 10 年間ではほぼ横ばいの数値を示しており、流域での下水道の整備、合併浄化槽の導入等の効果が出ているものと考えられる。

表 6-3　利根川（芽吹大橋）における水質調査結果（年平均値）

年度	環境基準	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R01 年	R02 年	R03 年	R04 年	R05 年	R06 年
pH(最小)	6.5 以上	7.3	7.5	7.4	7.5	7.3	7.5	7.4	7.5	7.4	7.4
pH(最大)	8.5 以下	7.7	9.2	7.9	8.2	8.1	7.9	8.0	8.1	7.9	8.2
DO(mg/l)	7.5 以上	9.4	10.0	9.9	9.1	9.3	9.1	9.3	9.2	9.1	9.2
BOD(mg/l)	2 以下	1.1	1.6	0.9	1.7	1.6	1.2	1.4	1.0	1.3	1.8
BOD75%(mg/l)	2 以下	1.0	1.4	0.9	2.2	1.9	1.3	1.7	1.2	1.6	2.0
SS(mg/l)	25 以下	17.0	15.0	17.9	18.8	15.0	17.0	17.3	15.0	17.0	18.0
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000 以下	4,100	1,000	6,800	4,800	9,525	2,200	2,870	—	—	—
大腸菌数※1 (CFU/100ml)	300 以下	—	—	—	—	—	—	—	13.8	23.0	37.5

※国土交通省実施。千葉県ホームページ「公共用水域水質測定結果データベース」より引用。
※大腸菌群数を除き毎月調査。大腸菌群数は 5 月、8 月、11 月、2 月に調査。
※1 令和 4 年度より大腸菌数を測定。

図 6-2　河川の水質状況経年変化（pH）（江戸川・利根川）



図 6-3　BOD 指標による河川の水質汚濁状況経年変化



図 6-4　河川の水質汚濁状況経年変化
(DO)(江戸川・利根川)

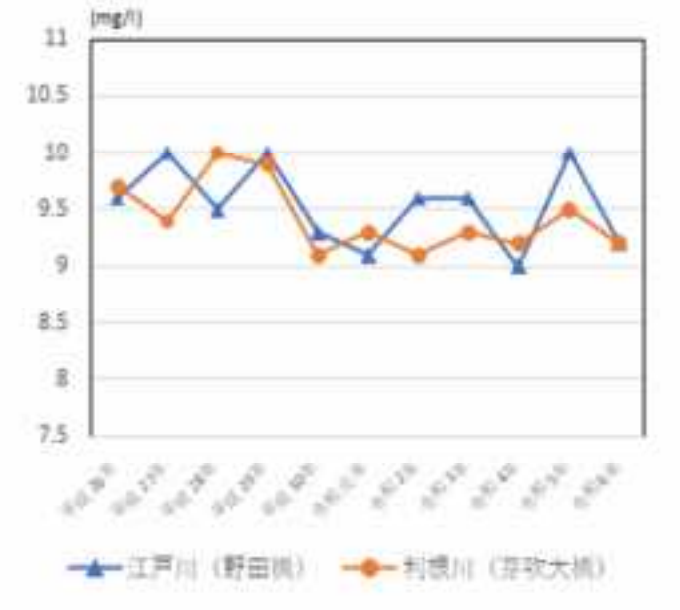
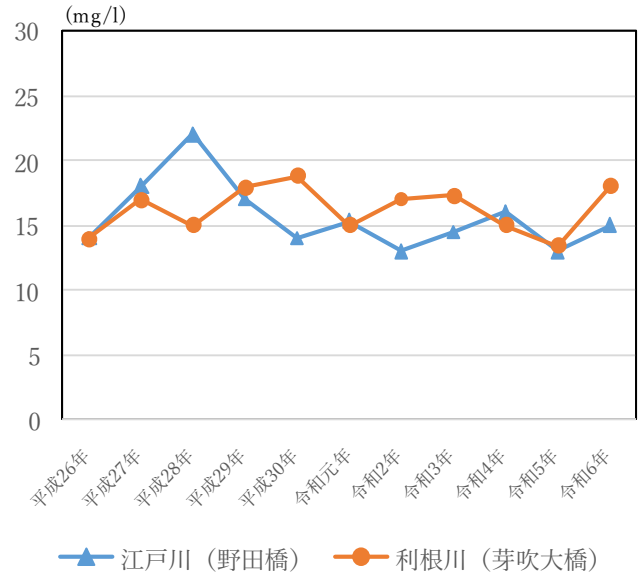


図 6-5　河川の水質汚濁状況経年変化
(SS)(江戸川・利根川)



（３）利根運河

利根運河は、本市と柏・流山の境に開削された延長 8.5km の運河である。

利根運河での調査は運河橋と本川（江戸川）合流前の 2 か所で行われている。過去 10 年間の観測データを、それぞれ表 6-4、-5 に示す。BOD（図 6-7）は過去 20 年間、pH、DO、SS（図 6-6、-8、-9）は過去 10 年間の汚染指標の経年変化を示す。

水質の状況としては、平成 27 年度から改善がみられて、国土交通省が同年 7 月から開始した、利根川からの環境用水の引き込みによる効果が出ているものと考えられる。

表 6-4　利根運河（運河橋）における水質調査結果（年平均値）

年度	環境基準	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R01 年	R02 年	R03 年	R04 年	R05 年	R06 年
pH(最小)	6.5 以上	7.3	7.3	7.4	7.3	7.5	7.5	7.2	7.4	7.5	7.5
pH(最大)	8.5 以下	8.0	7.7	8.0	8.6	8.3	7.7	8.2	8.4	7.9	8.7
DO(mg/l)	5 以上	7.4	6.7	7.0	7.2	7.4	8.1	8.0	7.1	7.5	8.2
BOD(mg/l)	3 以下	3.5	4.1	5.4	4.7	3.9	2.6	3.3	4.5	4.4	6.0
BOD75%(mg/l)	3 以下	4.2	4.7	6.8	7.6	4.7	2.7	3.6	3.6	5.0	6.3
SS(mg/l)	25 以下	14.0	15.0	14.7	19.8	15.2	12.0	14.1	13.3	14.4	14.5
大腸菌群数 (MPN/100ml)	5,000 以下	110,000	160,000	46,000	220,000	64,241	39,000	71,566	－	－	－
大腸菌数※1 (CFU/100ml)	1,000 以下	－	－	－	－	－	－	－	2,010	1,161	1,850

※国土交通省実施。千葉県ホームページ「公共用水域水質測定結果データベース」より引用。
※1 令和 4 年より大腸菌数を測定。

表 6-5　利根運河（本川合流前）における水質調査結果（年平均値）

年度	環境基準	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R01 年	R02 年	R03 年	R04 年	R05 年	R06 年
pH（最小）	6.5 以上	7.1	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.5	7.3	7.4
pH(最大)	8.5 以下	7.6	7.6	7.7	7.8	7.8	7.8	7.6	7.6	7.7	7.9
DO(mg/l)	5 以上	6.7	6.2	6.4	7.2	7.0	7.0	7.4	6.6	7.2	7.4
BOD(mg/l)	3 以下	6.9	4.8	5.8	6.3	5.0	5.0	4.0	4.7	6.5	7.6
BOD75%(mg/l)	3 以下	7.1	5.7	6.4	6.3	5.6	5.6	5.0	5.6	7.8	9.1
SS(mg/l)	25 以下	17.0	15.0	12.3	23.6	19.7	20.0	24.6	29.6	23.3	14.0
大腸菌群数 (MPN/100ml)	5,000 以下	360,000	940,000	75,000	1,200,000	1,305,500	203,000	69,250	－	－	－
大腸菌数※1 (CFU/100ml)	1,000 以下	－	－	－	－	－	－	－	2,650	3,245	2,443

※　国土交通省実施。千葉県ホームページ「公共用水域水質測定結果データベース」より引用。
※　大腸菌群数を除き毎月調査。大腸菌群数は 5 月、8 月、11 月、2 月に調査。
※1　令和 4 年度から大腸菌数を測定。

図 6-6　河川の水質状況経年変化（pH）（利根運河）



図 6-7　BOD 指標による利根運河の水質汚濁状況経年変化



図 6-8　河川の水質汚濁状況経年変化（DO）（利根運河）

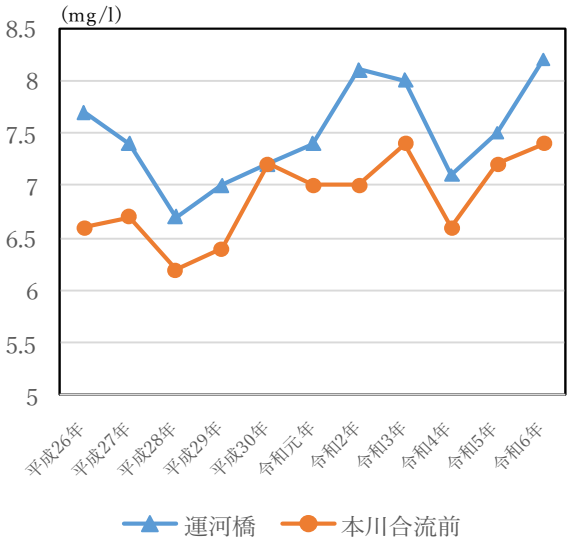
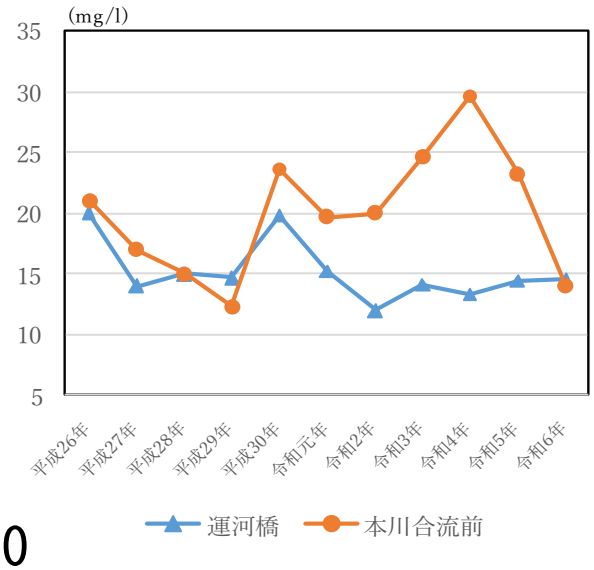


図 6-9　河川の水質汚濁状況経年変化（SS）（利根運河）



２　排水路の水質状況

野田市では、江戸川、利根川、利根運河に直接江戸川、利根川、利根運河に流れ込む樋管や小排水路を対象として水質調査を実施している。令和５年度は 30 ヶ所の調査を行っており、河川への流出口等主要な 11 ヶ所については測定頻度を年６回、その他の地点については補完的に年２回の調査を実施している。（表 6-6 参照）

五駄沼排水路、座生川、南部排水路、江川排水路、関宿落堀、八間堀等の幹線排水路は、周囲の江戸川、利根川及び利根運河に排水を行っており、公共用水域の水質改善のため、公共下水道の普及促進、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替え促進を図るなどの浄化に向けた施策を行なっている。

令和６年度調査においては、BOD や SS の値が上昇が見られるが、調査回数を減少させた影響が出ているものと考えられる。どの水系においても、経年変化で捉えると水質の改善が進んでおり、上記の施策が効果によるものと考えられる。

表 6-6　調査位置及び調査頻度（令和６年度）

主要排水路調査

調査地点名　（4 月 14 日、6 月 20 日、8 月 25 日、10 月 13 日、12 月 19 日、2 月 27 日実施）					
No. 1	阿 部	No. 2	五 駄 1	No. 3	五 駄 2
No. 4	座 生	No. 5	浅 間 下	No. 6	梅 郷 第 二
No. 7	梅 郷 第 一	No. 8	山 崎	No. 9	立 山
No. 10	江 川	No. 11	船 形		

補完調査 1

調査地点名　（4 月 14 日、10 月 13 日実施）					
No. 12	清 水 橋	No. 13	五木新町元処理場下	No. 14	威 徳 院 下
No. 15	下 村 橋	No. 16	福 田 一 小		

補完調査 2

調査地点名　（6 月 20 日、12 月 19 日実施）					
No. 17	新 和 田	No. 18	岩 名 第 二	No. 19	岩 名 第 三
No. 20	聖華未来のこども園脇	No. 21	五 尺 道 脇		

補完調査 3

調査地点名　（8 月 25 日、2 月 27 日実施）					
No. 22	西 新 田	No. 23	境 田	No. 24	小 山 橋
No. 25	阿 部 大 橋 2				

補完調査 4

調査地点名　（6 月 20 日、12 月 19 日実施）					
No. 26	東 高 野 橋	No. 27	関 宿 台 町	No. 28	桐ケ作関宿揚水堀合流地点
No. 29	新 岸 橋	No. 30	新 堤 橋		

※補完調査の結果については、異常値が検出された場合に報告する

（1）調査項目

主要排水路の調査項目は、表 6-7 のとおりである。

表 6-7　主要排水路調査項目

調査項目		
現場観測項目	天候	
	気温	
	水温	
	臭気	
	全水深	
	外観	色　相
		浮遊物
		油　膜
		発　泡
	透視度	
	平均流速	
	流量	
生活環境項目	水素イオン濃度	
	生物化学的酸素要求量	
	化学的酸素要求量	
	溶存酸素量	
	浮遊物質量	
	大腸菌数	
	ノルマルヘキサン抽出物質	
	全窒素	
	全リン	

一部排水路調査項目

調査項目	
人の健康の保護に関する項目	カドミウム
	シアン
	鉛
	六価クロム
	砒素
	総水銀
	トリクロロエチレン
	テトラクロロエチレン
	フッ素
その他の項目	塩素イオン
	アンモニア性窒素
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	陰ｲｵﾝ界面活性剤
	フェノール類
	銅
	亜鉛
	溶解性鉄
	溶解性マンガン
	クロム

（２）調査結果（令和６年度）

水素イオン濃度（pH）

表 6-8　水素イオン濃度年間測定結果

調査月			4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月	最高値	最低値	平均値
調査地点		水系									
1	五駄１	江戸川	7.4	7.5	8.0	7.6	7.5	7.6	8.0	7.4	7.6
2	五駄２		7.4	7.4	7.4	7.5	7.5	7.6	7.6	7.4	7.4
3	座生		7.5	7.7	7.7	7.6	7.6	7.8	7.8	7.5	7.6
4	浅間下		7.2	7.4	7.3	7.7	7.4	7.6	7.7	7.2	7.4
5	梅郷第二		7.2	7.3	7.4	7.8	7.8	8.1	8.1	7.2	7.6
6	梅郷第一	利根運河	7.4	7.6	7.9	7.6	7.4	7.4	7.9	7.4	7.5
7	山崎		7.3	7.5	7.6	7.6	7.3	7.5	7.6	7.3	7.4
8	立山		7.6	7.5	7.7	7.6	7.7	7.7	7.7	7.5	7.6
9	江川		8.0	7.7	9.7	7.8	8.0	8.4	9.7	7.7	8.2
10	船形	利根川	8.1	7.4	7.2	7.9	7.5	7.8	8.1	7.2	7.6
11	阿部		7.4	7.4	7.4	7.5	7.4	7.6	7.6	7.4	7.4

pH：水の酸性とアルカリ性の度合を表す指標で単位はない。7 が中性で、7 より小さいものは酸性、7 より大きいものはアルカリ性となる。

表 6-9　水質状況経年変化(pH)

年度		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R01 年	R02 年	R03 年	R04 年	R05 年	R06 年
調査地点	水系										
五駄 1	江戸川	7.6	7.8	7.7	8.0	7.7	7.5	7.4	7.5	7.6	7.6
五駄 2		7.3	7.3	7.3	7.4	7.3	7.3	7.5	7.2	7.4	7.4
座生		7.6	7.5	7.4	7.5	7.4	7.5	7.6	7.4	7.5	7.6
浅間下		7.2	7.2	7.2	7.2	7.1	7.4	7.4	7.4	7.1	7.4
梅郷第二		7.4	7.4	7.3	7.7	7.5	7.8	7.4	7.5	7.8	7.6
梅郷第一	利根運河	7.2	7.3	7.2	7.4	7.3	7.3	7.5	7.4	7.4	7.5
山崎		7.3	7.2	7.3	7.5	7.4	7.3	7.4	7.3	7.4	7.4
立山		7.5	7.4	7.5	7.4	7.4	7.6	7.6	7.4	7.6	7.6
江川		7.9	8.0	7.8	8.2	7.9	7.8	7.8	7.9	8.4	8.2
船形	利根川	7.4	7.3	7.3	7.4	7.2	7.4	7.4	7.6	7.4	7.6
阿部		7.4	7.3	7.4	7.2	7.2	7.4	7.3	7.4	7.5	7.4

図 6-10　水質状況経年変化（pH）（江戸川水系）

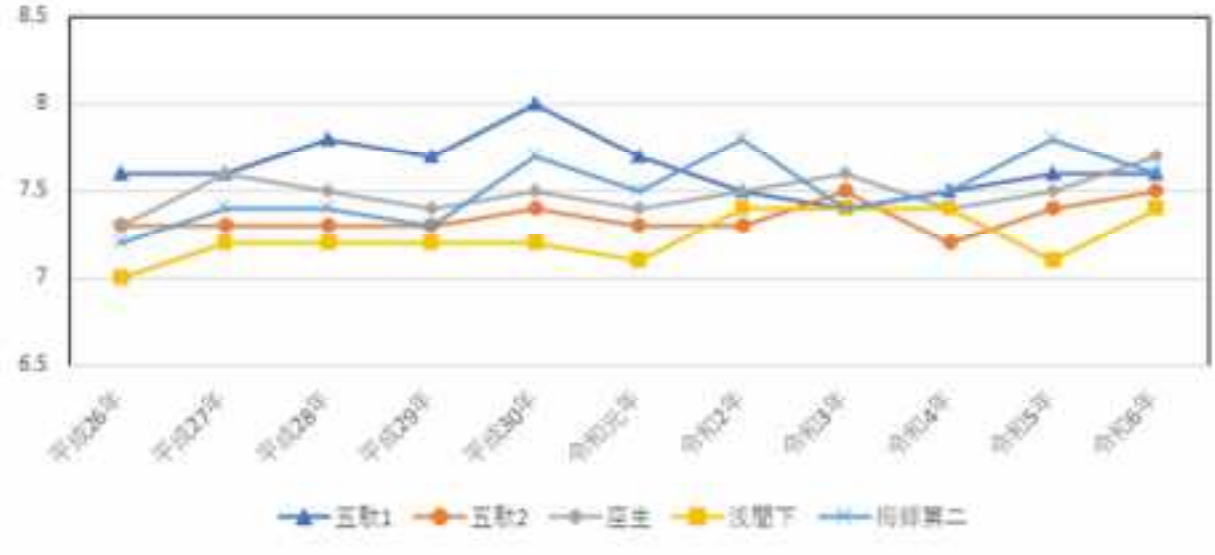


図 6-11 水質状況経年変化（pH）（利根運河水系）

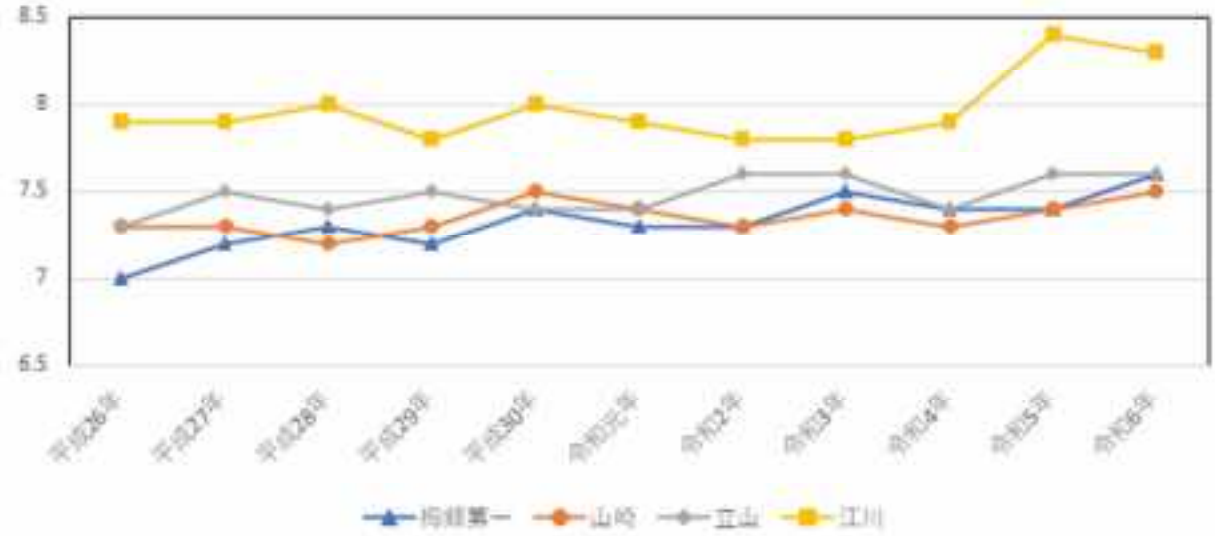


図 6-12 水質状況経年変化（pH）（利根川水系）



生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）

表 6-10　BOD 年間測定結果　　単位：mg/l

調査月			4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月	最高値	最低値	平均値
調査地点		水系									
1	五駄１	江戸川	11.0	7.9	7.6	10.0	5.4	12.0	12.0	5.4	8.9
2	五駄２		14.0	9.6	1.5	7.0	7.3	14.0	14.0	1.5	8.9
3	座生		6.3	4.7	2.1	3.4	6.4	6.9	6.9	2.1	4.9
4	浅間下		8.3	3.6	2.7	1.4	1.0	1.3	8.3	1.0	3.0
5	梅郷第二		4.4	2.2	5.0	7.4	1.5	4.7	7.4	1.5	4.2
6	梅郷第一	利根運河	6.7	2.0	1.7	3.4	5.5	7.7	7.7	1.7	4.5
7	山崎		39.0	5.9	9.3	8.2	15.0	29.0	39.0	5.9	18.0
8	立山		6.2	3.1	3.4	5.3	12.0	6.3	12.0	3.1	6.0
9	江川		3.7	1.9	14.0	1.6	2.2	3.5	14.0	1.6	4.4
10	船形	利根川	5.9	2.2	2.7	5.0	2.2	7.1	7.1	2.2	4.1
11	阿部		5.4	2.5	2.6	2.3	4.1	7.7	7.7	2.3	4.1

BOD: 水中の比較的分解されやすい有機物を好気性微生物が水中の酸素を使用して酸化分解するときに消費される酸素の量で、通常 20℃で 5 日間暗所で培養したときの消費量(BOD5)を指します。

表 6-11　BOD 指標による水質汚濁状況経年変化　　単位：mg/l

年度		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R01 年	R02 年	R03 年	R04 年	R05 年	R06 年
調査地点	水系										
五駄 1	江戸川	8.1	9.0	8.3	9.6	9.0	7.6	6.1	9.1	10.4	8.9
五駄 2		11.0	10.4	10.0	13.8	11.3	9.8	6.3	18.0	8.7	8.9
座生		4.8	5.8	6.5	8.5	6.4	4.7	3.4	6.2	10.9	4.9
浅間下		3.8	1.9	2.2	8.3	3.0	3.6	2.1	2.1	3.0	3.0
梅郷第二		2.7	2.5	2.8	4.2	4.2	5.5	2.9	2.7	4.5	4.2
梅郷第一	利根運河	28.0	10.4	27.0	13.2	13.9	11.0	3.7	6.7	8.7	4.5
山崎		12.0	12.3	19.0	18.1	13.4	18.0	9.8	14.0	10.9	18.0
立山		4.4	4.4	6.3	7.5	5.9	6.2	4.0	6.4	5.0	6.0
江川		2.6	3.0	3.1	3.9	3.7	3.8	2.1	2.5	4.2	4.4
船形	利根川	3.4	2.7	3.8	5.8	3.7	4.4	2.9	4.8	5.2	4.1
阿部		7.3	7.3	7.3	7.5	5.5	4.2	2.4	4.0	4.9	4.1

図 6-13　BOD 経年変化（江戸川水系）



図 6-14　BOD 経年変化（利根運河水系）



図 6-15　BOD 経年変化（利根川水系）

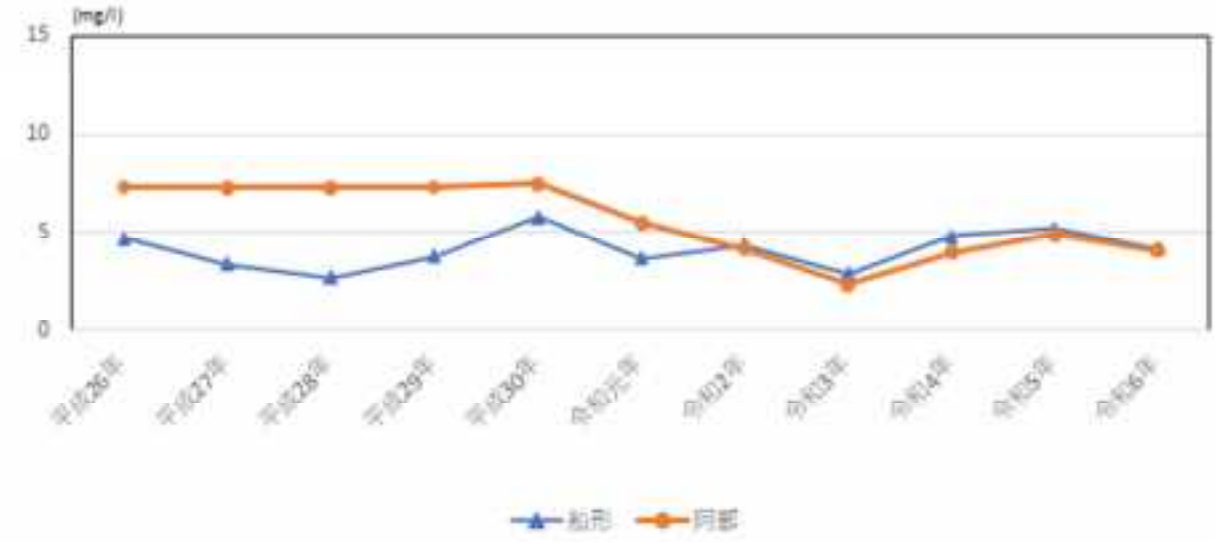


表 6-12　BOD 指標による水質汚濁負荷量経年変化　　単位：kg/日

年度		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R01 年	R02 年	R03 年	R04 年	R05 年	R06 年
調査地点	水系										
五駄 1	江戸川	84.5	65.6	80.9	74.8	73.7	49.8	48.0	71.6	54.5	50.6
五駄 2		31.6	28.3	28.5	23.6	16.2	33.1	24.6	7.44	16.1	12.3
座生		78.6	29.5	44.5	65.9	101.0	42.1	15.3	33.2	426.0	34.1
浅間下		2.0	0.6	0.7	30.1	3.0	4.08	2.99	11.7	5.04	4.90
梅郷第二		6.1	3.0	6.5	17.6	18.1	21.1	14.3	11.6	8.76	19.8
梅郷第一	利根運河	176.0	60.9	117.0	51.0	99.6	46.6	17.1	32.9	62.6	20.8
山崎		8.6	4.5	6.4	23.3	7.8	3.67	3.67	4.51	5.49	4.88
立山		57.2	60.1	70.2	92.2	81.5	25.4	47.8	75.6	60.4	50.4
江川		32.2	28.6	21.7	40.5	48.5	36.4	22.6	29.4	34.0	31.0
船形	利根川	107.0	101.5	132.0	147.0	112.0	93.0	103.0	133.0	175.0	78.9
阿部		22.0	19.6	22.3	22.3	21.5	21.8	16.2	51.5	54.2	20.0

汚濁負荷量：汚濁濃度×流量

図 6-16　BOD 指標による水質汚濁負荷量経年変化（江戸川水系）

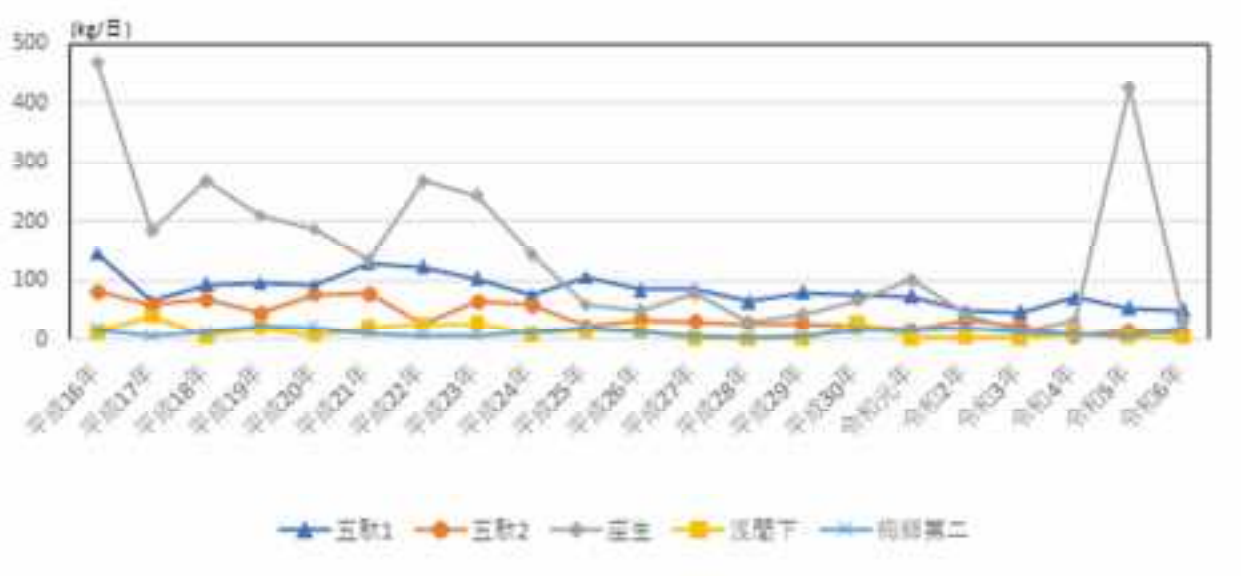


図 6-17　BOD 指標による水質汚濁負荷量経年変化（利根運河水系）

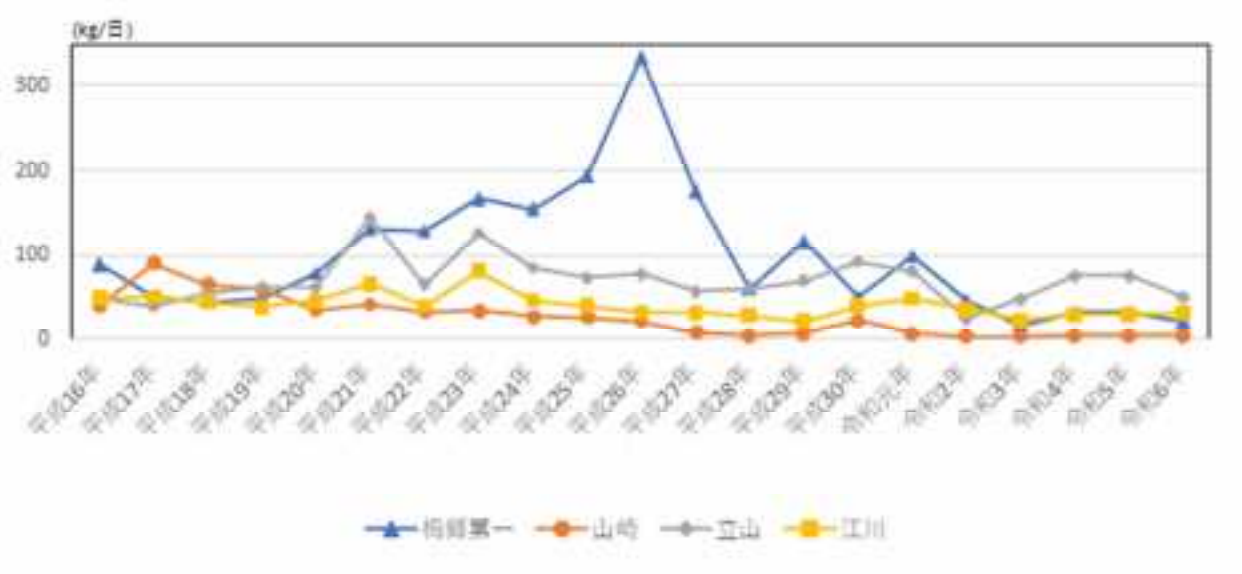
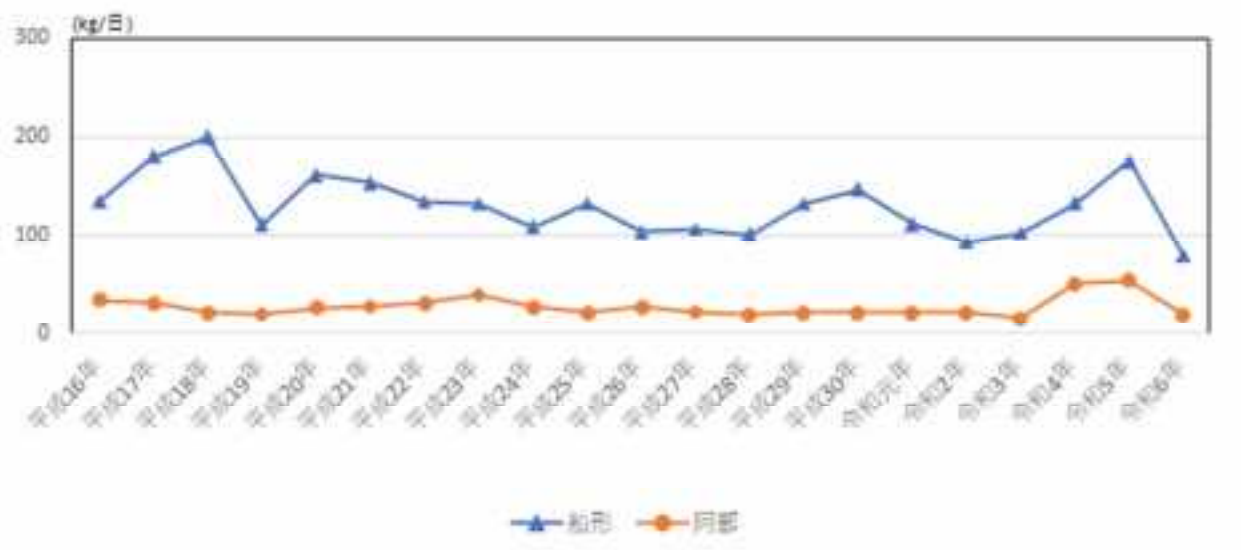


図 6-18　BOD 指標による水質汚濁負荷量経年変化（利根川水系）



浮遊物質量（ＳＳ）

表 6-13　SS 年間測定結果　　単位：mg/l

調査月			4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月	最高値	最低値	平均値
調査地点		水系									
1	五駄１	江戸川	44.0	34.0	39.0	21.0	10.0	11.0	44.0	10.0	27.0
2	五駄２		13.0	11.0	11.0	9.0	7.0	44.0	44.0	70.0	16.0
3	座生		17.0	23.0	9.0	19.0	6.0	8.0	23.0	6.0	14.0
4	浅間下		6.0	48.0	5.0	30.0	4.0	10.0	48.0	4.0	17.0
5	梅郷第二		16.0	7.0	14.0	80.0	8.0	27.0	80.0	7.0	25.0
6	梅郷第一	利根運河	4.0	2.0	1.0	7.0	3.0	3.0	7.0	1.0	3.0
7	山崎		74.0	4.0	6.0	11.0	47.0	16.0	74.0	4.0	26.0
8	立山		14.0	19.0	12.0	10.0	10.0	12.0	19.0	10.0	16.0
9	江川		15.0	9.0	45.0	9.0	3.0	5.0	45.0	3.0	14.0
10	船形	利根川	19.0	12.0	17.0	33.0	8.0	16.0	33.0	8.0	18.0
11	阿部		20.0	20.0	20.0	8.0	4.0	6.0	20.0	4.0	13.0

表 6-14　水質汚濁状況経年変化（浮遊物質量:SS）　　単位：mg/l

年　度		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R01 年	R02 年	R03 年	R04 年	R05 年	R06 年
調査地点	水系										
五駄 1	江戸川	36.0	35.0	32.0	31.0	29.0	25.0	18.0	30.0	32.0	27.0
五駄２		12.0	9.0	10.0	6.0	6.0	15.0	9.0	81.0	9.0	16.0
座生		13.0	16.0	18.0	10.0	8.0	22.0	8.0	27.0	10.0	14.0
浅間下		8.0	6.0	10.0	7.0	4.0	48.0	17.0	9.0	4.0	17.0
梅郷第二		14.0	10.0	16.0	10.0	7.0	28.0	14.0	16.0	9.0	25.0
梅郷第一	利根運河	18.0	7.0	17.0	4.0	3.0	11.0	4.0	8.0	3.0	3.0
山崎		13.0	9.0	17.0	6.0	3.0	26.0	12.0	32.0	3.0	26.0
立山		14.0	12.0	12.0	9.0	10.0	22.0	9.0	13.0	8.0	16.0
江川		16.0	13.0	11.0	10.0	11.0	11.0	9.0	13.0	10.0	14.0
船形	利根川	13.0	11.0	15.0	14.0	12.0	16.0	15.0	22.0	16.0	18.0
阿部		19.0	15.0	14.0	9.0	8.0	13.0	16.0	40.0	9.0	13.0

図 6-19　水質汚濁状況経年変化（浮遊物質量:SS）（江戸川水系）

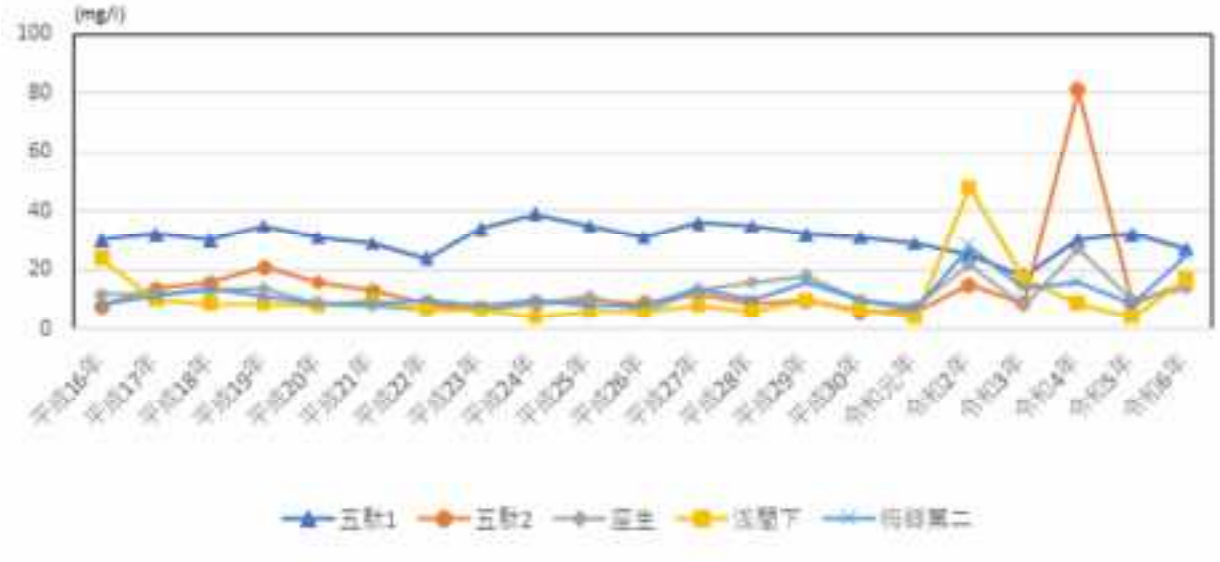


図 6-20　水質汚濁状況経年変化（浮遊物質量:SS）（利根運河水系）

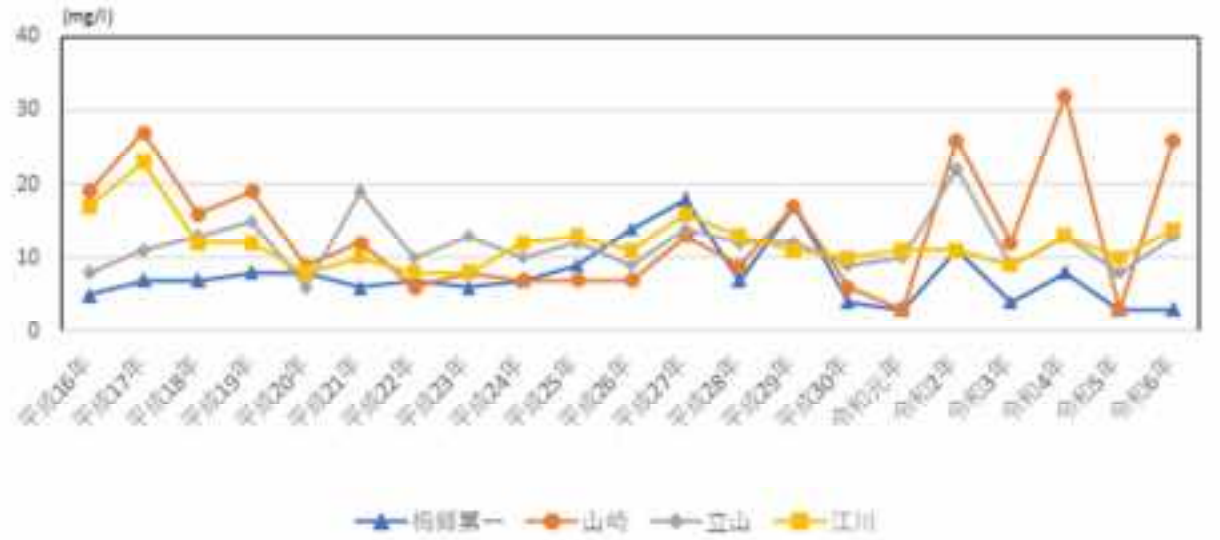


図 6-21　水質汚濁状況経年変化（浮遊物質量:SS）（利根川水系）



溶存酸素量（DO）

表 6-15　DO 年間測定結果　　単位 mg/l

調査月			4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月	最高値	最低値	平均値
調査地点		水系									
1	五駄 1	江戸川	7.6	6.1	7.6	8.0	9.7	8.6	9.7	6.1	7.9
2	五駄 2		3.6	4.3	5.6	5.5	6.3	7.2	7.2	3.6	5.4
3	座生		4.3	6.4	5.8	5.2	5.9	8.3	8.3	4.3	5.9
4	浅間下		5.2	7.3	4.9	8.5	7.2	11.1	11.1	4.9	7.3
5	梅郷第二		9.0	8.1	12.8	10.1	11.8	13.0	13.0	8.1	10.8
6	梅郷第一	利根運河	6.8	5.7	6.7	4.8	5.1	4.1	6.8	4.1	5.5
7	山崎		1.2	4.3	4.5	4.6	4.0	4.7	4.7	1.2	3.8
8	立山		4.6	4.6	3.8	4.8	5.1	6.4	6.4	3.8	4.8
9	江川		8.9	7.1	13.4	7.8	11.8	12.4	13.4	7.1	10.2
10	船形	利根川	10.7	5.8	5.6	9.4	8.3	10.8	10.8	5.6	8.4
11	阿部		5.7	4.2	3.7	7.1	7.8	10.2	10.2	3.7	6.4

表 6-16　水質汚濁状況経年変化（溶存酸素:DO）　　単位：mg/l

年度		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R01 年	R02 年	R03 年	R04 年	R05 年	R06 年
調査地点	水系										
五駄 1	江戸川	9.9	9.9	10.2	10.2	9.0	8.4	7.9	8.2	8.2	7.9
五駄 2		5.4	5.7	5.4	5.9	5.8	5.5	6.5	3.6	5.9	5.4
座生		5.6	5.7	5.3	5.2	4.7	4.6	5.7	4.4	5.5	5.9
浅間下		6.0	5.8	6.6	5.6	5.6	8.0	7.6	8.0	5.6	7.3
梅郷第二		9.2	8.9	9.1	10.9	9.8	11.4	8.6	9.0	11.1	10.8
梅郷第一	利根運河	3.2	3.7	3.5	5.0	5.0	4.4	5.4	5.1	5.3	5.5
山崎		3.8	3.5	3.5	3.6	4.6	4.0	5.3	4.3	4.1	3.8
立山		3.7	4.3	5.1	4.9	6.3	6.1	5.6	5.4	5.6	4.8
江川		10.2	10.3	9.4	10.8	10.6	9.0	9.3	10.2	12.5	10.2
船形	利根川	6.9	6.9	7.6	7.9	6.8	6.9	8.1	9.9	8.9	8.4
阿部		5.4	5.7	5.9	4.9	5.9	6.1	5.2	6.3	8.0	6.4

図 6-22　水質汚濁状況経年変化（溶存酸素:DO）（江戸川水系）



図 6-23　水質汚濁状況経年変化（溶存酸素:DO）（利根運河水系）



図 6-24　水質汚濁状況経年変化（溶存酸素:DO）（利根川水系）



３　地下水汚染

（１）地下水水質調査

トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物は強力な洗浄力をもつ天然に存在しない溶剤で、金属の脱脂やドライクリーニング等に利用されてきた。現在では、発ガン性やそれ以外の有害性も指摘され、当該物質による地下水汚染が継続した問題となっている。

本市では、昭和 63 年度から、市内の地下水汚染状況を把握するため、地下水水質の概況調査を開始した。当初は、市域を 2km 四方の 20 メッシュに分割し、各メッシュから任意に年 1 か所の井戸を選定して行っていたが、平成 15 年 6 月に旧関宿町と合併し市域が拡大したことから、28 年度までは 35 メッシュに増加し調査を実施してきた。29 年度からは、過去 10 年以上有機塩素系化合物の環境基準超過が確認されていないことを受け、3 年で 35 メッシュをローリングすることとし、さらに令和 2 年からはローリング周期を 4 年に変更した。

対象物質は、トリクロロエチレンのほか、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、1，2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタンの 9 物質である。令和 5 年度の概況調査では、トリクロロエチレンの環境基準を超過する井戸が 1 カ所確認されたが、超過が軽微であるため、継続して測定を行うこととした。(表 6-17)。

また、平成 5 年度からは、概況調査で汚染が検出された井戸の周辺井戸を調査する追跡調査や、過去に地下水汚染が確認された地区を継続的に監視するモニタリング調査を実施している。令和 6 年度の調査では、モニタリング井戸において基準超過は確認されなかった。



写真：地下水概況調査

表 6-17 地下水汚染概況調査結果　　単位：本

調査年月	実施本数	汚染検出井戸数[()内は基準超過]			不検出数
		概況調査	追跡調査	モニタリング調査	
S63 年 11 月	28	2	—	—	26
H2 年 3 月	20	4	—	—	16
H3 年 2 月	20	2	—	—	18
H3 年 11 月	20	1	—	—	19
H5 年 3 月	20	1	—	—	19
H6 年 2 月	48	3	6(1)	0	39
H7 年 2 月	50	4	17(3)	2(1)	27
H8 年 2 月	50	0	9(1)	5(2)	36
H9 年 3 月	49	2(2)	11(1)	4(1)	32
H10 年 2 月	50	0	15(9)	3(1)	32
H11 年 2 月	49	1(0)	10(4)	6(5)	32
H12 年 2 月	50	2(1)	4(1)	5(2)	39
H12 年 12 月	50	0	5(3)	10(5)	35
H13 年 11 月	50	0	4(0)	6(4)	40
H14 年 12 月	50	0	1(0)	5(4)	44
H15 年 11 月	84	1(0)	26(23)	9(6)	48
H16 年 11 月	85	1(0)	5(0)	9(6)	70
H17 年 9 月	81	0	12(8)	7(4)	62
H18 年 9 月	65	0	0	20(11)	45
H19 年 9 月	63	1(0)	1(0)	23(12)	38
H20 年 9 月	60	2(0)	0	24(10)	34
H21 年 10 月	64	0	3(0)	16(10)	45
H22 年 11 月	52	1(0)	0	17(11)	34
H23 年 11 月	52	0	0	15(10)	37
H24 年 11 月	52	0	0	15(9)	37
H25 年 10 月	51	0	0	16(7)	35
H26 年 11 月	50	0	0	14(7)	36
H27 年 11 月	51	0	0	16(7)	35
H28 年 11 月	50	1(0)	0	15(5)	34
H29 年 11 月	26	0	0	14(4)	12
H30 年 11 月	27	0	0	15(5)	12
R01 年 11 月	26	0	0	15(7)	11
R02 年 12 月	26	2(0)	0	14(6)	10
R04 年 3 月	23	0	0	15(6)	8
R05 年 3 月	23	0	0	15(6)	8
R06 年 2 月	22	1(1)	0	15(5)	6
R07 年 2 月	21	0	0	12(4)	9

※　平成 18 年度から蕃昌地区の観測事業が、県委託事業から外れたため、市のモニタリング事業に移行している。

（２）汚染地区調査

市内では、これまでにトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染が蕃昌、谷津、木間ケ瀬、関宿元町、東高野、二ツ塚の 6 地区で確認されている。これらの汚染に対し、県と市では地下水汚染機構解明調査を実施し（表 6-18)、詳細な地質情報に基づく、汚染の状態監視と浄化対策を実施している（表 6-19)。

地下水汚染機構解明調査とは、連続的に採取された地質ボーリング試料と観測井戸による地下水位観測、汚染濃度分析等の科学的調査により、地下の地質構造を詳細に把握し、地下に浸入した汚染物質の分布と挙動、及びこれによって確認される汚染の全体像を明確にする調査である（図 6-19)。汚染の全体像が把握されるため、効率的な対策を進めることが可能であり、かつ、汚染経路の明確化により、周辺住民の汚染物質による暴露防止を図ることができる。

二ツ塚地区においては、平成 26 年度の観測井戸における連続揚水試験により、汚染源が推定されたことで県と市による汚染機構解明調査を終了し、27 年度は、市が汚染状況のモニタリングを実施した。平成 28 年度からは、浄化対策を土地所有者等と協議した結果、土地所有者による地下水のモニタリングが行われている。

一方、二ツ塚地区以外においては、すでに地下水汚染機構解明調査が完了し、汚染の浄化対策等が実施されている。対策の主体は行政、汚染原因者、土地所有者など様々である。対策の手法は、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物が揮発性を有することから、この物性を利用した地下空気対策や揚水曝気処理（汲み上げた地下水に空気を接触させ、汚染物質を揮散させて地下水を浄化する方法）が実施されている。また、対策の効果は、地区内に設置された観測井戸や民家井戸で確認されている。

蕃昌地区においては、観測井戸から引き続き汚染が検出されるものの、濃度低下が認められ、さらに民家井戸から基準を超過する汚染は検出されなくなったことから、対策の進展が確認されている（図 6-25)。谷津及び関宿元町地区では、汚染濃度の低下が確認された。特に谷津地区では、顕著な濃度低下が確認されているが、当初から高濃度の汚染であったため、汚染は引き続き観測されている。

また、関宿元町地区では、低濃度の汚染が周辺民家井戸に引き続き確認されている。東高野地区では、周辺民家井戸や観測井戸に汚染が検出されないことが確認され、調査は終了した。木間ケ瀬地区では既に地下空気対策による汚染中心部の土壌汚染対策は終了し、平成 25 年度からは地下水汚染の浄化対策のため揚曝気処理を開始した。



表 6-18　地下水汚染機構解明調査実績一覧

地区名	調査開始年度	調査期間	ボーリング調査		観測井戸	
			本数	総延長	本数	総延長
蕃昌	平成元年	7 年	13 本	685.00m	46 本	1,386.00m
谷津	平成 11 年	4 年	33 本	575.10m	90 本	942.12m
木間ケ瀬	平成 16 年	3 年	11 本	265.45m	34 本	470.80m
関宿元町	平成 2 年	6 年	5 本	336.40m	41 本	1,053.30m
東高野	平成 2 年	7 年	5 本	265.15m	28 本	647.45m
二ツ塚	平成 20 年	7 年	9 本	206.00m	36 本	368.07m

表 6-19　地下水汚染浄化対策実績一覧

地区名	対策開始年度	主な対策手法	処理能力	揚水処理累計	汚染回収量
蕃昌	平成 8 年	地下水揚水 曝気処理	300 ㎥	187,913 ㎥	18.550kg
谷津	平成 18 年	地下水揚水 曝気処理	144 ㎥※1	777,128 ㎥	1,489.85kg
木間ケ瀬	平成 19 年	地下空気 吸引除去	1,282 ㎥	829 ㎥	―※2
関宿元町	平成 19 年	地下水揚水 曝気処理	77.8 ㎥	37,310 ㎥	―※2
東高野	平成 9 年	モニタリング	―	―	―
二ツ塚	平成 17 年	地下水揚水 曝気処理	282.6 ㎥	1,418,128 ㎥	785.8kg※3

※1　平成 20 年度より増加
※2　簡易分析により管理されているため、処理量は算出できない
※3　年度ではなく年での集計結果

図 6-25　代表的な汚染分布図(谷津地区における例)

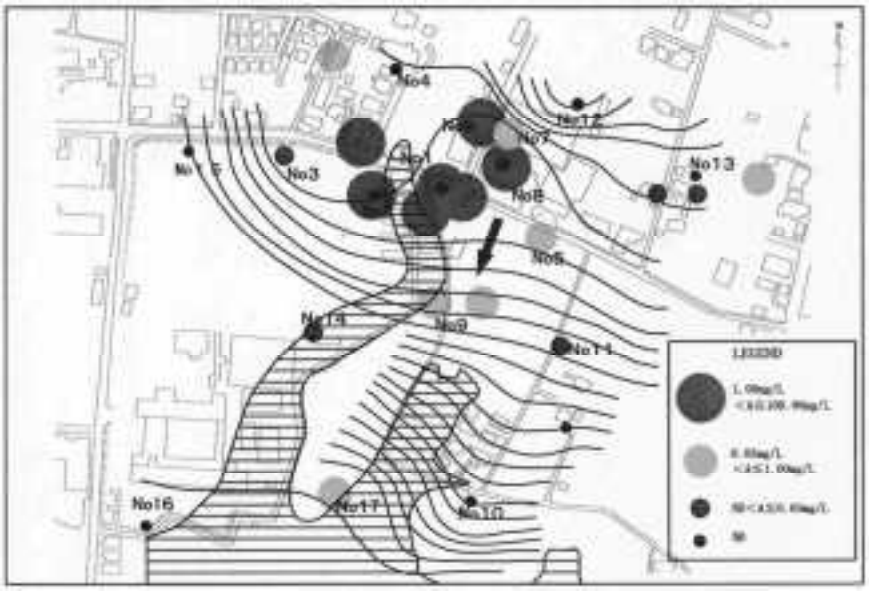
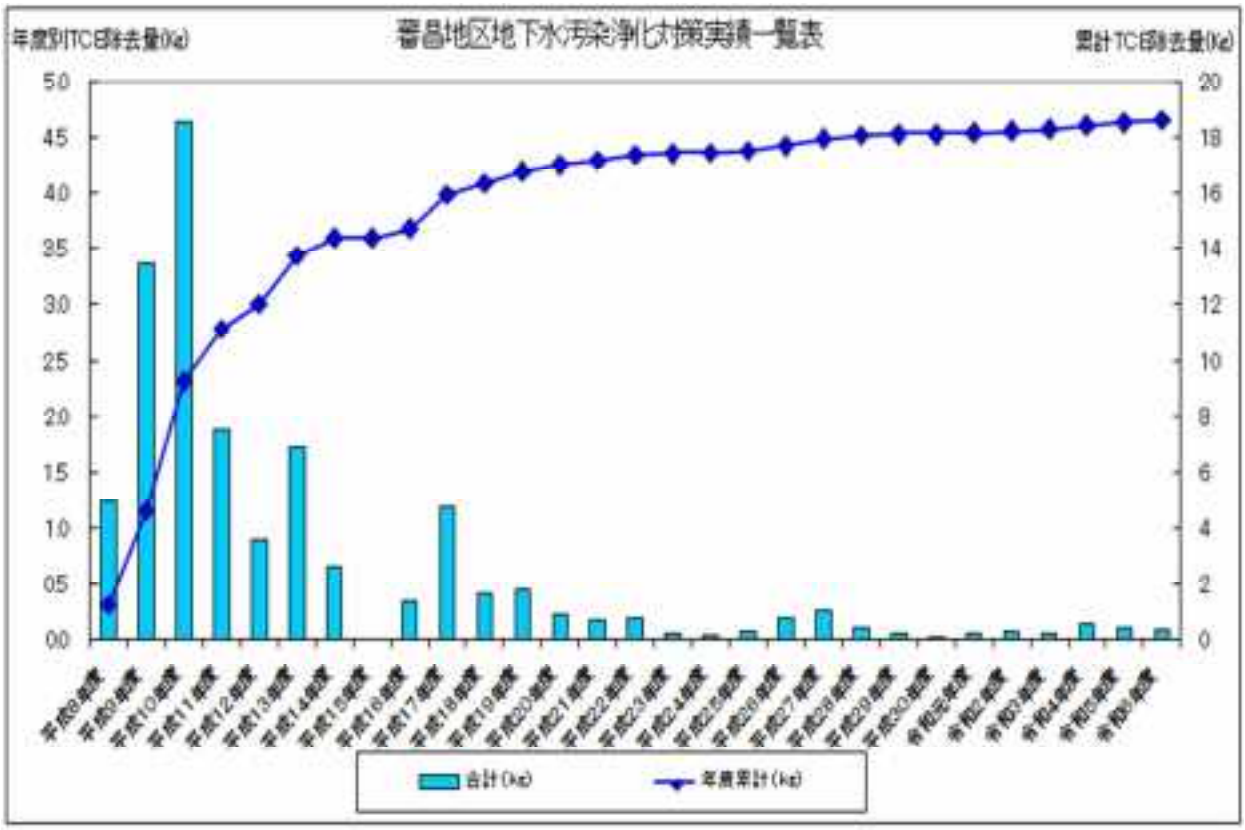


表 6-20　蕃昌地区地下水汚染浄化対策実績一覧表

総 TCE 除去量	合計（kg）	年度累計（kg）	年間処理水量 (m^3)	処理水量累計 (m^3)
平成 8 年	1.241	1.241	10,936.309	10,936.309
平成 9 年	3.366	4.607	17,815.224	28,751.533
平成 10 年	4.649	9.256	32,256.972	61,008.505
平成 11 年	1.875	11.131	27,117.560	88,126.065
平成 12 年	0.902	12.033	16,668.736	104,794.801
平成 13 年	1.711	13.744	20,836.872	125,631.673
平成 14 年	0.658	14.402	5,171.831	130,803.504
平成 15 年	0※	14.402	0.000	130,803.504
平成 16 年	0.349	14.751	3,891.938	134,695.442
平成 17 年	1.194	15.945	16,229.710	150,925.152
平成 18 年	0.414	16.359	2,246.498	153,171.650
平成 19 年	0.445	16.804	2,917.736	156,089.386
平成 20 年	0.222	17.026	2,748.807	158,838.193
平成 21 年	0.170	17.196	1,931.482	160,769.675
平成 22 年	0.196	17.392	2,411.209	163,180.884
平成 23 年	0.043	17.435	908.056	164,088.940
平成 24 年	0.028	17.463	845.458	164,934.398
平成 25 年	0.064	17.527	2,031.569	166,965.967
平成 26 年	0.188	17.715	3,049.539	170,015.506
平成 27 年	0.256	17.971	3,154.999	173,170.505
平成 28 年	0.108	18.079	2,653.757	175,824.262
平成 29 年	0.047	18.126	1,490.612	177,314.874
平成 30 年	0.015	18.141	207.404	177,522.278
令和元年	0.049	18.190	1,731.300	179,253.578
令和 2 年	0.066	18.256	1,280.000	180,533.578
令和 3 年	0.058	18.314	1,275.700	181,809.278
令和 4 年	0.133	18.447	3,490.300	185,299.578
令和 5 年	0.103	18.550	2,613.000	187,912.578
令和 6 年	0.086	18.633	3,159.000	191,071.578
総 TCE 除去量	18.636		191,071.578	

※平成 15 年度は、処理施設の移設工事のため、稼動していない。

図 6-26　蕃昌地区地下水汚染浄化対策実績



※平成 15 年は、処理施設の移設工事のため、稼動していない。
※平成 23 年は配管の漏水により停止していた期間がある。

Ⅶ 騒 音 ・ 振 動

騒音、振動は、人間の感覚を刺激して不快感や嫌悪感を与えるため、感覚公害と呼ばれている。発生源は工場・事業所だけでなく、建設工事現場、交通機関など多種多様である。

騒音規制法及び振動規制法では、大きな騒音、振動を発生する施設を特定施設として定め、特定施設を有する工場等を特定工場等として、大きな騒音や振動を発生する重機等を使用する建設作業を特定建設作業として規制している。また、本市では市環境保全条例により、法律での規制対象とならない施設等を条例に基づく特定施設、特定建設作業として定め、対象を広げて規制を行っている。

一般環境における騒音に対しては、環境基本法に基づく環境基準が定められており、平成 11 年度からはエネルギーの時間平均値である等価騒音レベルが採用され、表 7-1 のとおりとなっている。

表 7-1　騒音に関する環境基準

時間の区分 / 地域の類型	基準値	
	昼間（午前 6 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～午前 6 時）
ＡＡ	50dB 以下	40dB 以下
ＡおよびＢ	55dB 以下	45dB 以下
Ｃ	60dB 以下	50dB 以下

※地域の類型　ＡＡ地域　　指定なし
Ａ地域　　第１種・第２種低層住居専用地域
第１種・第２種中高層住居専用地域
Ｂ地域　　第１種・第２種住居地域　準住居地域
Ｃ地域　　近隣商業地域　商業地域　準工業地域　工業地域
※なお、道路に面する地域については、別に基準が定められている。

１　工場騒音・振動

本市では、工場等から発生する騒音、振動を規制する地域に、騒音規制法、振動規制法では都市計画法に基づく用途地域を定めた区域、市環境保全条例では市全域を指定し、特定工場等に対し、規制基準（表 7-2、-3）を定めている。

騒音、振動発生施設の届出状況を表 7-4 から-7 に示す。

表 7-2　特定工場等の騒音規制基準

時間の区分 / 区域の区分	昼間（午前 8 時～午後 7 時）	朝・夕（午前 6～8 時 午後 7～10 時）	夜間（午後 10 時～午前 6 時）
第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域	50dB	45dB	40dB
第 1 種・第 2 種住居地域 準住居地域	55dB	50dB	45dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65dB	60dB	50dB
工業地域 工業専用地域	70dB	65dB	60dB
その他の地域※1	60dB	55dB	50dB

※1 市条例のみ適用される地域を示している。

表 7-3　特定工場等の振動規制基準

時間の区分 / 区域の区分	昼間（午前 8 時～午後 7 時）	夜間（午後 7 時～午前 8 時）
第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種・第 2 種住居地域 準住居地域	60dB	55dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域※1	65dB	60dB
その他の地域※1	60dB	55dB

※1 市条例のみ適用される地域を示している。

表 7-4　騒音規制法に基づく届出状況（R7.3.31 現在）

施設の種類	特定工場数	特定施設数
金属加工機械	40	270
空気圧縮機等	181	1,227
土石用破砕機等	1	2
織機	1	6
建設用資材製造機械	5	7
木材加工機械	5	17
印刷機械	7	65
合成樹脂用射出成型機	6	51
合計	246	1,645

※　特定工場数については、代表的な施設のみ計上。以下同じ。

表 7-5　振動規制法に基づく届出状況（R7.3.31 現在）

施設の種類	特定工場数	特定施設数
金属加工機械	27	189
圧縮機	126	522
破砕機等	2	10
印刷機械	6	28
合成樹脂用射出成型機	5	43
合計	166	792

表 7-6　市条例に基づく騒音の届出状況（R7.3.31 現在）

施設の種類	特定工場数	特定施設数
金属加工機械	68	485
圧縮機	265	1,417
送風機	97	524
粉砕機	34	83
建設用資材製造機械	3	3
木材加工機械	9	23
印刷機械	9	46
ニューマチックハンマー	1	2
ロール機	8	33
ロータリーキルン	1	1
コルゲートマシン	2	4
重油バーナー	32	179
走行クレーン	19	79
集じん装置	29	148
冷凍機	50	398
原動機	27	86
クーリングタワー	67	200
ボーリング施設	1	2
駐車場	78	203
合成樹脂用射出成型機	5	13
合計	805	3,929

表 7-7　市条例に基づく振動の届出状況（R7.3.31 現在）

施　設　の　種　類	特定工場数	特定施設数
金　属　加　工　機　械	49	241
圧 縮 機 お よ び 送 風 機	316	1,949
粉　砕　機	31	12
織　機	1	6
コンクリート製品製造機械	3	3
印　刷　機　械	9	37
合 成 樹 脂 用 射 出 成 型 機	9	71
冷　凍　機	35	359
合　計	453	2,678

2　自動車騒音・振動

（1）自動車騒音・振動に係る要請

騒音規制法、振動規制法では、自動車による騒音、振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、県の公安委員会や道路管理者等に必要な措置をとるよう要請、意見の陳述等を行う制度が定められている。

（2）自動車騒音常時監視

平成 23 年に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法)」により、平成 24 年度から市が騒音規制法第 18 条第 1 項に基づく自動車騒音の常時監視を行うこととなった。常時監視は市内の幹線道路において、実測した自動車騒音レベルから道路沿道の住宅等における騒音の状況を面的に評価し、騒音の状況及び対策の効果等を把握している。この評価結果をもとに、自動車騒音公害防止の資料や、沿道の土地利用を含む総合的な施策の推進に活用することを目的としている。

自動車騒音に対する環境基準を表 7-8 に、令和 6 年度までに行った面的評価の結果を表 7-9 に示す。

表 7-8　騒音の環境基準（道路に面する地域及び近接空間）

地域の類型	用途地域	道路の種類	時間の区分	
			昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
		幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
		幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
		幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下

表 7-9　自動車交通騒音面的評価結果

番号	路線名	区間番号	住居等戸数：戸（割合:%）					実施年度
			評価対象数	昼間・夜間ともに基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間ともに基準値超過	
1	一般国道16号（横内－山崎）	12010	197（100.0）	159（80.7）	30（22.9）	0（0.0）	8（4.1）	R05
			196（100.0）	166（84.7）	22（11.2）	0（0.0）	8（4.1）	R03
2	つくば野田線（柳沢－柳沢）	40050－1	147（100.0）	95（64.6）	21（14.3）	0（0.0）	31（21.1））	R04
			134（100.0）	91（67.90）	22（16.4）	0（0.0）	21（15.7）	H29
3	つくば野田線（柳沢－野田）	40050－2	319（100.0）	318（99.7）	1（0.3）	0（0.0）	0（0.0）	R05
			316（100.0）	237（75.0）	75（23.7）	0（0.0）	4（1.3）	H30
4	つくば野田線（野田－中野台）	40050－3	323（100.0）	293（90.7）	28（8.7）	0（0.0）	2（0.6）	R05
			321(100.0)	318(99.1)	1(0.3)	0(0.0)	2（0.6）	H30
5	松戸野田線（上花輪－中野台）	40130	139（100.0）	103（74.1）	36（25.9）	0（0.0）	0（0.0）	R04
			137（100.0）	99（72.3）	31（22.6）	0（0.0）	7（5.1）	H29
6	結城野田線（中里）	40480－1	46（100.0）	37（80.4）	9（19.6）	0（0.0）	0（0.0）	R06
			25（100.0）	18（72.0）	7（28.0）	0（0.0）	0（0.0）	R01
7	結城野田線（柏寺－親野井）	40480-2	117（100.0）	80（68.4）	33（28.2）	0（0.0）	4（3.4）	R02
			118（100.0）	72（61.0）	15（12.7）	0（0.0）	31（26.3）	H27
8	結城野田線（親野井－東宝珠花）	40480-3	79（100.0）	61（77.2）	18（22.8）	0（0.0）	0（0.0）	R02
			81（100.0）	64（79.0）	14（17.3）	0（0.0）	3（3.7）	H27
9	結城野田線（関宿台町（県境）－関宿台町）	40480-4	44（100.0）	44（100.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	R05
			44（100.0）	33（75.0）	0（0.0）	0（0.0）	11（25.0）	H30
10	結城野田線（関宿台町）	40480-5	126（100.0）	121（96.0）	0（0.0）	0（0.0）	5（4.0）	H30
			126（100.0）	123（97.6）	1（0.8）	0（0.0）	2（1.6）	H25
11	結城野田線（野田－野田）	40490－1	307(100.0)	306(99.7)	1(0.3)	0(0.0)	0(0.0)	R04
			237（100.0）	236(99.6)	1（0.4）	0（0.0）	0（0.0）	H29
12	結城野田線（谷津－野田）	40490-2	395（100.0）	395(100.0)	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	R04
			380（100.0）	380(100.0)	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	H29
13	結城野田線（中里－谷津）	40490－3	151（100.0）	108（71.5）	0（0.0）	0（0.0）	43（28.5）	R06
			147（100.0）	120（81.6）	0（0.0）	0（0.0）	27（18.4）	R01
14	越谷野田線（中野台－野田）	40530	288（100.0）	288（100.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	R06
			301（100.0）	265（88.0）	36（12.0）	0（0.0）	0（0.0）	R01
15	境杉戸線（関宿台町－関宿江戸町）	40780-1	43（100.0）	43（100.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	R06
			45（100.0）	35（77.8）	1（2.2）	0（0.0）	9（20.0）	R02
16	野田牛久線（野田－中根）	41450	283（100.0）	244（86.2）	39（13.8）	0（0.0）	0（0.0）	R03
			280（100.0）	257（91.8）	23（8.2）	0（0.0）	0（0.0）	H28
17	川間停車場線（尾崎－尾崎）	61590	304（100.0）	304（100.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	R03
			306（100.0）	306（100.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	H28
18	都市計画道路3・4・20号線（みずき1丁目－山崎）	101251-1	163（100.0）	163（100.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	R02
			159（100.0）	158（99.3）	1（0.7）	0（0.0）	0（0.0）	H27

3　環境騒音

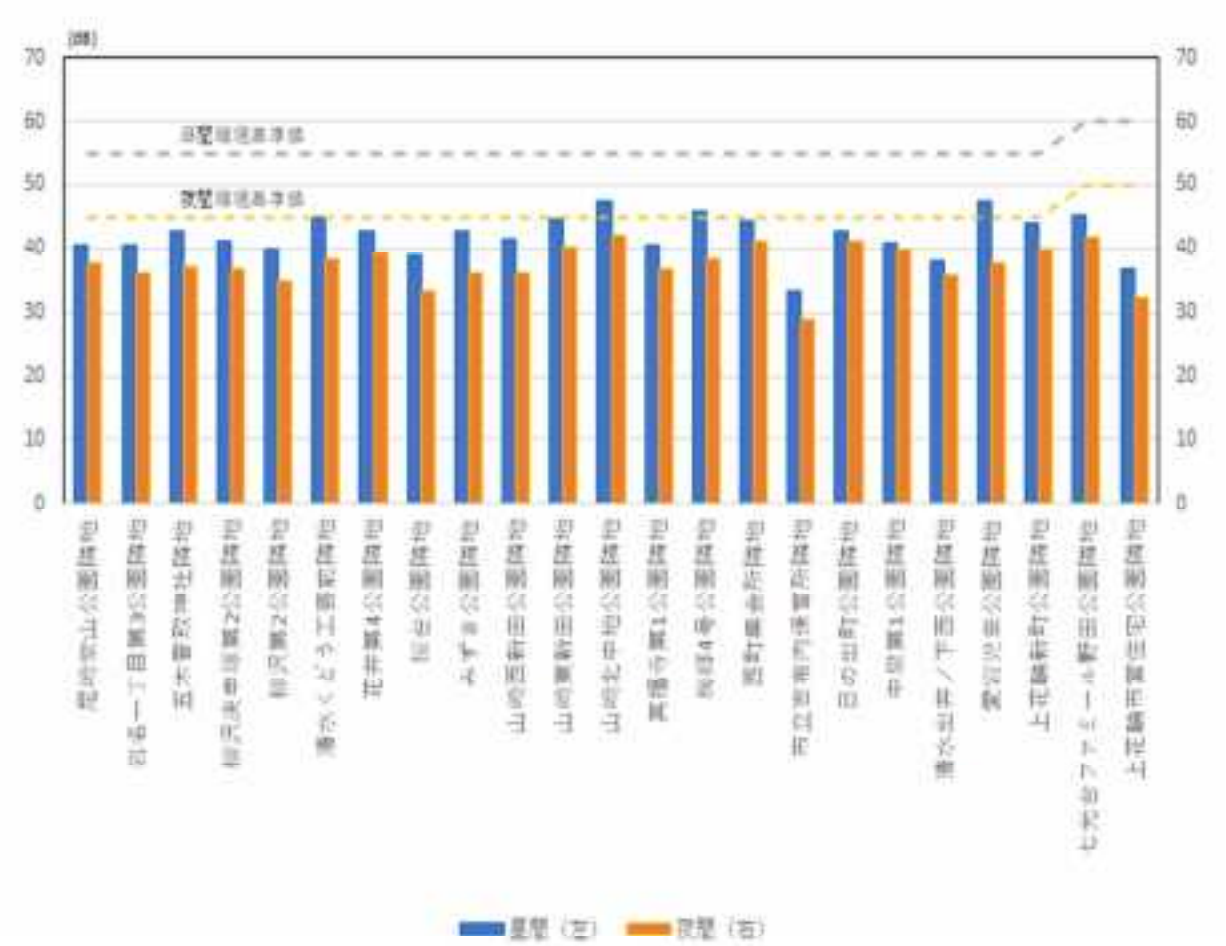
平成 8 年度から、幹線道路に面していない一般的な地域における騒音の実態を把握するため、環境騒音調査を実施している。調査は、市街化区域をおおよそ 2km 四方のメッシュに区分し、各メッシュから 1 地点、合計 23 地点を選定し、24 時間の連続測定を行う方法で実施している。平成 11 年度から騒音に係る環境基準に、等価騒音レベルが採用されたため、従来の騒音レベルの中央値から変更して評価を行っている。（表 7-10、図 7-1）。

令和 6 年度の結果は、昼間、夜間ともに環境基準を下回っていた。

表 7-10　環境騒音調査結果および環境基準との比較　　単位；dB

	類型	測定場所	昼間(基準値)	夜間(基準値)	用途地域
1	A	尾崎堂山公園隣地	40.4(55)	37.8(45)	第 1 低住専
2	A	岩名一丁目第 3 公園隣地	40.4(55)	36.2(45)	第 1 低住専
3	A	五木香取神社隣地	42.9(55)	37.2(45)	第 1 低住専
4	A	柳沢庚申塚第 2 公園隣地	41.3(55)	36.7(45)	第 1 中住専
5	A	柳沢第 2 公園隣地	39.9(55)	35.0(45)	第 1 中住専
6	A	清水くどう工芸前隣地	44.9(55)	38.3(45)	第 1 低住専
7	A	花井第 4 公園隣地	42.6(55)	39.2(45)	第 1 中住専
8	A	桜台公園隣地	38.9(55)	33.3(45)	第 1 低住専
9	A	みずき公園隣地	42.7(55)	36.2(45)	第 1 低住専
10	A	山崎西新田公園隣地	41.4(55)	36.2(45)	第 1 低住専
11	A	山崎東新田公園隣地	44.5(55)	40.3(45)	第 1 低住専
12	A	山崎北中地公園隣地	47.6(55)	42.0(45)	第 1 低住専
13	A	真福寺第 1 公園隣地	40.6(55)	36.9(45)	第 1 低住専
14	A	梅郷 4 号公園隣地	45.8(55)	38.4(45)	第 1 低住専
15	A	西町集会所隣地	44.3(55)	41.1(45)	第 1 中住専
16	A	古布内保育所隣地	33.2(55)	28.9(45)	第 1 中住専
17	A	日の出町西公園隣地	42.8(55)	41.3(45)	第 1 低住専
18	B	中里第 1 公園隣地	41.0(55)	40.0(45)	第 1 住居
19	B	清水出井ノ下西公園隣地	38.1(55)	35.8(45)	第 1 住居
20	B	愛宕児童公園隣地	47.6(55)	37.7(45)	第 1 住居
21	B	上花輪新町公園隣地	44.1(55)	39.9(45)	第 1 住居
22	C	七光台ファミール野田公園隣地	45.4(60)	41.7(50)	工業
23	C	上花輪市営住宅公園隣地	36.9(60)	32.4(50)	工業

図 7-1　環境騒音調査結果一覧（等価騒音レベル）



４　特定建設作業

騒音規制法、振動規制法及び市環境保全条例により規制される特定建設作業の規制基準は表 7-11 で特定建設作業の種類は、表 7-12 のとおりである。なお、特定建設作業の届出状況を表 7-13、-14 に示す。

表 7-11　特定建設作業の規制基準

<table>
<tr><th colspan="3">法・条例の区分</th><th>騒音規制法</th><th>振動規制法</th><th>市条例</th></tr>
<tr><td>敷地境界においての基準値</td><td colspan="2">「区域」の区分</td><td>８５
dB 以下</td><td>７５
dB 以下</td><td>騒音
８５dB 以下
振動
７５dB 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="4">作業禁止時刻と最大作業時間</td><td colspan="2">「住居専用」「住居」「商業・準工業」地域</td><td colspan="2">午後 7 時から午前 7 時
10 時間／日（※）</td><td rowspan="3">午後 7 時から
午前 7 時
１０時間／日（※）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">「工業」地域</td><td>周囲 80m 以内に静寂な環境を必要とする施設がある区域</td><td colspan="2">午後 7 時から午前 7 時
10 時間／日（※）</td></tr>
<tr><td>80m 以外の区域</td><td colspan="2">午後 10 時から午前 6 時
14 時間／日（※）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">「工業専用」地域</td><td>周囲 80m 以内に静寂な環境を必要とする施設がある区域</td><td>午後 7 時から
午前 7 時
10 時間／日（※）</td><td rowspan="2">規制なし</td><td rowspan="2">周囲 200m 以内に静寂な環境を必要とする施設がある区域
午後 7 時から
午前 7 時
１０時間／日（※）</td></tr>
<tr><td>80m 以外の区域</td><td>午後 10 時から午前 6 時
14 時間／日（※）</td></tr>
<tr><td>最大作業日数</td><td colspan="2">区分なし</td><td colspan="3">連続 6 日間（※）</td></tr>
<tr><td>作業禁止日</td><td colspan="2">区分なし</td><td colspan="3">日曜日及び休日（※）</td></tr>
</table>

※　災害その他の非常事態の発生時、及び道路等については、適用除外となることがあります。

表 7-12　特定建設作業一覧表

番号	特定建設作業の種類	騒音規制法	振動規制法	市条例（騒音・振動）
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	◎（※１）	◎（※１）	◎（※１）（注２）
2	びょう打機を使用する作業	◎	×	◎（※２）
3	さく岩機を使用する作業	◎（※３）	×	◎（※４）
4	空気圧縮機を使用する作業	◎（※５）	×	◎（※５）
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	◎（※６）	×	◎（※６）
6	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	×	◎	◎
7	舗装版破砕機を使用する作業	×	◎（※７）	◎（※７）
8	ブレーカーを使用する作業	×	◎（※８）	◎（※８）
9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する整地機又は堀削機を使用する作業	◎（※９）	×	◎
10	振動ローラーを使用する作業	×	×	◎

※１　もんけん、圧入式くい打くい抜機を除く
※２　びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業
※３　作業地点が連続的に移動する作業にあつては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が５０ｍを超えない作業に限る

※４　ブレーカーを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が５０ｍを超えない作業に限る
※５　電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が１５キロワット以上のものに限る
※６　混練機の混練容量が０．４５立方メートル以上又は２００キログラム以上
※７　作業地点が連続的に移動する作業にあつては、１日における当該作業にかかる２地点間の最大距離が５０ｍを超えない作業に限る
※８　手持式を除く。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、１日における当該作業にかかる２地点間の最大距離が５０ｍを超えない作業に限る
※９　機種指定による低騒音型を除く
（注１）　特定建設作業のうち、その作業が開始した日に終わる場合は除かれます。
（注２）　法律の定める特定建設作業に該当する場合は、条例においては適用除外となります。

表 7-13　騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

＜騒音＞

作業種類	H30 年	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
くい打ち機等	6	2	8	12	8	17	6
さく岩機	5	4	5	3	11	12	24
空気圧縮機	6	4	7	3	6	10	4
ブルドーザー等	0	6	1	7	2	0	3
合計	17	16	21	25	27	39	35

※合計欄は実際の届出会社数を合算しているため、種類ごとの届出数の合計とは整合しないことがある。

＜振動＞

作業種類	H30 年	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
くい打ち機等	5	2	4	10	5	13	4
舗装版破砕機	0	0	1	1	2	2	2
ブレーカー	21	12	20	29	33	48	35
合計	26	14	25	40	40	63	41

※合計欄は実際の届出会社数を合算しているため、種類ごとの届出数の合計とは整合しないことがある。

表 7-14　市条例に基づく特定建設作業の届出状況

作業種類	H30 年	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
くい打ち機等	2	0	2	0	13	6	3
びょう打機等	2	3	1	1	4	1	3
さく岩機	1	1	4	2	7	9	18
空気圧縮機	1	0	4	2	4	6	4
舗装版破砕機	1	1	0	0	0	2	1
ブレーカー	6	4	3	3	1	12	11
ブルドーザー等	104	123	118	143	146	169	180
振動ローラー	2	5	13	12	17	15	21
合計	119	137	145	168	192	220	192

※合計欄は実際の届出会社数を合算しているため、種類ごとの届出数の合計とは整合しないことがある。

Ⅷ　悪　　臭

悪臭は、直接人の嗅覚に作用して、不快感や嫌悪感を引き起こすため、日常生活に関係の深い感覚公害と言われる。主観的要素が多く個人差があるが、公害苦情件数に占める割合が比較的高い。特に、近年ごみの野焼きによる悪臭苦情がしばしば発生し、問題となっている。

本市では、悪臭防止法の規制（図 8-1、表 8-1）が適用される地域に、野田地域では用途地域を定めた区域、関宿地域では全域を指定し、特定悪臭物質（22 物質）に規制基準を設けている。悪臭防止法では規制基準を「6 段階臭気強度表示法の臭気強度 2.5～3.5 に相当する濃度の範囲」で定めることとしており、本市は臭気強度 2.5 に相当する濃度で定めている（表 8-2)。

また、市環境保全条例では悪臭を発生させる施設や作業を特定施設、特定作業として定め、施設を設置または作業を開始する際には事前に届出を行うこととしている。特定施設等の届出を行った工場等は、規制基準である「周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所において周辺の人々の多数が著しく不快を感ずると認められない程度」を満たすことが求められる。

その他の規制等として、昭和 56 年 6 月に県が悪臭防止法の特定悪臭物質ごとの濃度規制を補完するために、臭気濃度による事業者指導のための指導目標値（表 8-3）を定め、また平成 8 年 4 月には悪臭防止法が改正され、臭気指数による規制が導入されている。臭気強度と臭気指数の関係を表 8-4 に示す。表 8-5 には届出状況を示す。令和 6 年度においては市条例における悪臭に係る特定施設の届け出が 2 件あった。

※臭気濃度とは、臭いのする空気を、臭いの無い空気で薄め、臭わなくなったときの希釈倍数のこと。
※臭気指数とは臭気濃度の常用対数値を 10 倍したもの。本市では特定悪臭物質による規制を行っており、臭気指数による規制は採用していない。

図 8-1　悪臭を発生する媒体と規制基準の係る位置関係概念図

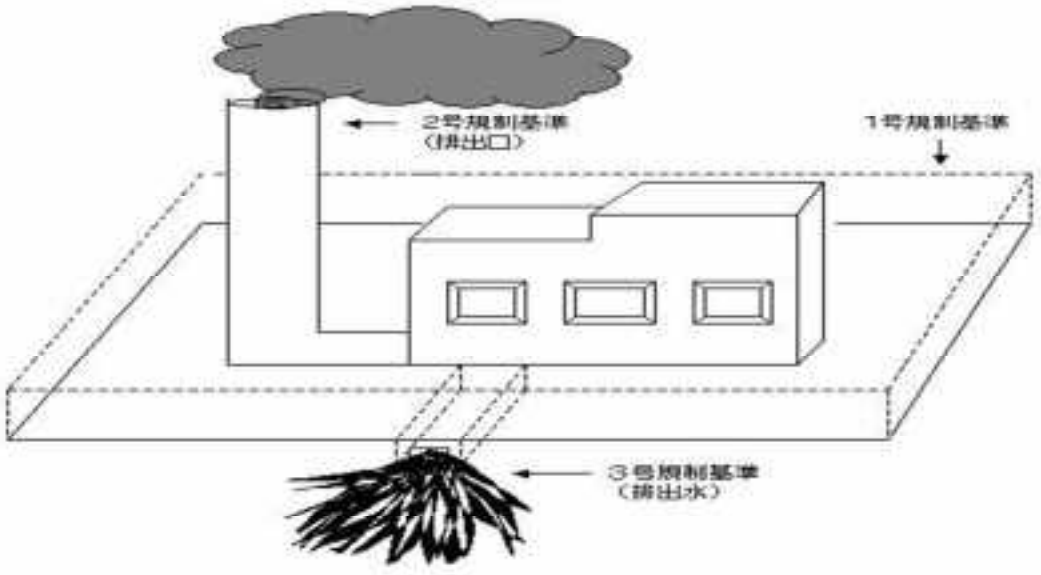


表 8-1　悪臭防止法規制基準（敷地境界）

悪臭物質の種類	1 号規制（ppm）	2 号規制	3 号規制	臭い	主な発生源
アンモニア	1	○		し尿のような臭い	畜産事業場、化製場、し尿処理場
メチルメルカプタン	0.002		○	腐ったタマネギのような臭い	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場
硫化水素	0.02	○	○	腐った卵のような臭い	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場
硫化メチル	0.01		○	腐ったキャベツのような臭い	パルプ製造工場、し尿処理場、化製場
二硫化メチル	0.009		○	腐ったキャベツのような臭い	パルプ製造工場、し尿処理場、化製場
トリメチルアミン	0.005	○		腐った魚のような臭い	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	0.05			刺激的な青ぐさい臭い	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
スチレン	0.4			都市ガスのような臭い	化学工場、FRP 製品製造工場
ブロビオン酸	0.03			刺激的なすっぱい臭い	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	0.001			汗くさい臭い	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	0.0009			むれた靴下の臭い	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
イソ吉草酸	0.001			むれた靴下の臭い	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
プロビオンアルデヒド	0.05	○		刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	○		刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	0.02	○		刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	○		むせるような甘酸っぱい臭い	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソパレルアルデヒド	0.003	○		むせるような甘酸っぱい臭い	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	0.9	○		刺激的な発酵した臭い	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	3	○		刺激的なシンナーのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	1	○		刺激的なシンナーのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	10			ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
キシレン	1			ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等

表 8-2　臭気強度（6 段階臭気強度表示法）

臭気強度	内　　容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかわかる弱いにおい(認知閾値濃度)
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

表 8-3　臭気濃度の千葉県指導目標値

地域区分	臭気濃度		臭気濃度より換算した臭気指数(※)	
	排出口	敷地境界線	排出口	敷地境界線
第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	500 程度	15 程度	27 程度	12 程度
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域	1,000 程度	20 程度	30 程度	13 程度
工業地域 工業専用地域 工業団地	2,000 程度	25 程度	33 程度	14 程度

※数式により県指導目標値を算出した値であり、県の定めた臭気指数ではない。

表 8-4　嗅覚測定法による規制（臭気強度と臭気指数の関係）

臭気強度	臭気指数の範囲
2.5	10 ～ 15
3.0	12 ～ 18
3.5	14 ～ 21

表 8-5　市条例における悪臭に係る特定施設届出状況（R7.3.31 現在）

施設の種類	特定工場数	特定施設数
食料品製造業	2	9
繊維工業	1	2
木材・紙製品製造業	0	0
出版・印刷業	3	4
化学工業	11	35
ゴム製品製造業	2	3
窯業・土石製品製造業	3	5
鉄鋼・非鉄金属・機械製造業	21	48
その他の製造業	5	15
廃棄物の処分の用に供する施設	20	23
合計	68	144

※特定工場数は工場が設置する施設のうち、代表的な施設をもって工場数としているため、工場数と施設数は直接対応しない。

Ⅸ　地 盤 沈 下

地盤沈下とは、土地の表面が徐々に沈下する現象である。この現象は、地下水の過剰なくみ上げにより、帯水層となる砂礫層等の地下水位が下がり、隣接する粘土層等から地下水が絞り出され、構造的に弱い粘土層等が収縮することで生じる人為的要因と、地殻変動によって生じる自然的要因により引き起こされる。このうち、人為的要因である、地下水の不適正利用による地盤沈下は公害として取り扱われている。



写真；地盤沈下により相対的に
抜け上がった基礎

県及び市では条例により一定規模以上の揚水施設に地下水採取規制を行っており、また、沈下状況把握のため、県が水準測量による観測を昭和 44 年から実施している。なお、現在本市の水準点は 31 点か所ある（図 9-1)。

過去 5 年間の用途別地下水利用状況は表 9-1 のとおりである。地下水の利用状況は、平成 2、3 年頃をピークとして揚水量、井戸本数ともに減少傾向である。

過去 5 年間の地盤の変動の年間値、5 年間及び 10 年間の累積値は表 9-2 のとおりである。令和 5 年度は全地点で沈下しており、最大沈下は地点標石 ND-13 の 9.2mm であった。10 年累積値では、関宿地域における沈下量が大きい。

また、図 9-2 は県の観測開始時点からの代表的な水準点の沈下状況を示している。

表 9-1　用途別地下水利用状況

揚水量(㎥/日)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	平均
工 業 用	12,416	11,760	11,734	11,241	11,209	11,672
建築物用	646	622	605	528	529	586
水 道 用	1,634	1,195	1,502	1,471	1,377	1,436
農 業 用	7,267	6,946	5,018	4,760	4,979	5,794
そ の 他	2,048	1,924	2,256	2,456	2,524	2,242
合　　計	24,011	22,447	21,115	20,456	20,618	21,729

図 9-1　水準点位置図

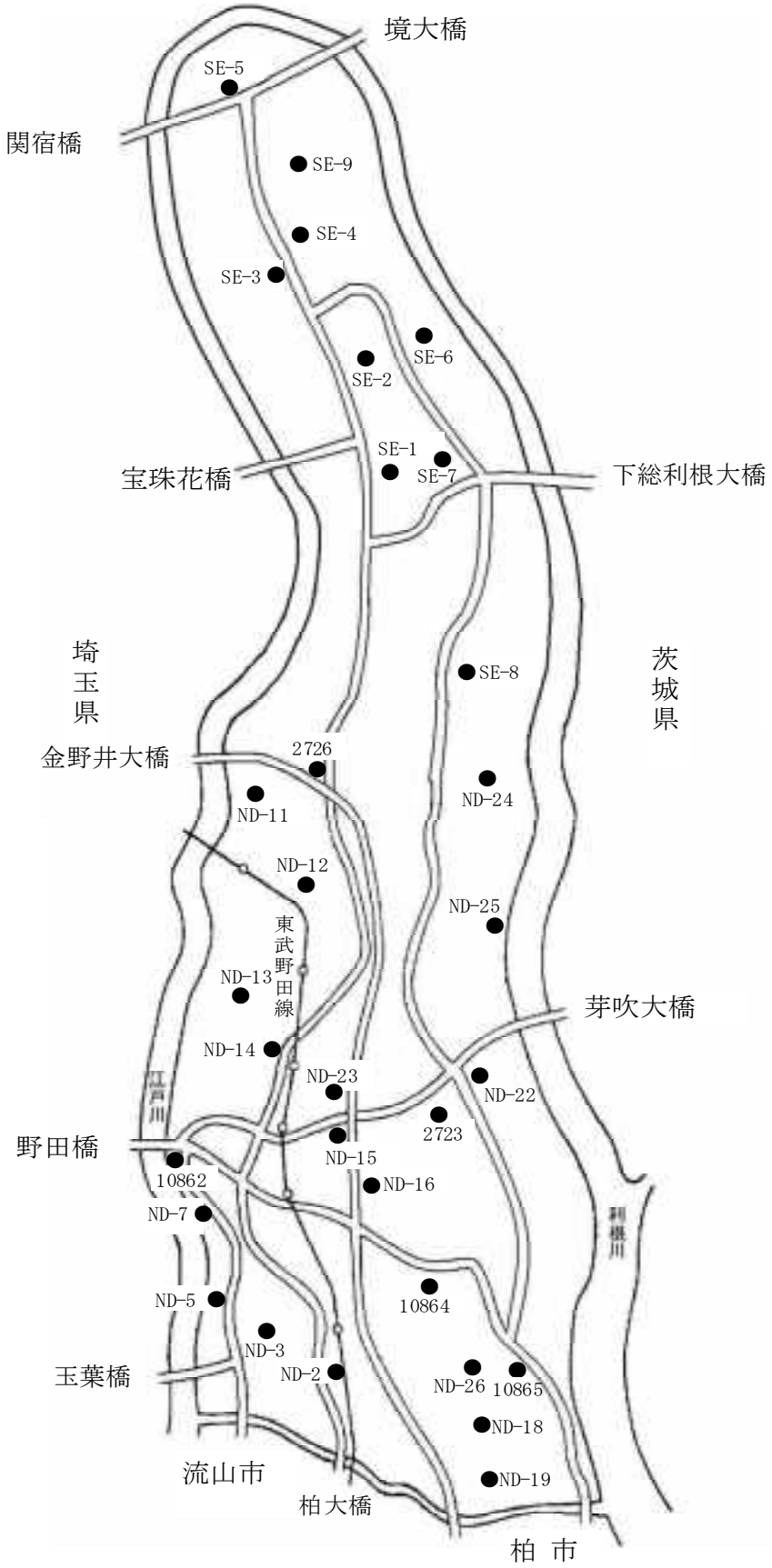

境大橋
SE-5
関宿橋
SE-9
SE-4
SE-3
SE-6
SE-2
SE-1
SE-7
宝珠花橋
下総利根大橋
埼玉県
茨城県
SE-8
金野井大橋
2726
ND-24
ND-11
ND-12
ND-25
東武野田線
ND-13
芽吹大橋
ND-14
ND-23
ND-22
2723
野田橋
ND-15
10862
ND-16
ND-7
ND-5
10864
ND-3
玉葉橋
ND-2
ND-26
10865
ND-18
流山市
ND-19
柏大橋
柏 市

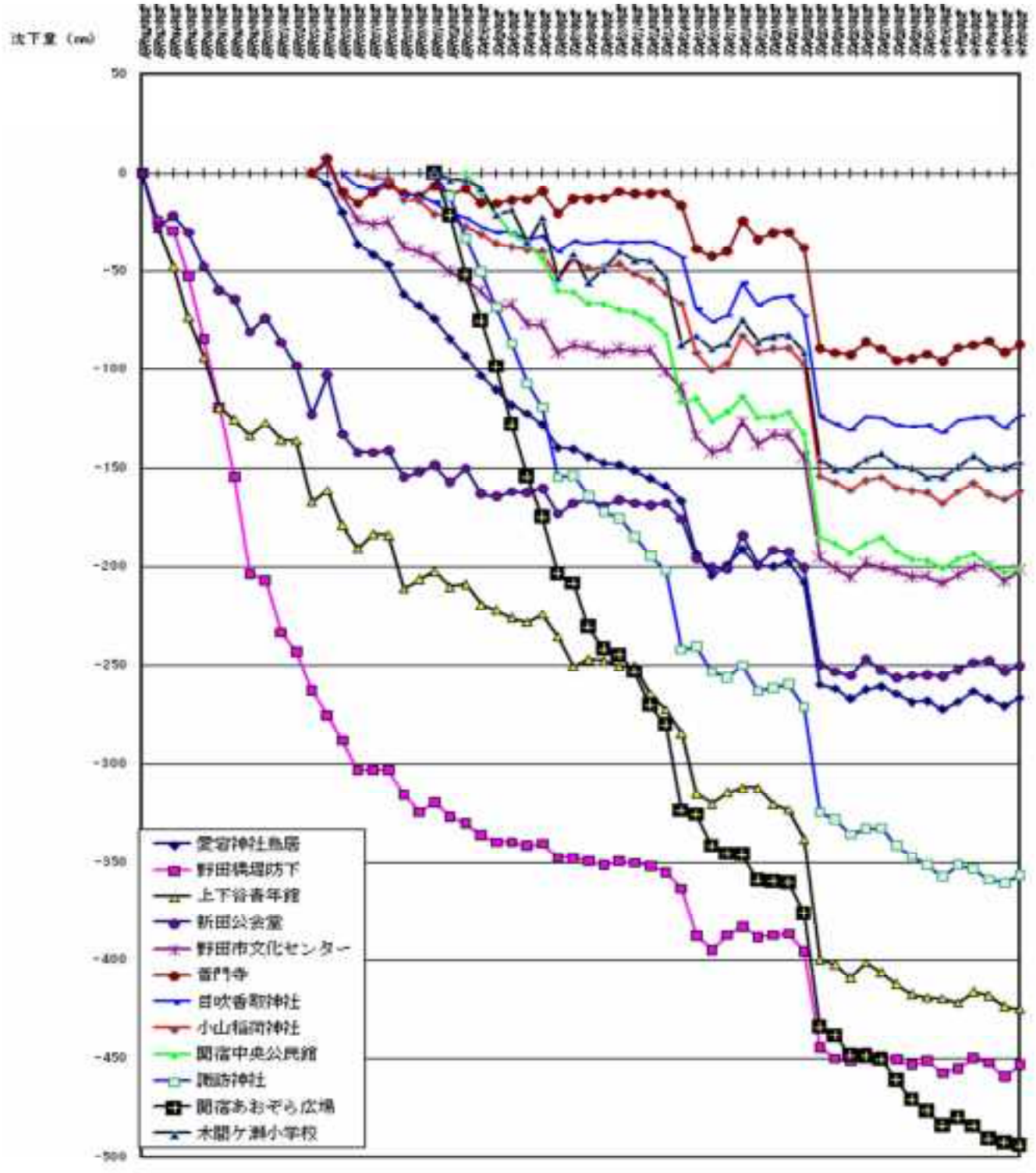
表 9-2　地盤沈下変動状況一覧

単位；mm/年

地　区	目　標	標石	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	5年累積	10年累積
目　吹	東部中学校前	2723	4.6	2.8	-0.5	-6.4	5.4	5.9	0.3
中　里	愛宕神社鳥居	2726	3.6	5.2	-3.7	-3.7	4.2	5.6	-2.2
中野台	野田橋堤防下	10862	2.5	5.0	-2.2	-7.0	6.0	4.3	-4.2
大殿井	香取神社	10864	4.2	2.1	1.7	-8.0	6.2	6.2	1.4
瀬　戸	瀬戸稲荷神社	10865	6.0	0.9	0.5	-4.5	4.1	7.0	3.3
山崎新町	新田公会堂	ND-2	3.2	3.4	1.2	-5.4	2.7	5.1	-0.1
今　上	上下谷青年館	ND-3	-1.8	5.4	-1.7	-5.6	-1.5	-5.2	-20.6
今　上	中組青年館内	ND-5	0.7	3.7	-2.7	-9.0	3.2	-4.1	-19.9
今　上	キッコーマン第2作業場	ND-7	4.2	4.4	-3.8	-4.3	6.1	6.6	-4.8
尾　崎	市立尾崎保育所	ND-11	2.6	5.3	-2.9	-5.1	5.6	5.5	-2.3
七光台	野田食菌工業	ND-12	0.7	4.6	-1.7	-6.2	4.1	1.5	-6.2
岩　名	岩名香取神社	ND-13	-1.6	7.1	-1.9	-9.2	7.4	1.8	-1.2
清　水	県立清水高校	ND-14	3.4	4.0	0.3	-8.1	6.3	5.9	-0.5
鶴　奉	野田市文化会館	ND-15	4.3	3.8	0.4	-7.3	5.5	6.7	-1.3
横　内	浅野さく泉管工	ND-16	3.7	3.0	1.7	-7.8	5.0	5.6	-0.5
西三ケ尾	西三ケ尾自治会館	ND-18	5.1	3.2	-0.3	-5.2	4.4	7.2	4.4
下三ケ尾	普門寺	ND-19	6.8	1.3	2.0	-5.7	4.0	8.4	1.9
目　吹	目吹四区自治会館	ND-22	6.4	1.2	0.5	-6.1	6.6	8.6	2.9
柳　沢	東葛飾教育センター	ND-23	4.0	4.1	0.1	-8.4	8.7	8.5	1.0
小　山	小山稲荷神社	ND-24	5.9	4.4	-5.6	-2.8	4.1	6.0	-3.4
船　形	船形紫ま会館	ND-25	2.9	3.4	-3.4	-4.6	3.0	1.3	-8.0
二ツ塚	二ツ塚小学校	ND-26	7.0	0.9	0.9	-4.4	3.5	7.9	3.4
東宝珠花	関宿中央公民館	SE-1	4.6	2.5	-5.2	-4.0	1.3	-0.8	-11.3
桐ケ作	二川中学校	SE-2	6.0	1.2	-6.0	-0.4	1.3	2.1	-15.4
新田戸	諏訪神社	SE-3	6.0	-2.1	-5.4	-1.7	3.8	0.6	-22.1
関宿台町	金龍院	SE-4	4.9	-3.3	-5.8	-1.9	1.3	-4.8	-32.1
関宿町	関宿あおぞら広場	SE-5	4.0	-4.2	-6.4	-1.8	-1.5	-9.9	-43.6
古布内	八幡神社	SE-6	4.2	3.0	-7.5	-4.5	4.7	-0.1	-18.2
木間ケ瀬	白山神社	SE-7	6.5	3.6	-6.0	-0.1	2.8	6.8	-4.7
木間ケ瀬	木間ケ瀬小学校	SE-8	5.3	5.6	-5.9	-0.2	3.0	7.8	0.5
関宿台町	関宿中学校	SE-9	4.7	-3.3	-6.5	-1.7	-0.9	-7.7	-39.0

※　－は沈下を表している。

図 9-2　代表的な観測地点の経年地盤変動傾向図



※　平成 14 年 4 月から、不動水準点の標高値が変更されたことにより、平成 15 年 1 月以後は、測地成果 2000 対応値となっている。
※　平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動により、日本水準原点の高さが改正されたため、平成 23 年度以降の標高値は成果改定された固定点により計算されたものとなっている。
※　平成 23 年度は東北地方太平洋沖地震の影響による大幅な沈下が見られる。
※　上下谷青年館は平成 19 年度欠測
※　銚子市の固定水準点である「千葉-1」について、平成 26 年度に国土地理院において標高の見直しが行われたため、千葉県全体の標高が改算された。

X　公害苦情

本市における令和6年度の公害苦情件数は103件で、ここ数年と比較すると上昇傾向が見られた。なお、産業廃棄物処理施設への立入権限を平成22年度に県から付与されたことに伴い、平成22年度から産業廃棄物処理施設への立入も含めた件数とした。公害の種類別苦情件数（表10-1、-3、図10-1）としては、騒音に関する苦情が37件と全体の4割弱を占め、野焼き等による苦情を含む大気汚染に関する件数が28件と、2項目で全体の6割超を占めている。また、悪臭が17件、産業廃棄物施設への立ち入り、廃棄物不適正保管の疑いのある施設への立入を含めたその他が9件、水質汚濁が6件、振動が4件、土壌汚染が1件、地盤沈下が1件の順となった。騒音は、物流倉庫の建設や家屋の解体工事の件数が増加していることや特定再生資源屋外保管施設における作業時の騒音苦情が増加していることから、上昇傾向にある。

表10-1　公害の種類別苦情件数　　単位：件

種類＼年度	H27年	H28年	H29年	H30年	R01年	R02年	R03年	R04年	R05年	R06年
大気汚染	46	39	33	34	36	32	23	25	26	28
水質汚濁	6	1	3	1	4	4	7	5	8	6
騒　　音	22	23	24	29	23	27	35	32	34	37
振　　動	2	2	1	1	2	5	5	6	2	4
悪　　臭	13	12	7	12	15	11	14	14	13	17
土壌汚染	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
そ の 他	27	28	16	15	12	12	13	9	9	9
合　　計	117	105	84	92	92	94	97	92	93	103

図10-1　公害の種類別苦情件数

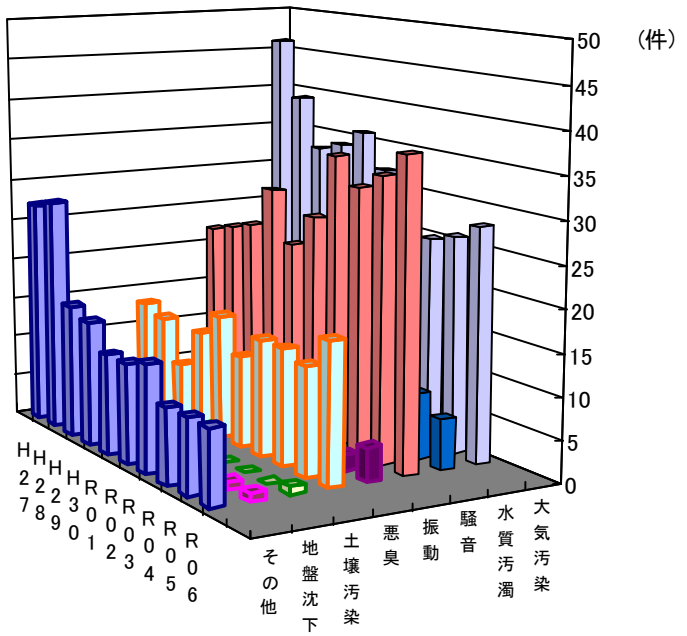


表 10-2　用途地域別公害苦情件数

単位：件

年度 / 用途地域	R02 年	R03 年	R04 年	R05 年	R06 年
第一種低層住居専用地域	16	9	10	7	10
第二種低層住居専用地域	0	0	0	0	1
第一種中高層住居専用地域	9	7	4	7	7
第二種中高層住居専用地域	0	1	0	0	0
第一種住居地域	6	11	12	14	13
第二種住居地域	2	2	2	1	1
準住居地域	0	0	1	1	0
商業地域	0	1	2	1	2
近隣商業地域	0	0	1	0	1
準工業地域	1	0	2	1	2
工業地域	4	0	6	1	5
工業専用地域	2	6	2	0	2
市街化調整区域	54	60	50	60	59
合計	94	97	92	93	103

図 10-2　用地地域別公害苦情件数（令和 6 年度）

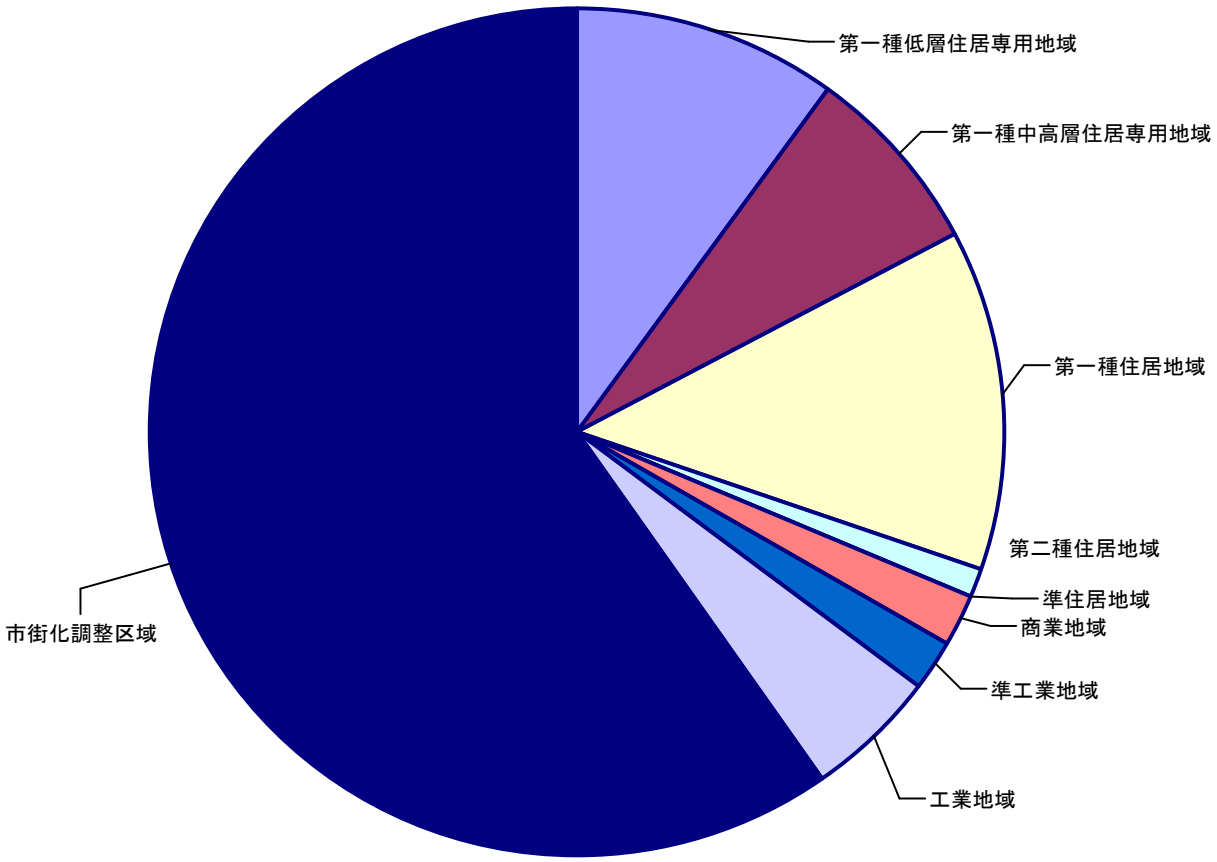


表 10-3　用途地域別・種類別苦情発生件数（令和 6 年度）

単位：件

	典型 7 公害							その他	合計	構成比率(%)
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下			
第一種低層住居専用地域	2	0	1	1	4	0	1	1	10	9.7
第二種低層住居専用地域	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
第一種中高層住居専用地域	1	0	4	0	0	1	0	1	7	6.8
第二種中高層住居専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種住居地域	5	0	5	0	3	0	0	0	13	12.6
第二種住居地域	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
準住居地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商業地域	0	0	1	1	0	0	0	0	2	1.9
近隣商業地域	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
準工業地域	0	0	0	0	2	0	0	0	2	1.9
工業地域	1	1	3	0	0	0	0	0	5	4.9
工業専用地域	0	1	0	0	1	0	0	0	2	1.9
市街化調整区域	19	4	21	2	6	0	0	7	59	57.3
合計	28	6	37	4	17	1	1	9	103	100



写真：野焼き行為による大気汚染・悪臭問題

表 10-4　発生源別苦情件数一覧

単位：件

種類＼年度		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R01 年	R02 年	R03 年	R04 年	R05 年	R06 年
食料品		2	0	0	0	3	0	0	2	1	3
繊維・衣料		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
木材・木製品		0	3	1	1	1	0	2	0	0	0
パルプ・紙製品		0	0	0	1	1	0	1	0	0	0
化学・石油		0	0	0	0	1	0	1	4	2	0
窯業・土石		0	0	0	0	1	0	1	1	0	0
鉄鋼・金属		5	3	3	4	4	0	6	1	1	8
機械器具		0	0	0	0	0	4	1	0	0	0
その他製造		1	2	1	4	4	3	2	1	1	2
修理工場		8	5	0	1	3	0	6	2	3	2
建設土木工事		12	6	11	10	11	15	20	22	21	22
交通機関	自動車	5	5	5	5	5	1	0	0	0	3
	鉄道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牧畜・養鶏		1	0	0	1	0	0	0	0	1	0
下水・清掃		0	0	0	0	1	2	2	0	2	3
娯楽施設		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
家庭生活		33	30	40	40	30	31	21	22	23	22
商店・飲食店		5	4	3	1	3	0	2	2	4	2
事務所		1	3	0	1	3	0	4	10	7	6
クリーニング・理容・浴場		0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
廃品回収業		1	0	1	0	1	0	0	4	1	4
教育関連施設		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農作業		1	2	0	1	1	0	3	2	1	0
その他		38	38	17	17	15	34	15	9	14	16
不明		5	5	1	4	3	4	9	10	11	10
合　計		117	105	84	92	92	94	97	92	93	103

XI 環 境 保 全

1 あき地等の除草

適切に管理されていないあき地等に雑草等が繁茂すると、梅雨から夏にかけて害虫が発生し、冬には枯れて火災発生の原因となるため、市街化区域のあき地等の所有者に対し、雑草の処理について文書等による指導を行い未然防止に努めている。

年度別処理状況を表 11-1 に示す。

表 11-1 年度別処理状況

年度	指導		処理	
	面積	筆数	面積	筆数
令和 4 年	351,327.12 ㎡	359 筆	327,224.19 ㎡ (93.14%)	273 筆 (76.04%)
令和 5 年	220,988.61 ㎡	320 筆	100,030.93 ㎡ (45.27%)	135 筆 (42.19%)
令和 6 年	226,402.53 ㎡	405 筆	175,746.44 ㎡ (77.63%)	302 筆 (74.57%)

2 畜犬登録

狂犬病予防法では、生後 91 日以上の犬の所有者は、その犬を登録し、狂犬病予防注射を受けさせなければならない。

登録及び予防接種の実施率向上のため、毎年 4 月、地区ごとに会場を設けて集合注射を行っている。

集合注射年度別・会場別頭数を表 11-2 に示す。

表 11-2　集合注射年度別・会場別頭数

会 場	R5 年	R6 年
関宿パーク MOPS	18	29
光葉町第三公園	27	29
清水市民の森	37	27
上花輪新町公園	41	39
花井一丁目公園	46	24
関宿公民館	18	29
二川公民館	37	49
川間公民館	69	44
東部公民館	39	25
木間ケ瀬公民館	28	33
尾崎南第一公園	39	31
北部公民館	40	※北部学童保育所　19
川間駅南第二公園	23	23
川間駅南第四公園	51	47
谷吉会館	20	16
七光台会館	50	46
福田公民館	57	32
島会館	23	32
南部梅郷公民館	55	59
みずき公園	55	59
梅郷 4 号公園	38	48
いちいのホール（関宿支所）	172	137
野田市役所（1 回目）	361	443
野田市役所（2 回目）	370	386
集合注射合計	1,782	1763
個別	4,733	4967
総計	6,515	6731

※令和 6 年度については、北部学童保育所にて実施。

3　環境美化

（1）環境美化報償金

街の環境美化を図るため、不法投棄清掃、側溝清掃及び市道等の雑草除去を行った自治会等に対し、作業員1名につき250円、作業車1台につき500円の負担金を交付している。新型コロナウィルス感染症拡大防止の影響により、見送る団体が多かったが、令和6年度においては、申請団体数及び参加人員もコロナウィルス感染症前の水準へ戻ってきているが、令和5年度より申請団体数、参加人数及び負担金交付額ともに減少となった。

年度別環境美化報償金交付状況を表11-3に示す。

表11-3　年度別環境美化報償金交付状況

年　度	交付申請団体数	参加人員	車両数	報償金交付額
令和4年	163	18,354 名	142 台	4,659,500 円
令和5年	196	20,265 名	153 台	5,142,750 円
令和6年	192	19,846 名	145 台	5,034,000 円

※令和3年まで環境美化負担金として交付、令和4年より環境美化報償金として交付。

（2）江戸川クリーン大作戦

毎年5月30日（ゴミゼロの日）を中心に、国土交通省が主体となり実施する江戸川クリーン大作戦を実施している。令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となったが、令和4年度から再開され、令和5年度は参加する団体数及び人数が大幅に増加したが、令和6年度は団体数はほぼ同じだが、人数は令和5年度より1割強減少となった。

年度別参加人数等を表11-4に示す。

表11-4　年度別参加人数等

年　度	江戸川クリーン大作戦		
	参加団体数	参加人数	収集量
令和4年	30	619 名	550 kg
令和5年	47	824 名	360 kg
令和6年	46	728 名	300 kg

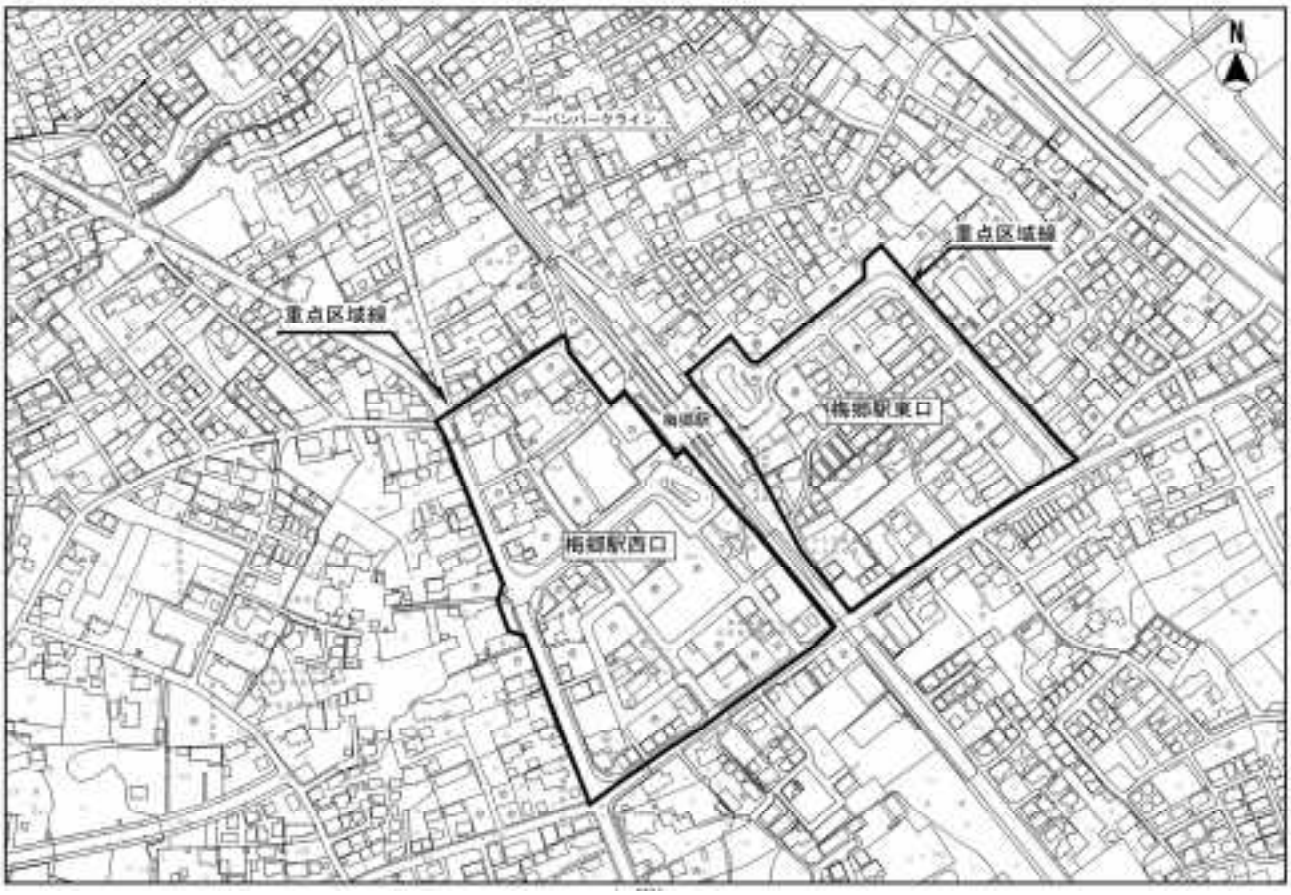
４　ポイ捨て等禁止重点区域について

野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第 11 条に基づき、平成 28 年 4 月 1 日に指定した重点区域（図 11-1）において、平成 29 年までは、午前 7 時 30 分から 8 時 30 分までと午後 5 時 30 分から午後 6 時 30 分までの時間帯に月 3 回のパトロールを、平成 30 年からは、午前 7 時 30 分から 8 時 30 分までの時間帯に月 6 回程度パトロールを、令和 3 年度からは、午前 7 時 30 分から 8 時 30 分までの時間帯に週 5 回パトロールを実施している。
令和 6 年度には、ポイ捨て状況の把握及び違反喫煙者の有無を確認し、歩行喫煙者や携帯灰皿を使用していない違反行為者に対し、歩行喫煙等が禁止行為であることや重点区域内であることを周知し指導を行った。
年度別重点区域内指導件数を表 11-5 に示す。

表 11-5　年度別重点区域内指導件数

年度	指導件数		
	梅郷駅東口周辺	梅郷駅西口周辺	合計
令和 4 年	2	1	3
令和 5 年	0	1	1
令和 6 年	2	0	2

図 11-1　ポイ捨て等禁止重点区域


N
アーバンパークライン
重点区域線
重点区域線
梅郷駅東口
梅郷駅西口

５　土砂等による埋立て

野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年12月25日制定。現行条例）の規制対象外としていた再生土等を使用した埋立て等に対応するため、埋立てに使用される土砂等（再生土等を含む。）の安全基準や、埋立て面積が3,000㎡以上の埋立て行為についても市が独自で規制（県条例の適用除外）できるよう現行条例を廃止し、平成30年6月に新たに「野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定し、同年10月1日から施行している。

年度別の市条例許可状況及び変更許可状況を表11-6に示す。

表11-6　年度別許可状況

＜市条例許可状況＞

年　度	申請件数	許可面積	許可件数	取り下げ件数
令和4年	3	8,437.41 ㎡	3	0
令和5年	3	69,662,01 ㎡	3	0
令和6年	4	23,723.64 ㎡	4	0

＜市条例変更許可状況(許可期間変更等)＞

年　度	申請件数	許可件数	取り下げ件数
令和4年	0	0	0
令和5年	4	4	0
令和6年	2	2	0

Ⅻ 放 射 能

1 放射性物質除染計画

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が、関東地方にまで広がり、本市でも放射性物質が人の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となった。

本市では、成人より放射線による影響が大きい子どもたちが、安心して生活できる環境を取り戻すことに重点を置き、子どもの利用が多い小・中学校、公園等の除染を優先させた、国よりも厳しい市独自基準の「野田市放射性物質除染計画」を策定した。本計画の居住空間における除染基準は、国の「地表 1 メートル空間放射線量率毎時 0.23 マイクロシーベルト以上」を採用せず、より厳しい「地表 5 センチメートルの空間放射線量率毎時 0.23 マイクロシーベルト以上」の箇所とし、除染後に市全域における居住空間の追加被ばく線量が、年間 1 ミリシーベルト以下となることを目指した。また、農地は、周辺に及ぼす影響を勘案し、「地表 1 メートルの空間放射線量率毎時 0.23 マイクロシーベルト以上」の箇所を除染の対象とした。

除染の進捗状況は、子どもの利用が多い公共施設は平成 23 年度に概ね完了し、その他の施設も平成 24 年度中に完了した。また、私有地の除染は、平成 24 年度に除染申請のあった 1,826 件を平成 25 年 5 月までに完了した。

現在の放射性物質対策としては、公共施設は年に 1 回以上測定を行い、空間放射線量率を監視し、基準値以上の箇所が確認された場合には速やかに除染を実施することとし、また、私有地は空間放射線量率測定器の貸出を継続し、市民自ら計測して本市の基準値以上の箇所が出た場合には、市職員が再度測定し、除染が必要な場合は速やかに対処している。

平成 28 年度の小中学校 5 校の太陽光パネル屋根貸事業の実施に伴い発覚した除染基準を上回る屋上の側溝汚泥については速やかに撤去し、29 年度に残りの小中学校について除染作業を実施した。撤去した側溝汚泥については、放射性セシウム濃度が 3,000Bq/kg 以下の場合は処分し、3,000Bq/kg を超え 8,000Bq/kg 以下の場合と 8,000Bq/kg 超で指定廃棄物となる場合は、市役所敷地内に設置した水槽に保管している。なお、屋上のある小中学校及び幼稚園の屋上（側溝汚泥を撤去した 5 校を含む）の空間線量を測定したところ、毎時 0.23 マクロシーベルトを超えた学校はなかった。

除染の対象施設を表 12-1 に示す。

表12-1　除染対象施設一覧

除染対象区分名	主な施設
子どもが利用する公共施設等	市立の保育所・学童保育所・幼稚園・子ども館・小学校・中学校、私立の保育園・幼稚園・中学校、公園、児童遊園、道路（通学路）等
上記を除く市民が利用する公共施設等	多数の市民が利用する施設（市役所、関宿支所、コミュニティセンター、保健センター、公民館、図書館、文化施設、福祉施設、自治会館等）
私有地（宅地等）	原則として戸建て住宅等の敷地
農地等（休耕田、休耕畑を除く）	田、畑、果樹園、牧草地

２　空間放射線量率測定結果

本市では、平成 23 年 6 月 7 日より市内 9 か所において、空間放射線量率の定点測定を開始した。測定箇所及び主要な測定結果を表 12-2 に示す。

表 12-2　空間放射線量率測定結果

No	測　定　地 （所在地）	測定場所 （地面の形状）	測定高	① H23.6.7 空間放射線量率 （マイクロシーベルト毎時）	② R7.2.13	③＝ ①－② 減少量	④＝ ②／① 減少率 %
1	関宿小学校 （野田市関宿台町）	校庭 （土）	100cm	0.13	0.07	0.06	46.15
			50cm	0.12	0.07	0.05	41.67
			5cm	0.14	0.07	0.07	50.00
2	二川小学校 （野田市桐ケ作）	校庭 （土）	100cm	0.08	0.04	0.04	50.00
			50cm	0.08	0.04	0.04	50.00
			5cm	0.09	0.04	0.05	55.56
3	木間ケ瀬保育所 （野田市木間ケ瀬）	園庭 （土）	100cm	0.08	0.04	0.04	50.00
			50cm	0.08	0.04	0.04	50.00
			5cm	0.09	0.04	0.05	55.56
4	尾崎保育所 （野田市尾崎）	園庭 （土）	100cm	0.08	0.04	0.04	50.00
			50cm	0.09	0.05	0.04	44.44
			5cm	0.11	0.04	0.07	63.64
5	川間駅南第１公園 （野田市岩名一丁目）	公園 （土）	100cm	0.07	0.04	0.03	42.86
			50cm	0.09	0.04	0.05	55.56
			5cm	0.09	0.04	0.05	55.56
6	東部中学校 （野田市目吹）	校庭 （土）	100cm	0.09	0.04	0.05	55.56
			50cm	0.09	0.04	0.05	55.56
			5cm	0.10	0.04	0.06	60.00
7	野田幼稚園 （野田市野田）	園庭 （土）	100cm	0.11	0.06	0.05	45.45
			50cm	0.11	0.07	0.05	36.36
			5cm	0.13	0.06	0.07	53.85
8	うめさと子ども館 （野田市山崎）	園庭 （土）	100cm	0.13	0.04	0.09	69.23
			50cm	0.17	0.04	0.13	76.47
			5cm	0.25	0.04	0.21	84.00
9	福田保育所 （野田市木野崎）	園庭 （土）	100cm	0.19	0.04	0.15	78.95
			50cm	0.21	0.04	0.17	80.95
			5cm	0.23	0.04	0.19	82.61

3　空間放射線量の分布と時間変動

空間放射線量率の測定は、地域的な傾向を把握するため事故 3 カ月後の平成 23 年 6 月から、各地域 1 地点の定点測定を開始した。当初は南部・福田地域の測定地点で比較的高い値を示し、最大で毎時 0.25 マイクロシーベルトの場所があった。これは、文部科学省が実施した航空機モニタリングの結果と同様の傾向であった。

原子力発電所の事故 3 カ月後（平成 23 年 6 月）と 13 年後（令和 6 年 3 月）の各地点における測定値を比較すると、平成 29 年度までに行った対策等により空間放射線量率が約 40～80%低減されている。

今後も同一地点における空間放射線量率を継続的に測定し、変動を監視していく。

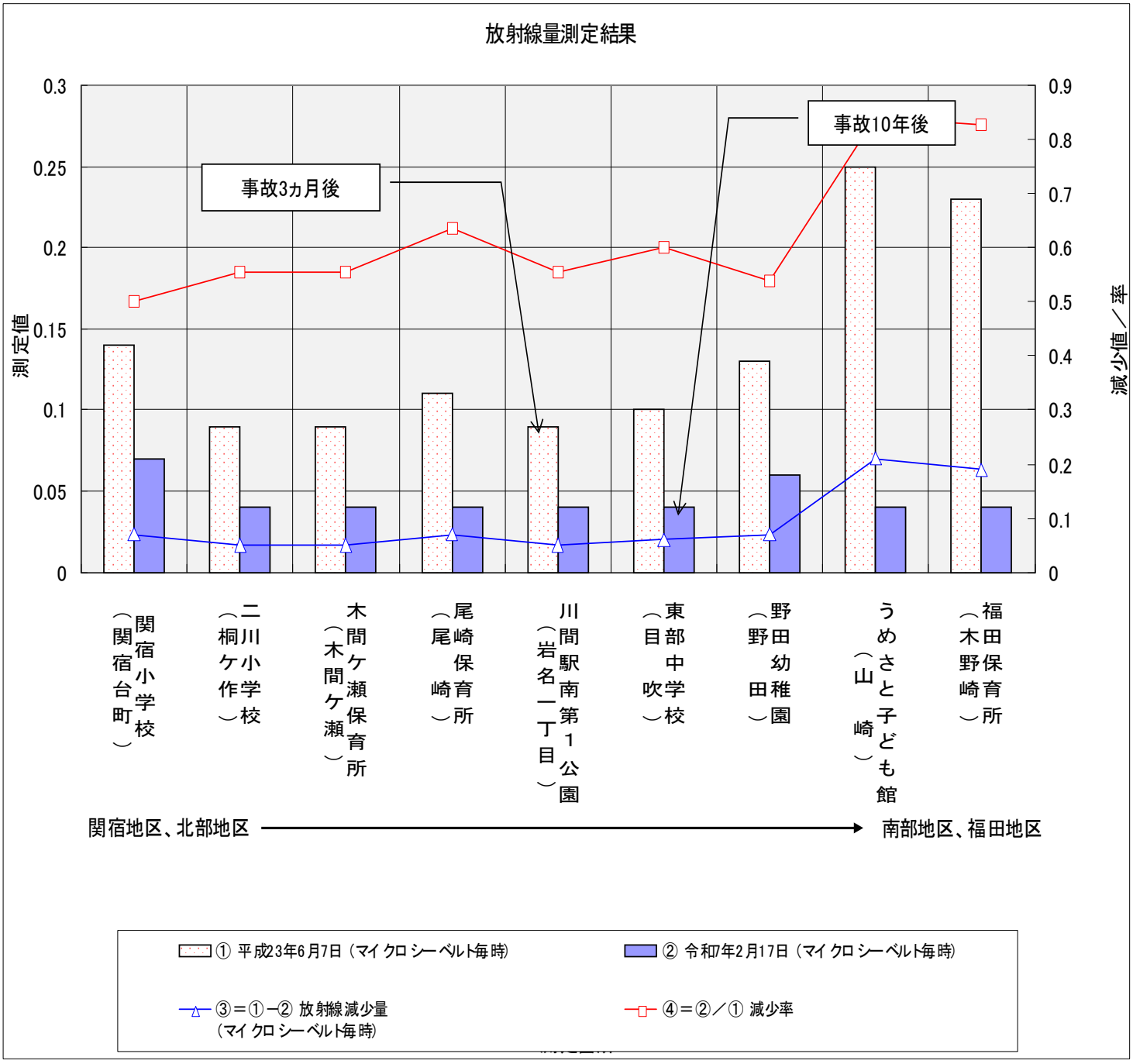
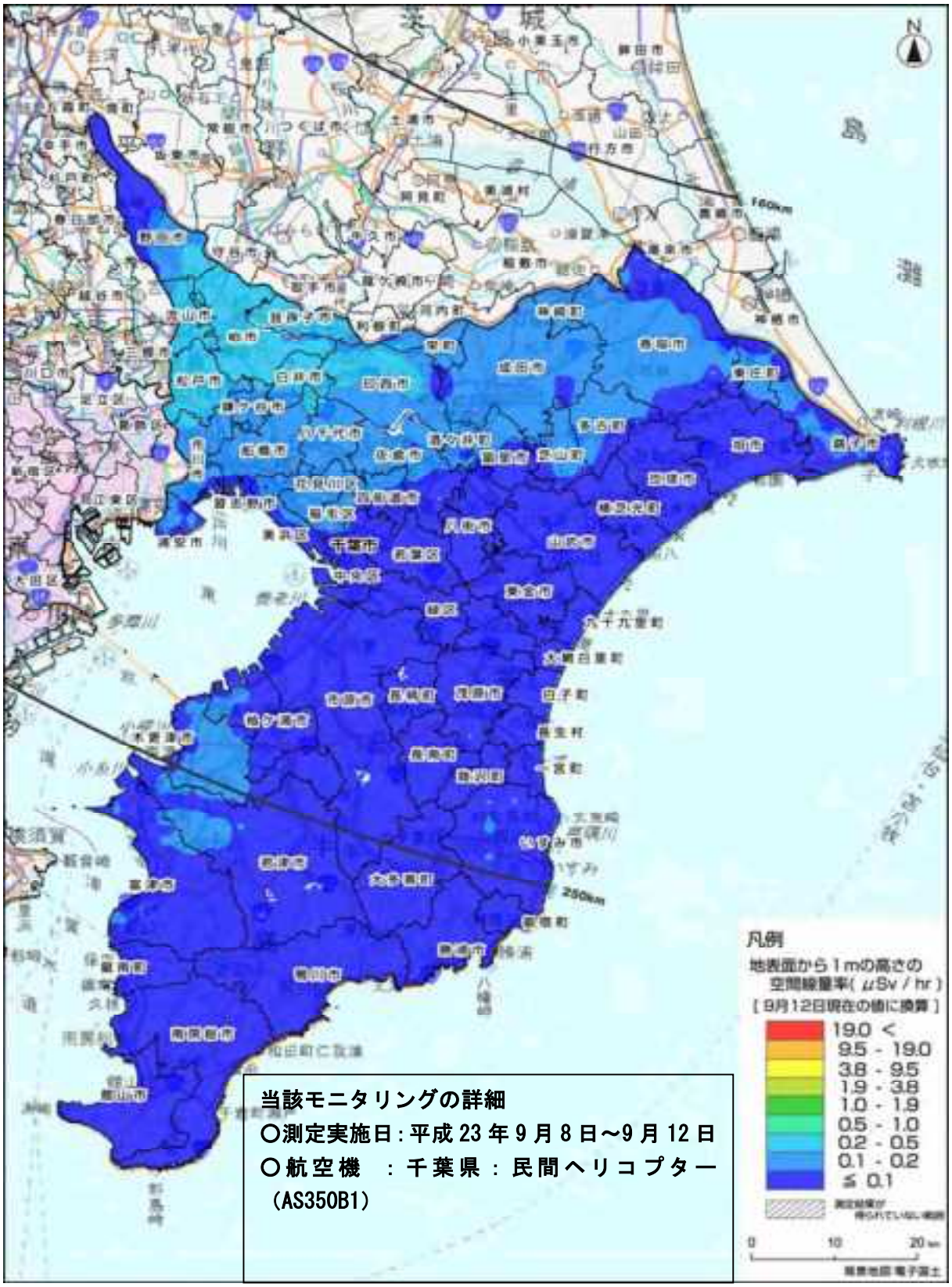


図 12-1　空間放射線量分布及び減少状況



参考：文部科学省による埼玉県及び千葉県の航空機モニタリングの測定結果について
（千葉県内の地表面から1m高さの空間線量率）
文部科学省による埼玉県及び千葉県の航空機モニタリング（平成23年9月29日発表）より

令和７年度　野田市環境調査報告書

発 行 年 月：令和８年３月
編集／発行：野田市環境部環境保全課
〒278-8550　千葉県野田市鶴奉７－１
電話：04-7123-1753

この冊子は再生紙を使用しております。

議案第２号

野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例の重点区域について

１．ポイ捨て等禁止重点区域におけるパトロールの実施状況

野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化に関する条例の施行に伴い、市では平成 27 年 5 月から、市内各駅（東武野田線各駅周辺）におけるポイ捨てや路上喫煙の状況調査を実施しました。特に、平成 27 年に実施した重点区域指定の検討に向けた各駅前のゴミ回収調査では、梅郷駅において他駅の 4 倍以上のゴミが確認され、違反喫煙者も多いという実態が判明しました。この結果を踏まえ、市では平成 28 年 4 月 1 日より、梅郷駅東口および西口周辺地域を、違反者に対して 2,000 円の過料に処する「路上等喫煙、ポイ捨て等禁止重点区域」に初めて指定しました。

その後、職員による調査や委託パトロールを経て、現在は防犯推進員によるパトロールを平日に毎日実施し、環境美化の徹底を図っているところです。

２．川間駅の新規指定と梅郷駅における環境整備について

これまで市では、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化に関する条例に基づき、梅郷駅を重点区域に指定して美化推進の徹底を図ってきました。

近年の川間駅周辺における状況を踏まえ、市民の安全で安心な通行の確保とさらなる環境美化を推進するため、令和 8 年 4 月 1 日より、川間駅北口および南口周辺地域を新たに重点区域に追加指定し、重点区域であることを示す看板と路面標示を設置し、のだ市報（令和 8 年 3 月 1 日号）等で周知するとともに、地元自治会等への説明を行いました。

また、これと併せて、指定から 10 年が経過した梅郷駅周辺につきましても、風雪により破損等の劣化が進んでいた路面標示の張替え工事を行いました。

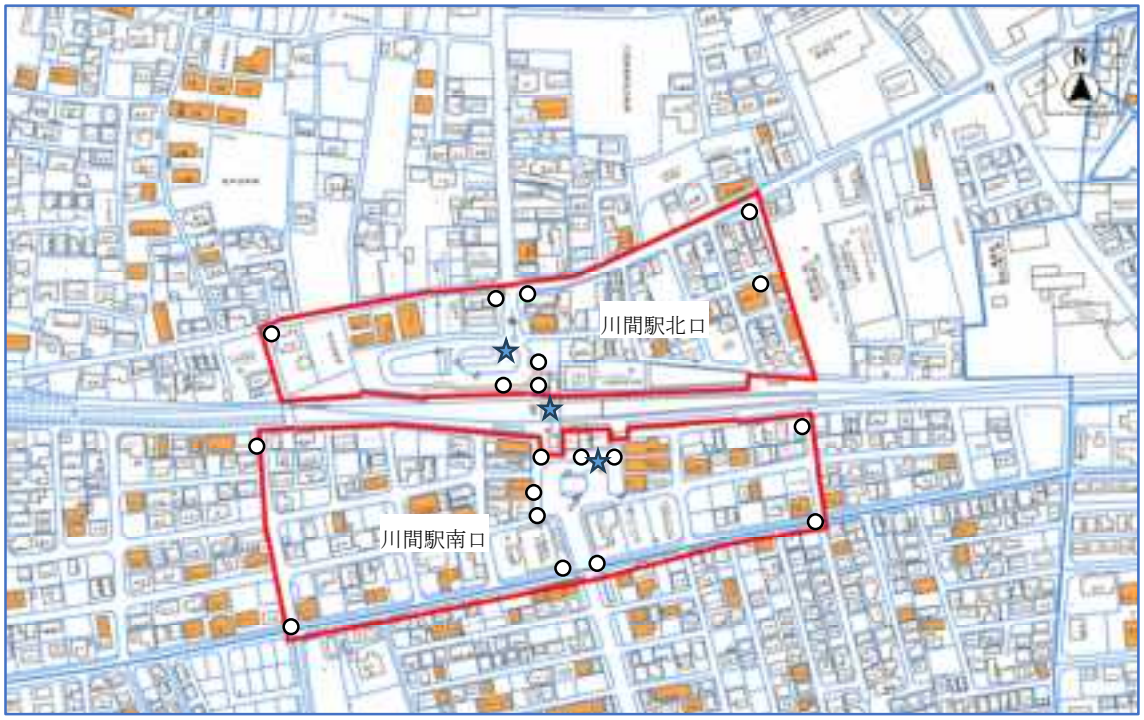
なお、今回の工事にあたっては、外国人の方にも分かりやすいよう英語表記を追加するなどデザインを刷新しております。

（１） 重点区域について

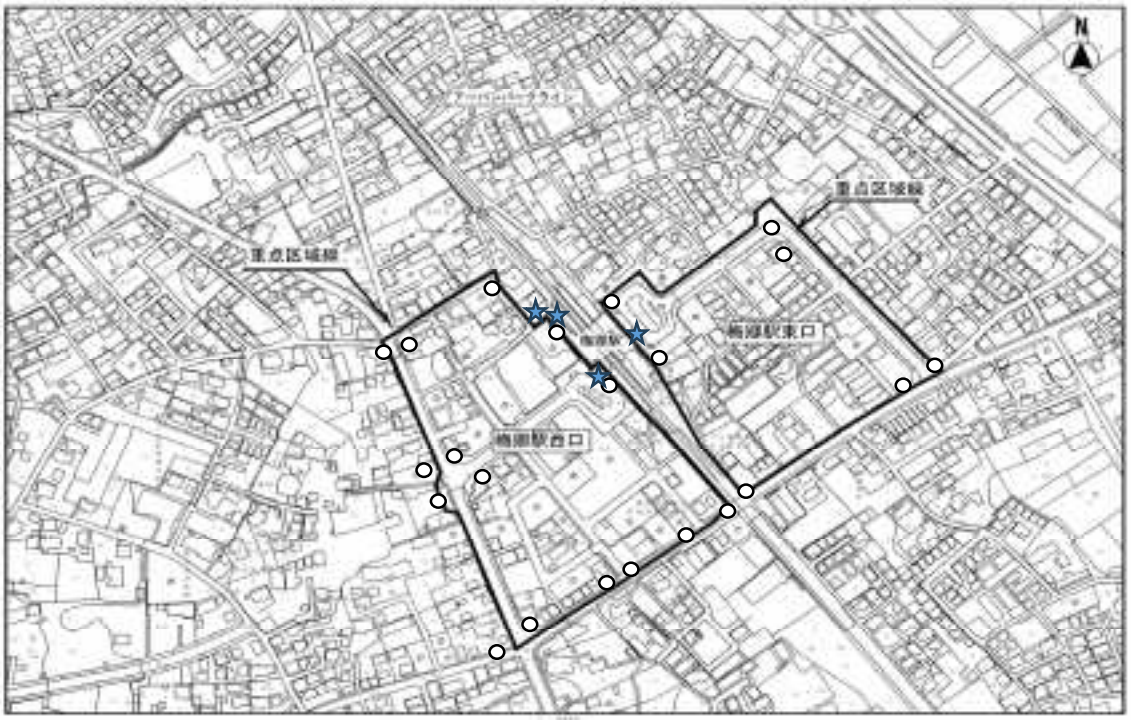
現在、下記の４カ所を重点区域にしています。

① 川間駅北口周辺　　約 2.5ha
② 川間駅南口周辺　　約 3.4ha
③ 梅郷駅東口周辺　　約 4.1ha
④ 梅郷駅西口周辺　　約 5.4ha

川間駅重点区域指定（令和８年４月１日）の範囲



梅郷駅重点区域指定（平成 28 年４月１日）の範囲



○は路面標示の設置箇所

★は標識看板の設置箇所

（２） 川間駅周辺における新規指定と看板・標示の設置

・標識看板の設置

・設置数：合計３基

・内訳：北口・南口周辺に２基／駅地下通路に１枚

【北口設置看板】



【南口設置看板】



【駅地下通路設置看板】



・路面標示の設置

・設置数：合計１９箇所

・内訳：北口周辺：８箇所／南口周辺１１箇所

（３） 梅郷駅周辺における路面標示の張り替え

・路面標示の張り替え数：合計２２箇所

・内訳：東口周辺：７箇所／西口周辺：１５箇所

【路面標示】



（４） 実施内容

ア．巡視および指導内容

重点区域内におけるポイ捨て状況を把握するとともに、違反喫煙者の有無を確認しています。また、歩行喫煙者や携帯灰皿を使用していない違反行為者に対して、周知および指導を実施しています。

イ．実施時間帯・場所

平日の朝夕に、川間駅（北口・南口）および梅郷駅（東口・西口）を交互に巡視しています。

朝の時間帯：午前 8 時 00 分から午前 9 時 20 分までのうち 30 分間

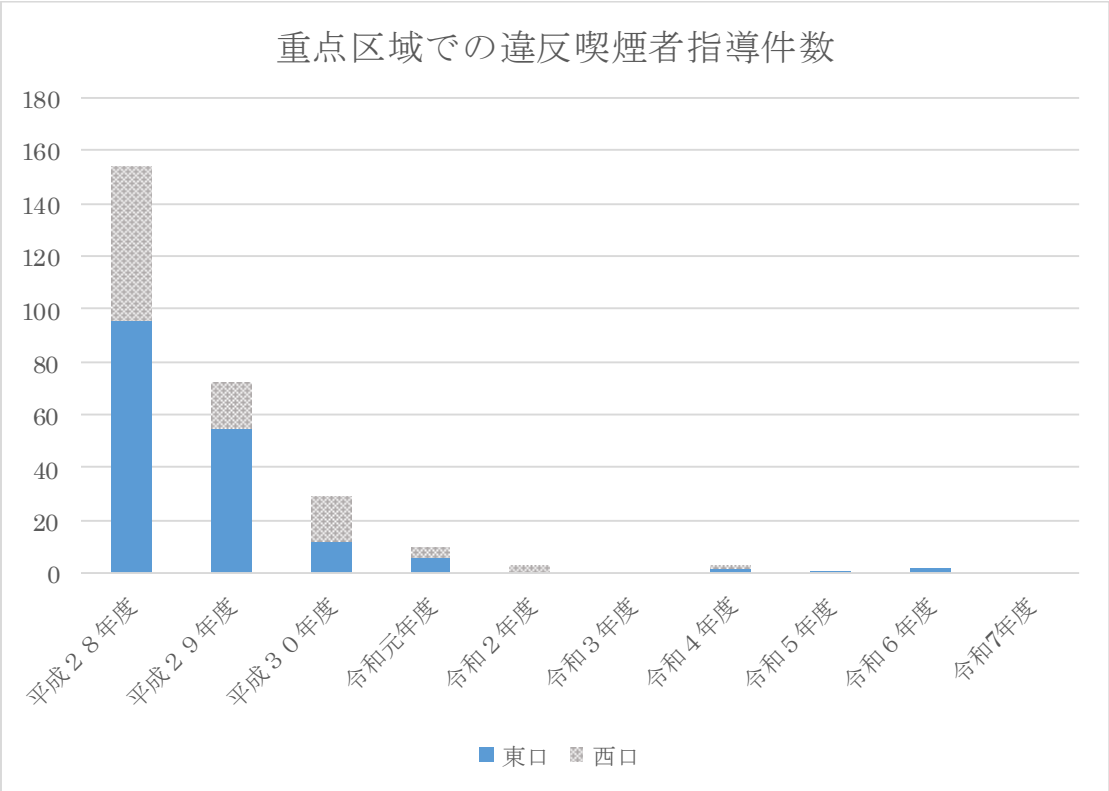
夕の時間帯：午後 5 時 30 分から午後 6 時 30 分までのうち 30 分間

（５）重点区域の違反喫煙者の状況について

重点区域に指定して以降の指導件数については以下の通りです。

	川間駅北口	川間駅南口	合計
令和　８年度（８月末まで）	0	0	0

	梅郷駅東口	梅郷駅西口	合計
平成２８年度	96	58	154
平成２９年度	55	17	72
平成３０年度	12	17	29
令和　元年度	6	4	10
令和　２年度	0	3	3
令和　３年度	0	0	0
令和　４年度	2	1	3
令和　５年度	0	1	1
令和　６年度	2	0	2
令和　７年度	0	0	0
令和　８年度（８月末まで）	0	0	0



令和８年度　防犯推進員による路上等喫煙等巡視結果

実施月	箇　所	実施回数	可燃（袋）	不燃（袋）	たばこ（本）	ペットボトル（本）	缶（本）	ビン（本）	その他
４月	梅郷駅東口	4	6	0	~~2~~	~~0~~	~~0~~	~~0~~	~~2~~
	梅郷駅西口	3	5	1	~~3~~	~~1~~	~~0~~	~~0~~	~~1~~
	川間駅北口	5	4	4	~~4~~	~~4~~	~~0~~	~~2~~	~~0~~
	川間駅南口	4	5	2	~~3~~	~~3~~	~~0~~	~~2~~	~~1~~
	計	16	20	7	~~12~~	~~8~~	~~0~~	~~4~~	~~0~~
５月	梅郷駅東口	4	5	1	207	2	0	0	1
	梅郷駅西口	6	7	5	36	5	5	1	0
	川間駅北口	2	2	2	23	2	5	1	1
	川間駅南口	3	3	3	29	4	0	0	0
	計	15	17	11	295	13	10	2	0
６月	梅郷駅東口	4	4	3	109	1	0	2	0
	梅郷駅西口	3	3	3	61	2	0	1	1
	川間駅北口	5	5	3	172	5	0	0	0
	川間駅南口	6	6	6	187	7	0	0	3
	計	18	18	15	529	15	0	3	0
７月	梅郷駅東口	4	4	4	141	3	0	0	0
	梅郷駅西口	4	4	3	97	3	0	0	1
	川間駅北口	7	6	5	211	3	0	1	1
	川間駅南口	4	4	3	73	3	0	0	0
	計	19	18	15	522	12	0	1	0
８月	梅郷駅東口	3	2	2	89	1	0	0	0
	梅郷駅西口	6	7	3	98	7	0	0	0
	川間駅北口	4	4	4	107	6	0	0	1
	川間駅南口	4	4	3	115	2	0	0	1
	計	17	17	12	409	16	0	0	0
合計	梅郷駅東口	19	21	10	546	7	0	2	1
	梅郷駅西口	22	26	15	292	17	5	2	2
	川間駅北口	23	21	18	513	16	5	2	3
	川間駅南口	21	22	17	404	16	0	0	4
	計	85	90	60	1755	56	10	6	10

令和８年度　市職員による川間駅路上等喫煙等巡視結果

実施日	場　　所	灰皿無	歩行喫煙	ポイ捨て	たばこ（本）	ペットボトル（本）	缶（本）	ビ　ン（本）
4/17	北口	0	0	0	52	1	1	0
4/30	南口	0	0	0	126	0	0	0
5/14	北口	0	0	0	146	6	3	1
5/26	南口	0	0	0	97	0	0	0
6/9	北口	0	0	0	49	2	3	3
8/28	北口	1	0	0	34	5	2	0
9/10	南口	0	0	0	33	0	0	1
9/15	南口	0	0	0	－	－	－	－

※9/15 は雨のためゴミ拾いは未実施

まとめ

本年４月に重点区域に指定した川間駅につきましては、８月までの５か月間、防犯推進員によるパトロールを実施し、現時点で違反者は確認されておりません。

また、市職員によるパトロールも北口および南口で計８回実施いたしました。その結果、違反者は８月に「立ち止まって喫煙していたが灰皿を所持していなかった」事例が１件のみ確認された状況です。なお、当該違反者に対しては、重点区域に指定されている旨を説明のうえ、携帯灰皿をお渡しして指導を行いました。

川間駅を重点区域に指定して以降、パトロール等の取り組みを通じて一定の抑止効果が表れており、現時点で大きな違反等は確認されておりません。本施策の真の目的は、違反者の検挙ではなく、あくまでマナーの向上とポイ捨ての未然防止にあります。

梅郷駅の事例からも分かる通り、パトロールに合わせたごみ拾い等の美化活動の継続は、清潔な駅前環境をつくり出すとともに、さらなるポイ捨ての抑止にもつながるものと考えております。一方で、依然として駅周辺のゴミの散乱という課題も残されているため、今後は実態のさらなる把握に努める必要があります。

引き続き、パトロールや啓発活動を継続して駅周辺の様子を見守りつつ、放置されるゴミを防ぐための環境改善策など、より実効性のある総合的な対策を検討・講じてまいります。